		7.	出者 大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
第 1 3	基本方針	都追	道府県 観光立国推進の意義 	観光が裾野の広い産業であることから、観光振興が、産業振興のみならず、文化・社会・経済の全ての面に おいて地域振興につながることを明確にされたい。	第1 1.はじめに に反映
章 基 本		都追	節保	棚田や里山、街並みづくりなどで地域を訪れるボランティア活動、産業ツーリズム等の自己研鑽も含めた、 広汎な交流を捉えた「ツーリズム」の概念を基本とし、観光地だけの施策、観光事業者の経済活動ではない、精神的な豊かさや心の幸せを視野に入れ、「観光立国」の推進を目指すこと。	第1 1.はじめに、2.基本的な方針 に反映
的な方針		都這	道府県	・観光は、サービス産業、交通・運輸業、商業など幅広い産業に関連する裾野の広い 産業であり、21世紀のリーディング産業の一つといわれているが、旅館・ホテル等 宿泊業者や土産品業者、交通関係、旅行エージェントなど狭義の観光をイメージする意識が、地域にも行政関係者にもまだ根強いのが現状である。・観光客のニーズが多様化し、地域が提供するサービス如何によっては、地域に生産波及効果や雇用創出効果など地域活性化の切り札にもなり得ることから、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」という観光の原点に立ち返って、真に観光立国を推進することの意義を国民共通の認識となるよう周知徹底を図ってほしい。	
		政	令市	国、地方、官、民が縦横に連携して国をあげて取組を推進するため、本格的な少子高齢・人口減少社会と国際交流時代を迎える中での観光立国の実現の重要性や国家戦略としての位置付けの明確化が必要である。	第1 2.基本的な方針 に反映
		市	町村	中国でオリンピック開催に起因する交通整備の一環として、タクシー台数の増加を推進したところ、超過供給に陥り、渋滞の慢性化、CO2排出量の急増等の事例が発生したようです。本計画第3(1) における交通施策の「総合的な整備」とは、単に物量的な増加を意味するものではなく、小片の環境に及ぼす影響等も考慮することによって、「観光立国」と同時に「環境立国」をも目指す必要があると考えます。	第1 2.基本的な方針 に反映
		但	国人	「地方においても交流人口、滞在人口を増やすための施策」が必要。 交流によって地元の人の価値観も変わり、誇りや生き甲斐が生まれる。この精神的な部分の明記が重要と 思われる。	第1 2.基本的な方針 に反映
		業界	界団体	日本経済にとって「観光」あるいは「観光産業」が極めて重要であることを広く社会、国民に強く訴えたうえで、観光客に対する「ホスピタリティマインド(歓迎、おもてなしの心)」醸成の重要性を国民に強く説くべきである。 「観光」は、国内にあっては、「地域の活性化」「雇用機会の拡大」、国外にあっては国民レベルの「平和交流」「相互理解」につながる重要なツールであることを明記する。 (JATAでは、「旅の力」として「文化の力」「交流の力」「経済の力」「健康の力」「教育の力」の5項目をツーリズムの効果・効用として表現している。) 観光産業の付加価値は12.3兆円、その経済波及効果は29.7兆円、雇用効果が469万人にも上る基幹産業であることを明記する。(TIJ「21世紀のリーディング産業へ2006」に記載)	
		業界	界団体	観光立国の主体は国民であること、つまり、すべての国民がゆとりと安らぎを求め観光旅行が容易にできる社会の実現を図る旨を基本方針に盛り込まれたい。	第1 2.基本的な方針 に反映
		業界	界団体	21世紀の国づくりのキーワードは「環境・景観・観光」	第1 2.基本的な方針 に反映
		都追	道府県 国際観光振興方策の推進	観光ニーズや形態が変化し、国内旅行客が伸び悩むなか、長野県では海外からのインパウンドの促進に取り組むとともに、平成19年度中に、平成20年度から24年度までの観光振興施策の指針となる「観光振興基本計画」を策定する予定である。ついては、同計画を観光立国推進基本計画と可能な限り整合したものにしたいので、観光立国推進基本計画には、国際観光の振興を図るための方策などをできるだけ具体的な施策を盛り込んでいただきたい。	
		都這	道府県	長期的視野に立った、一過性の取組ではない国際ツーリスト誘致を図ることとし、国際ツーリストが一人でも安心して、安全・快適に旅行できる地域づくりを進め、地域に根付いた交流ができる受入態勢づくりに、地方自治体との連携を強化し取り組むとともに、世界に誇り得る数多くのツーリズム資源を十分に活用した国際ツーリスト誘致の一層の推進を目指すこと。	第3 3.国際観光の振興 に反映
		業界	P団体	観光立国の実現に向けては、観光関係事業者のみならず、すべての国民が「おもてなしの心」を持って外国 人観光客の接遇に努めることが重要であり、この点についても基本方針に盛り込まれたい。	第1 2.基本的な方針 に反映

	 提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	業界団体		国際観光が国際相互理解の増進のみならず、観光収入を通じて開発途上国の貧困を軽減することで国際平和に寄与することに鑑み、「国は、開発途上国に向けた国民の観光旅行の促進が図られるよう努める」旨を観光立国推進計画中に盛り込んでいただきたい。	第3 3.(二) (開発途上国等の観光 振興に対する協力)、 (日本人の海外 旅行の促進)に反映
	業界団体		基本計画においては、外国人観光旅客の来訪促進事業(外客誘致事業)を基幹の政策として位置づけること。 外客誘致事業を効果的に行うには各市場において実施する事業からのフィードバックや現地における日頃の情報収集活動から得られる市場動向の把握が必要不可欠であることから海外に13カ所の海外宣伝事務所を有し外客誘致専門の職員を配置するJNTOの政府観光局としての位置づけを明確にすること。	立行政法人国際観光振興機構の活動
	経済団体			第3 3.(一) (査証発給手続の簡素 化·円滑化)、(出入国手続きの迅速化・ 円滑化) に反映
	経済団体		べきである。将来的には、VJC実施本部とJNTOについて、それぞれの長所を活かす形での機能の一本化に向けた検討を行うべきである。	第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 に反映
	都道府県	地域における観光地づくりの方向性について	「交流人口」の拡大を目指した「地域づくり」「交流の仕掛けづくり」が、地域の中の内発的な意識を高め、住み心地の良い地域づくりにつながる。自然環境や文化保全力なども含め多面的な機能が地域の活力づくりを可能とするという視点で、地域の「元気」づくりを基本とすること。	第12.基本的な方針 に反映
	都道府県		基本法制定の経緯(観光立国の意義)からは、外国からの来訪促進に注目されているが、基本計画の策定にあたっては、美しい日本の観光地づくり(日本人が訪れて魅力的に感じ、美しい日本の伝統や歴史を伝えるといった観光地づくり)も重要な要素として捉えていただき、まずは魅力的な「住んでよし」の観光地づくりにも配慮したものとして策定していただきたい。	第1 2.基本的な方針 に反映
	都道府県		以下の点を中心に、「REAL JAPAN」をアピールすることについて盛り込まれたい。 (1)外国人に真の日本文化に触れる機会の積極的な提供 (2)都市住民の田舎回帰のニーズを地方の観光に取り込むこと (地方の良さは、単に自然の豊かさや伝統的文化の伝承などに限るのではなく、衣食住や人との触れあいなど広い意味での生活文化にこそ求めるべきである。失われた(つつある)日本固有、地域固有の生活文化の良さを見直し、これに光を あてる取組や施策を充実するとともに、外国人や都市住民に本当の日本を発見し味わってもらう機会を積極的に提供することにより、地域が輝きを放ち、本当の日本、日本らしい日本が後世に伝えられる。また、外国人も都市住民も、本当の日本(REAL JAPAN)を求めている。)	第12.基本的な方針 に反映
	経済団体		基本計画では、「選択と集中」の観点から、創意工夫の発揮により魅力的な空間作りに向けた先進的な取組を行っている地域を支援する施策を打ち出すべきである。	第1 2.基本的な方針 に反映
	業界団体		訪れたところの景観や生活に魅力を感じ、住んでいる人達がこうした魅力を創りあげてきた歴史や文化に誇りを持っているのでなければ、訪れた人達が度々訪れることにならない	第1 2.基本的な方針 に反映
	都道府県	その他施策の推進のあり方について	訪日外国人旅行者誘致促進のための法・制度の整備 羽田空港の再拡張・国際化の推進や首都圏3環状道路の整備など広域交通基盤の整備 大地震や広域テロなどに対処する総合的な危機管理体制の充実 等	については、第3 各項目の施策、 については、第3 1.(三)観光旅行 者の来訪の促進に必要な交通施設の 総合的な整備、 については、第3 4.(四)観光旅行 の安全の確保 に反映
	都道府県		観光立国の実現にあたっては、より多くの人に、そしてもっと使いやすくなることを目指すユニバーサルデザインの考え方に基づき、施策を推進することが求められるものと思いますので、基本計画策定にあたっては、基本計画がユニバーサルデザインの考え方に基づくことを明記するとともに、講ずべき施策においては、ハード面のみならずソフト面も含め、ユニバーサルデザインを推進する施策を盛り込んでいただきたい。	第3 4.(三) (ユニバーサルデザインの考え方に基づ〈観光の促進) に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		業界団体		地球温暖化問題が深刻になっていることから、「地球環境に配慮した観光立国」、「持続可能な観光立国」の 実現に積極的に取り組むことを基本方針に盛り込まれたい。	第1 2.基本的な方針 に反映
		業界団体		観光開発には地域の持続的(サステナブル)な発展が必要。地域の魅力に惹かれて度々訪れるリピーター を増加させることが重要	第1 2.基本的な方針 に反映
		業界団体		「サステイナブルツーリズム (持続可能な観光)」の推進ならびに歴史的文化遺産等の保存推進を明記する。	第3 1.(二) 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発、 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発、 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発 に反映 4.(六) 観光地における環境及び良好な景観の保全 に反映
		業界団体		国民のゆとりと安らぎを求める新しい旅行ニーズの高まり等に対応したニューツーリズム(エコツーリズム、 産業観光、フラワーツーリズム、ヘルスツーリズム、フィルムツーリズム、グリーンツーリズム、など)への取 組強化などツーリズムの高度化を積極的に進める旨、明記する。	第3 4.(五) (ニューツーリズム創出・流通の促進)に反映
		業界団体		・少子化対策への取り組み 観光産業に限られた問題ではないが、「観光立国の実現」を目指す中で、将来の「観光交流人口の減少」 「観光産業労働力の減少」に備えて「少子化対策」に国として積極的に取り組むことを明記する。	第1 2.基本的な方針 に反映
		個人		基本的な方針の中に国、地域、住民、業者の目標の中で地方公共団体に地域住民に地域をもっと理解してもらうべく内容をもり込んでもらいたい。	第12.基本的な方針 に反映
		個人			第1 2.基本的な方針 第4 1.多様な関係者の適切な役割分 担と連携・協力の強化
		業界団体	バランスのとれた観光施策の推 進	インバウンドに偏らず、「国内観光の活性化、および「海外観光(アウトバウンド)拡大による相互交流、相互理解の促進」を三位一体でバランス良く推進することを明記する。	第1 2.基本的な方針 に反映
		都道府県		観光立国推進基本計画の策定に当たり盛り込むべき事項について、施策は法第三章の基本的施策により 網羅されると考えます。なお、基本的方針や目標を定められる際、外国人誘客の促進の視点と同様に、国 内旅行のさらなる活性化についても配慮してください。	第1 2.基本的な方針 に反映
		市町村		国内旅行の充実を図ることにも力を入れた計画にしていただきたい	第1 2.基本的な方針 に反映
		業界団体		観光には三つの領域(日本を訪れる外国人(インバウンド)、国内各地を訪れる日本人、外国を訪れる日本人(ケウトバウンド)があり、観光開発のためには夫々の市場の動向の適確な予測が大切	第1 2.基本的な方針 に反映
		個人		地方にとっては、海外からの観光客だけではなく、国内観光客も重要。地方に伝わる歴史·文化·生活·食を大事にしながら景観形成を進めるまちづくりが重要。	第1 2.基本的な方針、第3 1.(一) (二)全体 に反映
		都道府県	財源の確保	国の観光関係予算の確保に応じた予算措置が困難となっている。地方の厳しい財政事情に配慮した計画とすること。	地方公共団体の財政基盤のあり方については、観光だけではなくより広範な観点から検討されるべき課題であり、基本計画に記載するには馴染まない
		都道府県		国よりも更に厳しい地方の財政状況に照らし、根拠(個別法の整備等)と財源(補助金又は交付金等の確保)の手当を具体的に盛り込む等、実効性のある基本計画となるようご配慮願いたい。	個別具体的な施策の内容については、 基本計画に記載するには馴染まない

項	提出者 大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	政令市	国と地方の役割分担を踏まえて、地方公共団体が観光施策を的確に実施するためには、その財源の安定的確保が重要となってくるため、観光財源の確保策についても観光立国推進基本計画に定められたい。	地方公共団体の財政基盤のあり方に ついては、観光だけではなくより広範な 観点から検討されるべき課題であり、基 本計画に記載するには馴染まない
	市町村	地域の観光資源を活用し、特性に応じた観光振興の展開は、地域によって観光資源の量・質的な観点や観光産業の経済波及効果で考えると大きな格差があり、特に地方自治体においては財政が厳しく、観光の発展途上にある地域では、施策推進には苦慮している背景にあり、様々な助成制度などを活用しようとしてもベースとなる財源も創出できないことが課題である。また、この度の「観光立国推進基本法」第4条に規定する地方公共団体の責務として区域の特性を生かした施策を策定し及び実施する旨の内容によって、地域では実効性を伴う計画を構築する内容と条文は解釈されるものと推察され、こうしたことに対し、観光後進地となる地域でも意欲的に取り組めるよう、運用しやすい小規模の助成制度の構築や更なる拡充を考慮されたい。	ついては、観光だけではなくより広範な観点から検討されるべき課題であり、基
	市町村	計画実施に向け、助成制度の創設等、財政確保に関する施策を確立していただきたい。	地方公共団体の財政基盤のあり方に ついては、観光だけではなくより広範な 観点から検討されるべき課題であり、基 本計画に記載するには馴染まない
者	都道府県 その他	ある程度の計画期間の設定を行い、国の優先順位を明確にされるようお願いしたい。	第4 3.施策の推進状況の点検と計画 の見直し に反映
者	郭道府県	施策の策定にあたっては、具体の誘客活動の前に、知名度認知度を向上させることが不可欠となる地域、 県、都市があることを踏まえ、当該地域等に係る施策について、別項目で検討すること。	第4 4.地域単位の計画の策定 に反映
	政令市	計画の策定にあたっては、国・県・市町村の連携を密にして、スケジュールや策定方法についての情報提供及び具体的な施策に関しての意見照会等を図りながら進めていただきたい。また、中間段階で民間事業者等への情報提供として、WEBでの情報提供や意見照会の方法等を検討いただきたい。	
者	部道府県 国の推進体制	観光産業は、宿泊·交通事業、農林水産業、商工業、情報産業や教育分野なども関連する裾野の広い産業であるため、省庁横断的な施策を講じる必要がある。	第4 2.政府が一体となった施策の推 進 に反映
	市町村	観光が主産業ではない本市は、住民の役割について理解が得られに〈いと思われる。行政内部も同様。国が明確にアビールするため、政策官庁として観光庁を設置し、見える形で国のやる気を示してほしい。	第4 2.政府が一体となった施策の推進 に反映
紅	圣済団体	政府内の推進体制については、これまで国土交通省を中心に各省庁がそれぞれの立場から観光立国に関る施策を検討し、諸施策を実現してきた。今後は基本計画の下で省庁間の連携を更に深め、省庁横断的な施策・事業を企画立案した上で、予算や人員を効率的に活用すべきである。その際、特に、責任体制の明確化、政策の説明責任の履行、事前・事後の政策評価実施等を徹底することが不可欠である。さらに、将来的課題として、観光行政の総合的推進の観点から、行政改革の趣旨を踏まえ、観光庁等の設置のあり方について検討すべきである。	
糸	圣済団体	・魅力ある国づくりの推進という観点から、観光立国推進基本計画と国土形成計画との整合性を図るべきである。 ・観光の広域性に鑑み、地域の基本計画を策定する場合は、国土形成計画のブロック計画との整合性を図るべきである。	第4 4.地域単位の計画の策定 に反映
	個人	縦割りの弊害を避けるため「国において各省庁間の連携を図る」という趣旨を盛り込むべき。	第4 4.地域単位の計画の策定 に反映
者	部道府県 国、都道府県、事業者等の役割 分担の明確化	国、都道府県、市町村、事業者等の役割分担について盛り込んで欲しい。	第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 に反映

	項 提出	☆ 大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	都道		国、地方、民間(観光事業者)の役割分担を明確にしてください。	第4 1.多様な関係者の適切な役割分 担と連携・協力の強化 に反映
	都道	府県	地域には、温泉、自然環境、産業観光、スキー、食や離島など多様な観光資源があるため、地方自治体等が地域の実情に応じて柔軟に対応できるような施策が必要である。 魅力ある観光地づくりのための地元の主体的な取組を推進するため、民間事業者等との連携や組織化を促進するような環境を整備する必要がある。	第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 に反映
	都道	府県	地域のことは地域が決定する地方分権への動きの中で、地域づくりを進めるにあたっては、国と地方の適切な役割分担のもと、地域が主体となる観光立国を推進すること。	第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 に反映
	政会	冷市	観光立国の実現に関する施策については、国、地方が連携しつつも、それぞれが自主的・主体的に責務を果たしていくことによって効果的に進めていくことができるものと考える。観光立国推進基本計画においては、効率的・効果的な観光施策の策定・実施に向けて、まず、国と地方との役割分担を明確に示されたい。	
	政会	?市	神戸市では、神戸観光アクションプランを平成16年2月に策定しており、その中で「魅力ある都市型観光資源の創造」「温かいおもてなし、観光客にやさいいまち」「国際観光の振興」など9つのテーマを挙げている。基本計画概要に挙がっている「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」「観光の振興に寄与する人材の育成」「国際観光の振興」などは、本市の計画とも相通じるものであり、連携して取り組んでいけるような形で進めていただきたい。	担と連携・協力の強化 に反映
	業界	可体	施策の検討にあたっては、国、地方自治体、JNTO、民間企業、その他団体で協議を行い決定する。 ・国、JNTO、VJC事務局、自治体による協議会の設置 ・VJC事務局とJNTOとの一体化 ・国際観光振興に関わる諸団体が連携の取れた施策を行うことでその効果を最大限高められるよう、「外国人観光旅客の来訪促進」のための統一テーマを設定する。 日本が海外に伝えたいメッセージ < 例 > ・決して物価は高くない。(リーズナブルな費用で日本を楽しむことができる) ・言葉が分からなくても安心して旅行できる。 ・日本人は平和を愛する。 毎年、積極的に売り出すデスティネーションを決め、統一キャンペーンを行う。	第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 に反映
		団体	魅力ある国・地域づくりという観点からは、地方自治体、民間が国とも協力しつつ、広域的な観光振興に努めることで主体的な役割を果たすべきである。	第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 に反映
	個	\	地方ごとのマーケティングリサーチに力を注いでほしい。都道府県による観光立国のための計画立案を指導してほしい。	第4 4 地域単位の計画の策定 に反映
	都道	府県 自治体、観光事業者の役割の位置づけと明確化	魅力ある観光地にするためには、住民以外にも、例えばその地域に関わりのある法人(中部電力、NTT他)等の協力も不可欠であり、内容に盛り込めないか。	観光事業者の協力については、第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と 連携・協力の強化 に反映
	都道	府県	観光事業者の具体的な役割・責任を明記願いたい。	第4 1.多様な関係者の適切な役割分 担と連携・協力の強化 に反映
	都道		観光立国の実現・魅力的な観光地の形成がなされるために、例えば、環境・景観の保全や、交通基盤の整備、観光行政全般にわたる取組の広域的な調整等といった、県等の地方自治体がその役割を大きく担うことが予想される部分については、計画の中におけるその位置付けを行うなど、国以外の関係者ごとの目標や施策の例示についてご配慮願いたい。	
	市田	T林寸	・既存施設のサービス水準の向上等を図るための民間活力の活用促進	第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 に反映

		 提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		市町村		国際観光に向けての組織的・統一的な取組みがなされていない。とりわけ、県と市町村の相互意思疎通や連携不足による盛り上がりや一体感のなさを強く感じることから、改善に向けた取組みが必要と思われる。 基本的理念、相互スタンス、役割分担を押さえる必要ありと思われる。	第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 に反映
		業界団体		観光産業はハードからソフトにいたる幅広い領域を包含している。こうした様々な領域にわたって様々な地域の努力が必要	第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 に反映
第 2		業界団体	観光立国実現に向けた数値目 標の設定	観光立国の実現に関する定量的な目標と期限を定めていただきたい。	第2 観光立国の実現に関する目標 に反映
章 数値目		業界団体		訪日外客数だけでなく、訪日外客がもたらす経済効果を数値目標として掲げる。(観光GDP、経済波及効果、雇用効果、国際観光収支等)	第2 1 観光立国の実現のための基 本的な目標 に反映
目標		業界団体		観光による相互理解の促進に関わる目標の設定。(コンベンション、教育旅行、姉妹都市交流、産業分野での交流、生活体験、等)	コンベンションについては、第2 1.観 光立国に実現のための全般的な目標、 4.「国際観光の振興」に関する目標、 教育旅行については、第2 4.「国際 観光の振興」に関する目標に反映
		業界団体		経済波及効果 2005年度 29.7兆円 2010年度 40兆円 雇用効果 2005年度 469万人 2010年度 600万人	は第2 1 観光立国の実現のための基本的な目標 に反映 は旅行業界の生産性向上が求められている中、数値目標としての記述は 馴染まない。
		業界団体		年間の訪日外国人数 2006年733万人 2010年1,000万人 訪日外国人の満足度・リピーター率等	は第2 1 観光立国の実現のための基本的な目標 に反映は、データの把握が困難なため、記述できない。
		業界団体		年間の日本人海外旅行者数 2006年1,754万人 2010年2,000万人 年間の双方向国際ツーリズム規模 2010年に3,000万人 年間の日本人出国率 2006年13.7% 2010年16% 日本人の有効旅券枚数と人口に対する取得率 2006年末3355万冊、人口比26.3% 2010年 4000万冊、人口比32%	は第2 1 観光立国の実現のための基本的な目標に反映は第2 1 にある「訪日外客1000万人」及び「日本人海外旅行者数2000万人」で代替は第2 1にある「日本人海外旅行者数」で代替は有効旅券枚数とアウトバウンドの因果関係が明らかでないため、記述できない。
		経済団体		国・地方における国際観光収入の増加目標 (地方については、広域連携による観光振興の観点から、東北、中部、九州などブロック 単位で目標を設定するのも一案である。)	第2 1 観光立国の実現のための基本的な目標 に反映
		経済団体		空港手続の簡素化·迅速化 (全国際空港における出入国手続にかかる時間平均10分以内など)	第2 4.「国際観光の振興」に関する目標 に反映
		経済団体		日本の対外イメージ、例えば 「伝統とハイテクの国 日本」(最先端技術・伝 統文化・ポップカルチャー)、「四季と食文化の国 日本」(起伏に富む自然、四季折々 の風情、地域独自の食文化)、 「安全・安心ともてなしの国 日本」(治安の良い快適な国、ホスピタリティ)のそれぞれについて、海外における定着度の目標を設定することが考えられる。	

項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
1	都道府県		「2010年までに外客1000万人」などの「売上目標」も妥当ですが、観光地(国)としての質の向上についての目標設定(可能ならば数値化)をお願いします。	第2全体に反映
	市町村		「観光立国推進計画」を策定し観光立国の実現を推進するにあたり、せっかく独自の魅力を有している全国の観光地が画一的な観光地に陥るような事態にならないようご配慮していただきたい。特に、「観光立国の実現に関する目標」に関連し、具体的な目標を設定するとのことでありますが、例に挙げられているような「訪日外国人旅行者数」や「国際会議の誘致件数」など目標となる「指標」を地方自治単位で設定するとなった場合、全国の観光地が一斉に指標の目標値開発に腐心した結果として、かつてのリゾート法の時のような、いわゆるワンパターンの観光開発となることが懸念しております。計画の実施・運用にあたって、この点にご配慮をいただきたい。	第2全体と第4 4.に反映
	個人		国際観光の振興を図るためには、国内における観光の活発化を図る必要があるため、国内における域外観 光客数に係る具体的な目標を設定。	第2 1. 観光立国の実現のための基本的な目標 に反映
	個人		(5)国民の安全、旅行者の安全の確保 を加えてはどうでしょうか	犯罪件数に係る指標は数値目標に馴染まない。
	個人		北海道を語るに、いや、日本を語るにアイヌ文化は、避けて通れないと考えています。観光で歴史を語るなら是非考えるべきです。	個別具体の文化を基本計画に記述するには馴染まない。 なお、第3 1.(一) (国際競争力の高い魅力ある観光地の創出)に反映
1	都道府県	国内旅行促進のための数値目 標の設定	訪日外国人旅行者数だけでなく、都市と農山漁村の相互交流や、地域における様々な体験交流等を含んだ 国内の交流人口に関する目標、更には質的な目標についても設定すること。	第2 1 観光立国の実現のための基 本的な目標 に反映
	業界団体		観光立国の実現を図る上で、全ての国民が最低でも年に1回は家族で国内旅行ができる社会の実現を目指す等の明確な政策目標を設定するとともに、その具体的なメルクマールとして以下の数値目標を設定されたい。 国内宿泊旅行者目標数 年次有給休暇の取得目標数 外客誘致目標数	は第2 1 観光立国の実現のための基本的な目標 に反映は第2 5.「観光旅行促進のための環境の整備」に関する目標 に反映
	業界団体		年間の一人当たり旅行回数と1回当たりの宿泊数 2006年 年1.9回、2.1泊/回 2010年 年3回、4泊/回 年間の国内旅行人数(のべ人数) 2005年 3億2,459万人 2010年 4億人	は第2 1 観光立国に実現のため の全般的な目標 に反映 は第2 1にある「宿泊数」で代替
	市町村		外国人旅行者を中心に考えた目標の設定も大変重要とは思いますが、我が国が、観光大国として持続的に発展していくためには、まずは国民に観光する価値があると評価されるような観光の形成が重要と思われます。日本国民に愛される観光こそが、日本らい、観光の在り方であり、その結果、外国人にとっても魅力的な観光の形成につながるとも思いますので、国内旅行に関する目標設定についても国際観光と同程度の質・量的な目標設定を行う事を要望いたします。	
		依行環境整備に関する目標値 D設定	労働者一人平均の年次有給休暇の取得率 2003年 47.3% 2010年 70% 学校における二学期制導入比率 2006年3月末 小学校 14.0%、中学校 15.3% 2010年 小学校 24.0%、中学校 25.0%	は第2 5.「観光旅行促進のための環境の整備」に関する目標 に反映は、学期制は地域の裁量に委ねられるものであり、政府の基本計画に記載するには馴染まない。
	業界団体		旅行需要の季節平準化、曜日平準化の目標 観光地の景観に対する基準を設定し、達成度を比較する。 観光地の受け入れ体制の達成目標を可能な限り設定し、達成度を比較する。(観光案内所、案内表示の 多言語化、外国人コールセンター、通訳ガイド、ボランティアガイド、観光トイレ、電柱の地中化、公共施設に おけるパリアフリー化など)	

	1 1			提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
-					観光地の受入れ体制の整備に	大学における観光学部・学科数、所属学生数	は、学部・学科の設置は大学の裁量
				жлын	関する目標値の設定	2006年 5学部28学科 約3,000人	に委ねられるものであり、政府の基本
						2010年 10学部50学科 約6,000人	計画に記載するには馴染まない。
						小中学校における「観光関連授業」設定学校比率 現在は、沖縄県、宮崎県 2010年 全国 30%	は、授業の設定は、地域の裁量に委ねられるものであり、政府の基本計画
							に記載するには馴染まない。
							1-13-10 5 1-15 3 4 1 1 5 1 5 1 5 1
				政令市		 道路案内サインの外国語標記の標準化	 第3 4.(三) (道路における案内表
				PX 4 113			示の充実)に反映
				政令市		 観光施設案内サインの外国語標記の標準化	第2 4.「国際観光の振興」に関する目
				TX 4.112		医がた///と6大米ドラグイン のグ / 四日 1日 11 5日 1日	標に反映
				個人		 日標値に、観光旅行の円滑化、利便の向上、安全の確保の面から、観光地のアクセス道路の整備率を設	 第2-2.「国際競争力の高い魅力ある
						定すべき。	観光地の形成」に関する目標 に反映
				都道府県	20H	 国内外の観光旅行の促進のための環境の整備についての具体的な目標を設定するに当たっては、観光統	第2 4 (七)知业に関する統計の数件
				即坦加乐	そのie	当内外の観光派1]の促進のための環境の霊術についての具体的な自信を設定するに当たっては、気光派 計の整備に努め、具体的施策立案に活用できるものとする。また、統計等の実施にあたっては、今後とも地	
						方自治体や事業者に負担を求めないようにすること。	
				都道府県			各自治体や関係事業者との調整につ
							いてはパブコメで対応(措置済み)
							必要な財源措置については、個別具体 的な施策の内容であるため、基本計画
							に記載するには馴染まない。
				都道府県		環境変化との整合性を図るために、PDCAサイクルを導入し、施策の計画的な推進、評価に基づ〈基本計画	
						のステップアップを図ること。	の見直し に反映
第			1 観光地の特性を生かした。			観光地開発に伴う適切な法規制解除への検討	第3 1.(一) (構造改革特区、地域
3 章		事力の高い <u>極力</u> ある観光地の形	た良質なサービスの提供 の確保		の推進		再生の活用)に反映
	玉	成		都道府県		 観光産業の国際競争力の強化にあたっては、地元資本による産業の育成に努めること。また、観光の振興	第3 1.(一) (国際競争力の高い魅
具体	際			H- ~-113714		に寄与する人材の育成については、裾野の広さを求めることを重点とし、特定分野に偏重することのないよ	力ある観光地の創出)、(観光・集客
具体的:	際競争					うな育成に務めること。	サービス、地域資源の活用への支援) に反映
施策	カー						ICIXIX
策	の			都道府県		新たに観光立国推進基本法に盛り込まれた「魅力ある観光地の形成」や「観光人材の育成」等については、	第3 1.(一) 国際競争力のある魅力
	高い					本県においても観光施策推進上の重要施策として位置づけ、観光が産業として持続的な発展が可能となる よう施策の展開を図っているところであり、基本計画に盛り込むべき重要な要素であると考える。	ある観光地の形成、 2.(二) 観光の振興に寄与する人材
	魅					は、別に乗り、後囲を囚りているととうとめり、一本本計画に置り込むいと重要な安系とのると考える。	の育成 に反映
	力						
	ある			都道府県		国際競争力の高い魅力ある観光の形成のため以下の施策を盛り込むべき	第3 1.(二) (世界文化遺産の保
	観					沖縄らしい自然及び伝統的な風景、景観に配慮した社会基盤整備 国際的海洋性リゾート地の形成に向けた支援	護)、 (離島地域における観光振興)、 (半島地域における観光振興)、(海洋
	光					国際の海洋性サブード地の形成に同けた支援 外国人向け旅行商品の開発支援	(十島地域にのける観光派美)、(海洋 性レクリエーションの振興)、(マリンレ
	地の					沖縄特有の貴重な自然環境の世界遺産への登録	ジャーを活用した地域観光の振興)、
	形					世界遺産「琉球王国のグスク及び関連資産群」の保全・活用、情報発信	3.(一) (国立公園等における外国 人観光旅行者に向けた情報提供)に反
	成						人観光派1] 有に凹げた情報提供)に及る
				±m++			空21()同欧笠会ものまっか もま
				市町村		外国人観光客が利用すべき観光資源を有している離島や山間部の、観光地の整備や、観光資源の利活 用、人づくりを地方主導型で実施するための、地域観光振興交付金制度の創設。	第3 1.(一)国際競争力のある魅力ある観光地の形成 に反映
						197、ハー・ハー・コンエー・エー・スパロン・ロー・マー・ロー・マー・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー・スト	S END G GOVINION TO INCINCT
		1			4	L	

項	提出者 大書	まかな内容 具体的内容(基本的には提出された内容どおり) 基本詩	十画(案)への反映状況
	市町村	カある観光 立・活性化の	-) (国際競争力の高い魅 地の創出)、 (地域の自 の総合的支援)、(地域のま)支援)に反映
	市町村	・観光立国の推進を図るためのコーディネーター、アドバイザー無償派遣制度の創設 ・豊かな自然に恵まれた観光資源の有効活用、地域住民によるガイドとインストラクターの育成、広域連携 強化と情報発信など観光交流を実現するための施策の展開	-) (観光地域づくり人材の)に反映
	市町村	観光産業の圏域(県とか県をまたいだ圏域等)への国際観光プロデューサーの派遣。観光産業に取り組んでいるNPO法人への支援(人材、資金等)。 第3 1.(一発掘と活用	
	業界団体	観光地に於ける照明は、日本ではまともに論じられたことが少ないが、総じてヨーロッパでは、夜の文化としての照明の果たす役割は重要である。 第3 1.(一推進)に反映	
	個人		
	個人	人材の育成と経済、産業、商業全ての人との連携は必要 するには馴	ついては、基本計画に記述 染まない。 ついては、第4 1.に反映
	個人	北海道は、冬景色が北欧のようであると同時に東アジア、オセアニアからみて時差がないことが強みだとき きました。この比較優位を活かさない限り、長期的(持続的)発展はむずかしいと思います。そこを意識すれ ば長期的に発展すると思います。	
	市町村	補助メニューが多く、選択肢が増えたことはありがたいが、採択にかかる補助金が市単独で受けるには高額 基本計画にで使いにくいため、少額の補助メニューを望む。	記述するには馴染まない。
	個人	かした旅行	-) (地域独自の魅力を生 商品の創出)、 (個性ある 推進)に反映
	個人	日本各都市は、街並みが類似しており個性あるとは言い難く、都市部でなくても画一化が進んでいるため、 個性ある景観育成のための規制緩和、新たな規制、優遇制度など各自治体が条例により積極的に景観育 成に取組むべきであり、それを促進する制度を創設する。	-) (構造改革特区、地域 引)に反映
	市町村	都市観光の地方的展開として、「地方都市の中心市街地活性化と回遊性・滞留性の向上による賑わい創出 のリンク」による観光交流作りを位置付け、その仕掛け作りを支援。 第3 1.(一 に資する市場	-) (都市再生・地域再生 街地再開発事業の推進)に
	市町村	大きな祭りやイベント時にネックとなるのが交通規制のための警察への申請や河川使用時(花火大会)の国交省への申請です。年々厳しくなるのと同時に提出書類が増え、責任の所在を実施者自身に持っていこうとするかのように見受けられます。この辺をもう少し柔らかくして頂かないと、多くの市民や観光客のために頑張っていこうとする気持ちや意気込みが失せてしまいます。双方ともに協力しあって開催できるように努力して頂きたい。	

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		都道府県	広域観光ルートの形成促進	国内外から訪れる観光客の多様化するニーズに対応するためには、県域を越えた広域的な周遊観光など、地域の魅力を向上させる取組や受入体制の整備などについて検討する必要がある。また、広域的な観光交流の活発化を図るためには、民間(旅行業界など)を巻き込んだ展開も考えられる。	
		都道府県			第3 1.(一) (広域連携による観光振興の促進)に反映
		都道府県		共通のテーマでストーリー性のある広域観光ルート(例えば、中四国共有の財産である瀬戸内海の多島美や歴史文化をテーマとして広域観光ルート)を開発する等、広域的な地域全体の魅力を向上させるような施策を計画に位置づけられたい。	
		都道府県		近隣府県が連携しテーマ性を持つ広域観光ルートを形成する取組みに対する支援について盛り込んでいただきたい。	第3 1.(一) (広域連携による観光振興の促進)に反映
		都道府県		訪れる人の視点に立って、広域的な連携を継続して支援する、専門的知識・技術を有するコーディネーターの配置が有効。	第3 1.(一) (観光地域づくり人材の 発掘と活用)に反映
		都道府県			第3 1.(一) (広域連携による観光 振興の促進)に反映
		政令市			第3 1.(一) (広域連携による観光振興の促進)に反映
		市町村		周遊観光の推進をすすめるため、市町村や各観光施設のネットワーク強化に取り組み、代表的な観光地以外の市町村へも立ち寄れる観光ルートの開発をお願いしたい。	第3 1.(一) (広域連携による観光振興の促進)に反映
		市町村			第3 1.(一) (広域連携による観光振興の促進)に反映
		市町村			第3 1.(一) (広域連携による観光 振興の促進)に反映
		個人			第3 1.(一) (広域連携による観光振興の促進)に反映
		個人			第3 1.(一) (広域連携による観光 振興の促進)に反映
		業界団体		観光地づくりにとって極めて大切な要素。周辺地域との連携が求められる。 航空機の発達は観光地を国際的な競争の中に置くことになった。観光地づくりは国際的な視野をもって進め られる必要	第3 1.(一) (国際競争力の高い魅力ある観光地の創出)、(広域連携による観光振興の促進)に反映
		都道府県	地域の観光地づくりへの取組みに対する支援の充実	国においては、観光ルネサンス事業により地域が実施する国際観光地づくりの取組を支援しているが、外国人観光客の満足度を高め、リピーターの増加につなげるためには、地域における情報案内機能の整備促進等環境の整備を図っていく必要がある。このため、補助金総額の拡充、小規模事業も対象となるよう事業規模の要件緩和など補助対象の拡充等について、検討いただきたい。	第3 3.(一) (観光マネジメントの強化)、(国立公園等における外国人観光旅行者に向けた情報提供)に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		政令市		観光ルネサンス補助制度については、補助対象事業の総事業費は、単年度あたりおおむね2,500万円以上で補助率が最大40%と示されております。そのため補助対象事業を実施するATA(エリア・ツーリズム・エージェンシー)の自己負担額は1,500万円以上となっております。 札幌市では、同制度が始まって以降、いくつかのATAとなりえる団体に事業申請について働きかけましたが、1,500万円以上の自己負担が障害となり、申請を断念する事例が続出しました。つきましては、補助率の増加について特段のご配慮を願いたい。	
		都道府県		観光地づくりに向けた農林・経産省・国交省間の分野・手法をこえた取組など、省庁横断的な支援制度の創設 FC活動に関する各種手続き・規制の緩和	第3 1.(一) (地域のまちづくりへの 支援)、 第4 1.多様な関係者の適切な役割分 担と連携・協力の強化 に反映
		都道府県		地方の自主性、主体性を発揮し、地域による知恵と工夫にあふれた観光振興が図れるよう支援していただくと同時に、地域が独自の取組に挑戦できるような、経営支援、融資制度の充実を要望する。また、観光地間競争により勝ち組と負け組が生ずることはやむを得ないことではあるが、セーフティネットの整備を図るとともに、積極的な再チャレンジに対する支援の充実を付け加えられたい。	力ある観光地の創出)、 (地域のまち
		都道府県		地域活性化の芽を伸ばすため、構造改革特区と地域再生の制度を充実させ、商店街振興、都市と農村の 交流、まちづくりなど地域の活性化に向けた支援の充実等。	第3 1.(一) (構造改革特区、地域 再生の活用)に反映
		都道府県		地域における交流人口の増加や魅力創出に大きな役割を果たす芸術文化施設や活動に対する支援の拡充。	第3 1.(二) の各項目に反映
		都道府県		「観光ルネサンス」事業については、「地域観光振興計画」策定し、事業実施のための民間組織(ATA)に対し、単年度事業費2500万円以上に対して40%を上限として2ヶ年の補助を行う制度となっているが、国際観光事業のより一層の推進を図るため、制度の拡充を行うとともに補助率を引き上げていただきたい。	個別の助成制度の具体的な内容は、 政府の施策に関する中長期的な計画 に記載するには馴染まない, 意見の内 容については、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。
		市町村		・北海道地域全体で受入するにしても、メインルートや宿泊地に集中するのであれば、今でも地方は不公平感があるので、受入に温度差があるのは、重々承知と思うが、この格差をどの様に対応していくのか。事業として、全道の市町村の観光情報を検索できるシステムの確立を願う。(個々の旅行者が増えておりますので、HP検索ができ、地方も選ばれるスタートラインに付かせて頂きたい。それでも駄目であれば、あきらめもつく。)・人材育成は是非お願いしたいところであるが、メインルートや宿泊地に集中することが予想されるので、サブルートである地方の観光施設もあることから、見捨てることなく、地方の観光振興に繋げていただきたい。(1)観光施設のパンフレット等の翻訳、(2)観光施設標識の設置に対する助成金交付の確立・今、地域では、財政が逼迫し、観光施設整備に傾注できない状況にあることは承知のことと思うので、改修、改良事業への助成制度の確立を願いしたい。	振興の促進)、3.(一) (博物館・美術館等における外国人への対応の促進)
		市町村		観光地でない町村を後押しする制度の充実	第3 2.(一)(二)全体に反映
		市町村		外国人観光客の長期滞在に応えられる環境整備(長期滞在リゾートの外国人観光客の文化交流施設の整備促進(日本文化体験施設の整備支援など)同事業に係る、観光ルネッサンス補助事業の補助率を現行の最大40パーセントから60パーセントへの引き上げ、補助裏の記載対象事業の拡大)	
		市町村		・観光開発事業に対する国・県等の支援(補助)事業の創設及び情報提供	個別の助成制度の具体的な内容は、 政府の施策に関する中長期的な計画 に記載するには馴染まない。意見の内 容については、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		業界団体		積極的かつ効果的に観光地域づくりを行い、他の地域の参考となるような成果をあげている地域等を表彰し、取り組みの一層の推進を支援するとともに、新しい旅行商品の造成や国内外観光の促進につながるようなPRを行う。	
		業界団体		観光地づくりを推進するためには、地方公共団体組織だけではなく、民間企業等が参加する観光協会組織の役割が重要であることから、従来の観光関連企業だけではなく、より幅広い範囲に参加を促し、財政基盤の強化とともに、組織の強化を図る。また、中央観光協会組織は、地域における観光振興計画の策定、各種観光振興事業の企画・実施に対して助言、ノウハウの提供等の支援、コンサルタント業務を行うとともに、観光地域づくりに関わるNPOの支援等を行う。	
		市町村		観光協会など観光に係る団体を設立、運営する場合に、そのノウハウの情報提供をしてほいい。	政府の施策に関する中長期的な計画 に記載するには馴染まない。
		市町村		・観光産業に取り組んでいるNPO法人への支援(人材、資金等)。 ・パンフレットを作成するための翻訳費用(英語、韓国語、中国語等)支援。	個別の助成制度の具体的な内容は、 政府の施策に関する中長期的な計画 に記載するには馴染まない。
		個人		日本の各地域毎に地域が主体的に取組む持続可能な観光客受入れプログラムを整備する必要があり、国民全体にそのような機運を醸成させる取組み、またはプログラム始動時の助成制度創設。	第3 1.(一) (国際競争力の高い魅力ある観光地の創出)、 (地域のまちづくりへの支援)に反映
		個人		観光資源の「再生、再構築」を盛り込むべき。 観光施設の通路などを整備し安全性を図るための助成を要望します。	については、第3 1.(一)国際競争力の高い魅力ある観光地の形成 に反映 については、個別の助成制度の具体的な内容は、政府の施策に関する中長
		個人		観光物産館を各市町村(合併後で良い)に1館たてるための補助と指導	期的な計画に記載するには馴染まない。 の 個別の助成制度の具体的な内容は、 政府の施策に関する中長期的な計画
	2 旅行関連施設及び公共 施設の整備		宿泊施設整備のための支援等 の充実	民宿を含めた県内宿泊施設の魅力向上を図るため、観光ニーズに合わせた施設・整備の改善、宿泊施設の効果的な情報発信への支援について盛り込んでいただきたい。	に記載するには馴染まない。 第3 1.(一) (ホテル・旅館の整 備)、 4.(二) (ホテル・旅館の整備)に反
		都道府県		新しい施策の創出 将来の需要予測をもとに、時代のニーズにあった、その地域にふさわしい、新規宿泊施設の進出や宿坊、 町屋民宿・農家民宿等を創出する施策 既存宿泊施設の再生 既存宿泊施設について、時代のニーズにあった特徴のある施設として再生する施策。	映 第3 1.(一) (ホテル・旅館の整 備)、 4.(二) (ホテル・旅館の整備)、(五) (グリーン・ツーリズムの推進)に反映
		市町村		長期間、低価格で利用できる炊事機能付き宿泊施設の整備促進	第3 1.(一) (ホテル・旅館の整備)、 4.(二) (ホテル・旅館の整備)に反映
		市町村		来訪する外国人への宿泊施設(中長期滞在型)等の整備	第3 1.(一) (ホテル·旅館の整 備)、 4.(二) (ホテル·旅館の整備)に反 映

		項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
			業界団体		観光地の中核をなす宿泊施設の健全な発展を図り、良質なサービスの提供、特に日本文化の表れである旅館におけるおもてなしの継承を図っていくためには、旅館・ホテルの経営基盤の安定を図ることが重要であり、旅館・ホテルに対する税制・金融面での特別優遇制度を創設されたい。	第3 1.(一) (ホテル·旅館の整備)、 4.(二) (ホテル·旅館の整備)に反映
			業界団体		魅力的な観光開発のためには観光の直接的なターゲットになっている歴史的建造物や庭園や伝統的街並みなどの他に、ホテル・旅館といった宿泊施設、地域間交流のためのコンペンション施設、イベントの開催・展示のエンターテイメント施設、健康志向のスポーツ施設、地域の誇りを示す文化施設、地域の産品がそろう商業施設、地域の食文化を楽しむ飲食施設、鉄道・港湾・道路などの交通施設などの質・量両面にわたる充実が求められる。特に、こうした観光施設が様々な宣伝効果をもって地域のイメージ形成に寄与することが少なくないので、こうした施設群を魅力的に創り上げ、保全することが大切である。特に、宿泊施設は観光の楽しみのひとつでもあり、影響が極めて大きいものである。	
			個人		宿泊施設の受入体制・サービスの向上、宿泊約款の提示	第3 1.(一) (宿泊産業における新たなサービスの提供)、 (ホテル・旅館の整備)に反映
			経済団体		ライブエンターテイメントを通じた集客を図るべく、ホール・劇場・映画館、コンベンションセンター、ホテル、レストラン、ショッピングセンター等が集積する特区を設定し、税制上のインセンティブを講じるほか、必要な規制の緩和を図るべきである。	
			都道府県	観光資源としてのカジ/実現の ための法整備	カジノは、まだ日本では認められていないが、世界の多くの国々で開設されており、もはや国際的にも認知されたものとなっている。カジノは有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として経済波及効果や雇用創出効果が大いに期待できる。カジノは、現行法では、刑法の賭博及び富くじに関する罪で規制されており実施することができない。カジノを実現するために必要な法整備を行うこと。なお、その際に地域の実情に即したカジノ運営を可能にする仕組とするなど、地方自治体の意向を十分踏まえるよう留意すること。	ず、基本計画に記載することはできない。
			個人		新たな観光魅力として、先進海外リゾートとして比較して欠けている「ゲームエンターテイメント(カジノ)」の導入検討を願いたい。実現に伴う諸問題、法令に合致した運営方法のあり方に対する調査研究も併せて検討願いたい。	
			業界団体		中化、看板・広告物の撤去を促進する措置を講じられたい。	第3 1.(一) (無電柱化の推進)、 (二) (快適な散策ネットワークの整備)、 4.(六) (観光地における屋外広告物に関する制度の充実)に反映
			個人	景観保全のための関連施設の 整備	観光において交通施設からみた景観が大きな影響を及ぼすその評価・向上や効果についての研究を幅広〈公募して行うとともに、交通施設自体の景観への配慮にかかる経費を施設の特性に応じて一定割合認めることを考えるべきである。	
		3.その他	個人	ITを用いた観光地の情報発信	ITを用いた観光地の情報発信を加えてはどうか	第3 4.(二) (観光地における案内表示の整備等情報提供の充実)に反照
į	源の活用による 地域の特性を生	1 史跡、名勝、天然記念 物等の文化財、歴史的風 土、すぐれた自然の風景 地、良好な景観、温泉その	都道府県	世界遺産、国宝・文化財等の文 化資源の観光振興への活用支 援	産業遺産などの地域の観光資源の保護や保全方針	第3 1.(二) (産業観光の推進)、 4.(二) (産業観光の推進)、(五) (産業観光の推進)に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
観光地の形成	他文化、産業等に関する観 光資源の保護、育成及び 開発	都道府県		より多くの国内外の人々に公開、周知できるよう環境整備を行い、その素晴らしさをアピールしていくことが 重要。	第3 1.(二) (文化観光の推進)、 3.(一) (芸術家·文化人等による文 化発信の推進)、(日本文化に関する情報の総合発信)に反映
		都道府県		各地域における個性的な文化資源を活かした体験型観光の促進を盛り込まれたい。例えば、ユニークな美術館を多数擁する瀬戸内海圏域などを中心とした、「面」的な広がりを持つアートツーリズムなどの効果的・効率的な振興策。	
		都道府県		グローバリゼーションの進展する中、日本人としての誇りや郷土愛の醸成は重要であり、「日本ブランド」の 構築には、歴史・文化などを最大限に活用すべきである。 世界遺産をはじめとした文化遺産の保存と活用を図るとともに、特に国土形成の基礎が築かれた古代首都 変遷の時代の文化遺産を拠点として、我が国の歴史を多角的に学ぶことができ、文化創造や交流の場とな るような歴史的・文化的資源の創造を進める施策を盛り込まれたい。 世界遺産をはじめとした文化遺産の保存と活用を促進する施策 我が国の歴史文化やアイデンティティを広く発信するための新たな文化資源を創出するための施策	
		都道府県		地域の素材の磨きあげ 地域の「魅力」を明確にし、その魅力をより深く印象づけるため、楽しみながら体感できるメニューづくりを すすめる施策。 [考えられる取組] ・世界遺産の活用 ・日本の先進的な環境保全技術の有効活用 ・地域づくりサポート(農業体験、自然体験、町家体験)	第3 1.(二) (世界文化遺産の保護)、 4.(五) (グリーン・ツーリズムの推進)、(六) (世界自然遺産地域の適正な保全管理)、(六) 観光地における環境及び良好な景観の保全 に反映
		都道府県		歴史文化遺産の活用の推進 祭り等の伝統芸能を含め、歴史文化を生かしたまちづくりへの文化財活用のための施策の充実 産業ツーリズム施設整備、近代化遺産の活用等への支援	第3 1.(二) 観光資源の活用による 地域の特性を生かした魅力ある観光地 の形成 に反映
		政令市		持続的な観光推進を図る観点から、次の事項について基本計画に盛り込んでいただきたい。 歴史的文化資源の保存再生や観光資源へのアクセス歩道の整備等、観光地としての基盤形成に向けて 取り組む地域づくりに対する支援 地域の伝統産業に加え、歴史的な町並みを活かして新たに展開する商業活動等、集客の観点から有望 と思われる観光産業の誘致・育成に向けた支援 観光活性化の基盤を支える地域住民の郷土愛やホスピタリティ精神の醸成及び、地域固有の歴史文化 理解の促進に関する事項	第3 1.(二) 観光資源の活用による 地域の特性を生かした魅力ある観光地 の形成 に反映
		都道府県		観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成のため以下の施策を盛り込むべき地域固有の歴史・文化遺産等の観光資源に関するニーズ及びマーケット調査映画・TVなどのロケ撮影・ロケ地ツーリズムの推進地域の芸能、文化、音楽等を活用した多様なエンターテイメントづくりに対する支援自然・文化資源等を活用したエコツーリズムに対する支援離島地域の地域特性を活かした「道の駅」の整備	第3 1.(二) 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発、4.(五) (ニューツーリズムの創出・流通の促進)、(エコツーリズムの推進)、(その他のニューツーリズムの推進)、(七) (訪日外国人旅行者に関する統計の充実)に反映
		政令市		世界遺産周辺を含め、良好な景観を有する地域を重点地域として位置付け、税制の見直しなども含めた総合的な支援を行っていただきたい。	第3 1.(二) (良好な景観の形成) に反映
		市町村		産業遺産を活用した観光の推進 ・産業遺産資源の発掘・整備など	第3 1.(二) (産業観光の推進)、 4.(二) (産業観光の推進)、(五) (産業観光の推進)に反映

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	Ī	市町村		交通機関の利便性向上、観光宣伝に必要なパンフレット作成費に対する補助、地域ブランド確立のための / ウハウ・資金の支援、外国語による案内表示の充実等を要望	第3 1.(一) (国際競争力の高い魅力ある観光地の創出)、(地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出)、1.(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備、3.(一) (公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進)、4.(二)(観光地における案内表示の整備等情報提供の充実) に反映
	Ī	市町村		景観形成における文化財的建築物の活用に際し、国指定文化財及び登録文化財を有効に活用できるよう 規制の緩和や支援措置を充実。	第3 1.(二) 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発 に反映
	Ī	市町村		世界遺産、日本遺産、道遺産、更には町、地域遺産の選定を活用	第3 1.(二) 観光資源の活用による 地域の特性を生かした魅力ある観光地 の形成 に反映
	Ē	市町村		・日本文化を基本にした観光産業・資源の発掘	第3 1.(二) 文化財に関する観光 資源の保護、育成及び開発、 温泉 その他文化、産業等に関する観光資源 の保護、育成及び開発 に反映
	Ē	市町村		・若い世代が総合的にわがまちの歴史・文化を学べる機会の創出 ・空き店舗等、既存施設を活用した地元有志による地域の「まちかど博物館」等の企画と整備 ・美しい四季の訪れを告げる行事・祭事の保全、伝承 ・他地区との地区毎の行事・祭事を用いた交流の展開	第3 1.(二) 文化財に関する観光 資源の保護、育成及び開発、 歴史 的風土に関する観光資源の保護、育成 及び開発、 温泉その他文化、産業 等に関する観光資源の保護、育成及び 開発、 3.(一) (日本食・日本食材等の海外 への情報発信)に反映
		ji j	活動、地域農産物を活用した観 光地づくりと支援	観光資源(海岸、砂丘、歴史的建造物名園等)を維持するための保全や復旧等に対する国の助成制度を整備すること。 本県の観光資源である白砂青松の海岸線は、侵食や崩落により長期的な景観の維持に困難をきたす恐れがあり、単に観光資源を保全することは勿論のこと、国土保全の観点からも環境整備が必要であるため。 歴史的構造物や公園等を良好な状態で維持管理していくには、多額の費用を要するため。	なる都市公園の整備の推進)、 (優れた自然の風景地を生かした地域づくり
	·	邓道府 県		国土の67%を森林が占める我が国では、森林や里山の農地等、地域の自然資源を活用した個性的な地域 づくりが必要です。こうした地域資源の活用により地域経済の活性化を図っていくためには、「森林」「癒し・ 健康」「流域・水循環」などに着目した観光戦略を進めていくとともに、様々な政策展開を図っていく上で、こ れらを大きな柱として、必要な施策を推進していくことが重要です。また、こうした地域資源を各地でブランド 化するとともに、森林、里山、河川、湖沼などの保全・活用事業や、これらをフィールドとしたエコツーリズム 等により地域の観光振興と環境保全を両立しながら推進していく必要があります。	ための取組み)、4 . (五) (エコツーリ ズムの推進)、(グリーン・ツーリズムの

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		都道府県			第3 4.(五) (都市と農山漁村の共生・対流の推進)に反映
		都道府県		山陰海岸ジオパーク構想の推進(ユネスコの認証) コウノトリと共生する地域づくりの推進 「尼崎21世紀の森づくり」の推進 国営明石海峡公園の整備及び都市公園事業の推進	第3 1.(二) (地域の観光の拠点となる都市公園の整備の推進)、 (優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進)、 4.(六) (国立・国定公園の保護と利用の推進)に反映
		都道府県		地域の魅力向上に向けて、本物志向の視点に立った、食、特産品等の地域ブランドの振興と、観光資源への活用は、観光の魅力向上と新たな観光の創造につながる個性ある観光地づくりに貢献するものであり重要。	第3 3.(一) (日本食・日本食材等
		都道府県			第3 1.(一) (観光・集客サービス、 地域資源の活用への支援)及び(二) (中小企業による地域資源の活用支援)に反映
		市町村		都市の河川における親水性の確保、快適空間の形成を促すため、河川敷地占用許可準則第七条第四号の「河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに視する施設」の設置については、柔軟な運用が図られるように促すことが必要。ただし、地域性や自然環境を無視した開発は長期的に観て地域力を低下させることにも繋がりかねないことから、整理を促す際には、同時に、河川や自然環境が本来持っている機能や魅力を生かし動植物の生態に配慮した長期的なビジョンが不可欠と思われ、これらの資源性に着目したバランスの良い開発が行われるよう誘導する計画が策定されることを望む。	ための取組み)、(二) (優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進)に反映
		市町村		田舎(地方)の自然を観光資源として活用してもらいたい。	第3 1.(二) (優れた自然の風景地 を生かした地域づくりの推進)に反映
		業界団体		我が国の貴重な温泉資源を保護し乱開発の防止策を強化されたい。また、入湯税の使途を温泉資源の保護及び観光振興に限定されるよう措置されたい。	 第3 1.(二) (温泉の保護及び適正 な利用の確保)に反映
		市町村		地域の特性を生かした観光地づくりのため、農業や林業・漁業など他の産業分野で観光資源となりうる情報の収集が必要ではないかと思う。	第3 1.(二)の全体に反映
		市町村			第3 1.(二) (半島地域における観 光振興)、4.(二) (地域ブランドの振 興)に反映
		都道府県	良好な景観の維持·保全に向けた取り組み	策。	第3 1.(一) (無電柱化の推進)、 (個性あるまちづくりの推進)、(二) (良好な景観の形成) 4.(六) (景観法の活用促進、基本理 念の普及啓発)、(歴史・文化・風土を生 かしたまちづくり支援)に反映

項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	業界団体		観光地へのアクセス向上、自家用自動車・レンタカー等の個人型自動車旅行の促進等の観点から、各地のツーリズムの振興に寄与する道路サービス網の整備や、景観の整備、道路局・地方運輸局・地方整備局が連携した「シーニックバイウエー(日本風景街道)制度」の早急な普及を強力に行なっていただきたい。	
	経済団体		・各地域において、伝統的な街並等を含む街区を景観法に定める「景観地区」に指定し、条例に基づき景観を維持・形成していくことが重要である。地域の発意による景観の維持・形成を促すべく、先進的な取組に対して優先的に財政・税制上の支援を講じるべきである。 ・景観形成に不可欠な建造物の修復・復元、街路樹・公園・緑地・ウォーターフロント等の整備、歩いて廻れる道路づくり等を推進すべく、優先順位をつけた上で、必要な制度上ならびに財政・税制上の措置を講じるべきである。	第3 1.(二) (良好な景観の形成)、 4.(六) (景観法の活用促進、基本理 念の普及啓発)に反映
	業界団体		重要な観光資源である「日本の景観・風景」を守り、育てるために地方自治体で「景観条例」の設定などに積極的に取り組むことを明記する。	第3 1.(二) (良好な景観の形成) 4.(六) (景観法の活用促進、基本理 念の普及啓発)に反映
	個人		国土やその地域の印象は、移動中の交通路から見える風景でおおよそ決まってします。(特に最初の空港や駅から主要目的地までなど)したがって、観光振興には、旅行の利便性向上も重要だが訪れる地域の魅力向上が何より大切(そもそも来る目的がないといくら便利でも来ないし、リピーターにはならない。)そのための交通路における景観(日々状況が悪くなっている。)保全や向上が急務。	第3 1.(一) (景観に配慮した道路 整備の推進)、(道を舞台にした美しい 国土景観の形成)、(道路空間の有効 活用等の社会実験の実施)に反映
	個人		交通路から見た景観を良くする事業や規制などを該当事業の制度の中でできるよう法的、予算的な整備をおこなう必要がある。	第3 1.(一) (景観に配慮した道路 整備の推進)に反映
	市町村		地域固有の文化歴史景観を最大限に活用するために、国、県、広域の支援を願いたい。	第3 1.(二) (良好な景観の形成) に反映
	市町村		当地の第一級の観光資源である白糸の滝は、国の名勝・天然記念物であり、昭和26年の全国観光百選で滝の部第1位に選ばれるなど国内でも屈指のものである。しかし、現状では観光業者の開発が早くから進み、周辺の容姿、景観は劣悪な状況にある。外国人誘客に結び付く可能性の大きい資源が、このような状況にあることは地域はもちろん国益にも反するものと思慮される。 そこで、国益に結び付くような秀逸な資源については、国または県が直接整備できる制度を構築されたい。	第3 1.(二) (優れた自然の風景地 を生かした地域づくりの推進)に反映
	都道府県	自治体等の取組みへの支援	地方自治体や地域あるいは観光事業者が取組む以下の事項に対する支援を明記願いたい。 観光資源の掘り起こし、観光資源の商品化	第3 1.(一) (地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出)に反映
	都道府県		観光資源は個人の所有物件が多く、その維持補修等(例えば、街並保全)に多大な費用がかかること、不便な生活を強いられることなどにより、消滅しているのが現状であり、〈い止める必要がある。また移築等による集約も必要であり、「形成」という言葉だけでな〈「保存と維持」を明確にしてお〈べきである。要綱の第一総則の三の3について、「住民の役割」として「観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとすること」は、上記に対する支援がなければ、机上の空論となってしまうことは明白である。	
	政令市		「文化財の保護」及び「良好な景観の保全」については、両者一体として、国全体での総合的かつ実効性ある支援策を盛り込んでいただきたい。	第3 1.(二) (良好な景観の形成) に反映
	都道府県		地域が主体となる賑わいのあるまちづくり 「まちづくり交付金」の一層の拡充、「中心市街地活性化」の推進等による魅力と賑わいのあるまちづくり 商店街等の活性化対策の強化 第25回「全国菓子大博覧会・兵庫」の開催支援	第3 1.(一) (地域のまちづくりへの 支援)、(都市再生・地域再生に資する 市街地再開発事業の推進)に反映

項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
都	8道府県		1 趣旨 先進的な観光地づくりを行う民間組織への柔軟な補助制度創設等の施策を展開していただきたい。 2 理由 地域主体の観光地づくりの推進に当たっては、これまでの行政主導の地域づくりには限界があり、民	第3 1.(一) (地域のまちづくりの支援)に反映
			間による柔軟な発想による観光地づくりの必要性が叫ばれている。 しかしながら、地域の民間団体は財政基盤が脆弱であるため、まとまった資金の確保が困難なことから、思い描いたブランの具現化に踏み切れないことが多々あることも事実である。 国における地域づくりの補助制度においては、例えば「観光ルネサンス補助事業」のように事業総額2500万円以上、補助率40%など地域の民間団体が補助制度を活用するには、自己負担額等の面で困難な状況になっている。 先進的な地域づくりを、地域の民間団体が積極的に取り組めるよう、適度な予算規模で高い補助率を備えた柔軟な補助制度の創設などの施策を展開していただきたい。	
त	市町村		自然公園利用者に対する安全対策や利便施設としての施設改修等及び誘導看板設置費用に係る財政支援制度の確立(宝くU収益金等による助成金)	個別の助成制度の具体的な内容は、 政府の施策に関する中長期的な計画 に記載するには馴染まない。
त	市町村		音更町十勝川温泉は、世界的にも貴重な「植物性モール温泉」であり、この温泉を中心に観光が成り立っております。一方、近年の水位低下の影響もあり、資源の保護、安定した温泉の供給を目的として、温泉の集中管理方式を採用しております。このような温泉の資源保護に対し、支援策を盛り込んでいただきたいと思います。	
ī	市町村		日本の花火は国際的にも技術評価が非常に高い分野であり、日本各地で開催されている花火大会の多くは十分国際競争力があるものと思われる。よって、花火大会を日本における観光旅行の重点的な分野として位置づけその振興を図る必要がある。	本意見は、国民的な議論が尽くされた 段階とは言えないため、現時点で基本 計画に記載することは困難である。
T i	市町村		日本の原風景について、国が守るべき財産として位置づけられ、国の積極的な保全・改修、観光資源として 地域が自立的に活動できるような支援策を盛り込んでほしい。	第3 1.(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、 (二) (歴史的風土の保存による魅力 ある国づ(りの推進)、 (良好な景観 の形成) に反映
経	圣済団体		産業観光を推進するため、国・自治体は具体的な支援措置を講ずるべきである(産業遺産の改修・保存のための財政・税制支援等)。	第3 1.(二) (産業観光の推進)に 反映
業	業界団体		現在も旅客の宿泊に供している木造建築の旅館・ホテルの修理・増改築に関する税制・金融面での支援措置を講じられたい。	第3 2.(一)(宿泊産業の国際競争力 の強化)に反映
	個人			第3 1.(二) (優れた自然の風景地 を生かした地域づくりの推進)に反映
都			九州においては、平成17年4月に官民一体となって九州観光推進機構を設立し、国内大都市圏及び東アジアをターゲットとして九州への観光客誘致を行っています。特に、海外からの観光客の誘致にあたっては、県という狭いエリアではなく、このように九州一体となって広域で連携して取り組むことが重要と考えています。先進的に取り組んでいる九州観光推進機構においては、東アジアからの観光客誘致を積極的に展開し着実に成果が表れています。 また、経済発展のめざましい東アジアからの観光客誘致は、国の目標値である外国人観光客1,000万人を達成する為にも、今後とも最重点地域として取り組むべき地域と考えます。このため、観光立国推進基本計画の策定にあたっては、東アジアからの観光客誘致に資する施策を盛り込むとともに、県境を越えた広域連携を推進することが必要と考えます。 さらに、近年の団体旅行から個人旅行へという旅行スタイルの変化に合わせ、地域の特色を活かした産業観光など、旅行者の趣向の多様化に対応する新たな観光資源を開発・活用することも重要な視点であり、こうした内容にも言及する必要があると考えます。	第3 1.(一) (広域連携による観光振興の促進)、 4.(五)新たな観光旅行の分野の開拓に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		業界団体		活用されるべき観光資源は極めて多様である。実際の観光地づくりではこれ等の幾つかを統合して考えることが少なくない。この場合には観光開発の統合コンセプトを明らかにすることが大切	第3 1.(一) (国際競争力の高い魅力ある観光地の創出)、(広域連携による観光振興の促進)に反映
		都道府県		REAL JAPAN のアピール (再掲) 地方の良さは、単に自然の豊かさや伝統的文化の伝承などに限るのではなく、衣食住や人との触れあいなど広い意味での生活文化にこそ求めるべきである。失われた(つつある)日本固有、地域固有の生活文化の良さを見直し、これに光をあてる取組や施策を充実するとともに、外国人や都市住民に本当の日本を発見し味わってもらう機会を積極的に提供することにより、地域が輝きを放ち、本当の日本、日本らしい日本が後世に伝えられる。 外国人も都市住民も、本当の日本(REAL JAPAN)を求めている。・外国人に真の日本文化に触れる機会を積極的に提供する・都市住民の田舎回帰のニーズを地方の観光に取り込む	第3 1.(二) (文化観光の推進)、 3.(一) (日本文化に関する情報の 総合発信)、 4.(五) (グリーン・ツーリズムの推 進)、(都市と農山漁村の共生・対流の 推進)に反映
		市町村		田園風景などを観光資源とした場合に、その景観の保全にかかる経費について措置を講じてほしい。	第3 1.(二)観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成 に反映
		個人		観光の振興に寄与する研究を幅広〈公募して行うことが必要である。	第3 1.(一) 各項目に反映
		個人	その他	鹿屋航空基地資料館に展示されている過去の戦争の中で家族を思い国を思い散華されていった方々に対し感謝できる素直な気持ちを持って平和に対する取組みを発信する施設をめざす。	個別の事業の具体的内容は、政府の 施策に関する中長期的な計画に記載 するには馴染まない。
		個人		観光地の景観保全の観点から、国立公園等の観光地域には有害図書等自動販売機の設置に関して何らかの制限を設けてほしい。	個別の事業の具体的内容は、政府の 施策に関する中長期的な計画に記載 するには馴染まない。
第3節 観光旅 行者の来訪の促 進に必要な交通 施設の総合的な 整備	1 国際交通機関及びこれ に関連する施設の整備		地方空港の利便性の拡大に向けた取り組み	・新千歳空港の利便性確保 昨年11月に開催された日中首脳会談において、2007年の両国の観光相互交流人口の目標値が500万人と 定められました。両国間の観光交流を拡大する上で、航空輸送量の増も重要と考えますが、現在、新千歳 空港は防衛上の観点から、中国からの定期便の乗り入れが一部の曜日・時間帯に制限されております。 つきましては、各省庁の連携をいっそう密にし、横断的な英知を結集のうえ、制限の緩和に取り組んでいた だけるよう、特段のご配慮を願いたい。	意見の内容については、今後、関係省庁において調整してまいりたい。
		都道府県		・新千歳空港の国際拠点化の促進 北海道が世界に開かれた地域として発展していくためには、新千歳空港を人やモノが活発に交流する国際 拠点空港としていくことが極めて重要であることから、国際線旅客ターミナル施設の整備や長距離国際路線 の安定就航が可能な空港として整備を図っていただきたい。	個別具体的な社会資本整備事業の実施は、政府の施策の総合的な計画に記載するには馴染まない。
		市町村		・新千歳空港国際線旅客ターミナルの早期完成 ・新千歳空港の滑走路延長(3000m 3500m) ・新千歳空港基本計画に基づく第2旅客ターミナル地域の整備	個別具体的な社会資本整備事業の実施は、政府の施策の総合的な計画に記載するには馴染まない。
		都道府県		海外からの地方への定期航空路線の拡充	第3 1.(三) (旅客ターミナルの整 備)に反映
		都道府県		航空路線の拡大	第3 1.(三) (国際拠点空港の整備等)に反映
		都道府県		国内外航空路線綱の拡充	第3 1.(三) (国際拠点空港の整備等)に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		政令市		羽田空港が国際化されることにより、既存の国内旅行者に加え、東アジア諸国からの外国人来訪客の増加が見込まれ、さらに、神奈川口が開設されることにより、川崎市そして神奈川県西部方面に向けた内外の来訪者の増加が見込まれるため、ぜひ早期の実現を図っていただきたい。	
	-	市町村		現在の観光のアンバランス化の要因として、海外旅行を国内旅行の料金格差があると思います。国内旅行を活発化させ、地域を活性化するためには、地方空港の整備拡充、ダブルトレッキング等が必要不可欠であることから支援策を盛り込んでいただきたいと思います。	第3 1.(三) (国際拠点空港の整備 等)に反映
		業界団体		・地方空港利用の促進のための施策 地方発国際定期便の増設、地方チャーター便利用の促進、ハブ空港を活用しての国内線利用促進の観点から、地方空港から乗り継いで成田、関空などから出国する場合の空港施設使用料の免除や地方の需要喚起のため、主要地方空港からの近距離国際定期便の開設のための外国キャリアの誘致並びに本邦キャリア及び外国キャリアのチャーター便の積極的な展開を図っていただきたい。また、地方空港の利用増進のためのCIQのサービス時間、処理容量等の弾力的運用を図っていただきたい。	第3 1.(三) (旅客ターミナルの整備)に反映
		個人		国際空港から沖縄・離島へのアクセス方法の案内	第3 1.(三) (旅客ターミナルの整 備)に反映
		個人			個別具体的な社会資本整備事業の実 施は、政府の施策の総合的な計画に記 載するには馴染まない。
		個人		との往来も多く、"調布飛行場の国際化に向けた有効利用"を求めるものであります。飛行場の有効的な使用、効果を論ずることで地域住民にプラスの面を伝えることも重要かと思います。具体的には管制官の夜間配置等を検討していただきたい。	第3 1.(三) (国際拠点空港の整備 等)、(旅客ターミナルの整備)に反映。 なお、個別具体的な社会資本整備事業 の実施は、政府の施策の総合的な計 画に記載するには馴染まない。
		市町村	国際貿易港の活用	特に中国や韓国などに面した日本海側を「玄関」として、国際貿易港を使ったインバウンドの推進を図っていただきたい。	第3 1.(三) (旅客ターミナルの整 備)に反映
		個人	国際空港の整備		第3 1.(三) (国際拠点空港の整備 等)に反映
			空港、駅等から観光地へのアク セスの向上	・交通施設等のインフラ整備に際しては、国内主要空港、港湾、鉄道、道路の整備により都心・国内主要都市・観光地へのアクセスの向上を図るべきである。 特に、空港については、羽田空港を中心として24時間化・国際化の推進に取り組むべきである。 ・空港・港湾等における設備のうち、民間のノウハウの活用によってサービスの向上が期待できるものについては、PFI(Private Finance Initiative)を導入すべきである。	第3 1.(三) (旅客ターミナルの整備)、 (空港・港湾へのアクセス向上)、 の各項目に反映
		市町村		海外からの玄関となる空港から3時間を要すので、高規格道路の整備をはじめアクセス環境の充実は不可欠。国外だけでな〈国内消費、需要を喚起できる対応を願いたい。	第3 1.(三) (空港·港湾へのアクセ ス向上)に反映
		個人			第3 1.(三) (旅客ターミナルの整備)に反映
		個人		レンタカーを空港内で借りられるよう空港内に取り込んだ施設の整備	第3 1.(三) (旅客ターミナルの整 備)に反映
		業界団体	長期的航空政策の確立	長期的な航空政策(空港整備、航空機発着枠、航空路線の開設など)を確立する。	航空政策は、観光だけではな〈より広 範な観点から検討されるべき課題であ り、基本計画に記載するには馴染まな い。

	項 提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
2 観光の基 施設の整備		観光振興に寄与する道路網の 整備促進	幹線道路整備等の観光立国を踏まえた戦略的な位置づけ	第3 1.(三) (高速道路の整備等)、 (地域内の道路の整備等)に反映
	都道府県		高規格幹線道路網は、広大な面積を有する本道の主要産業である農業・観光をはじめとした経済活動と道 民生活を支え、加えて地域間の交流、連携、自立的発展に必要不可欠であるため、より一層の整備促進を 図っていただきたい。	整備の推進)、(三) (高速道路の整備等)に反映
	業界団体		観光地へのアクセス向上、自家用自動車・レンタカー等の個人型自動車旅行の促進等の観点から、各地のツーリズムの振興に寄与する道路サービス網の整備や、景観の整備、道路局・地方運輸局・地方整備局が連携した「シーニックパイウエー(日本風景街道)制度」の早急な普及を強力に行なっていただきたい。	第3 1.(一) (景観に配慮した道路整備の推進)、(道を舞台にした美しい 国土景観の形成)、(三) (地域内の 道路の整備等)に反映
	都道府県		広域交流を推進する高規格幹線道路の整備 観光資源としての新たな道づくり(シーニックバイウェイの整備) 観光客への情報提供の充実(道の駅、道路案内標識) 県内の周遊性の向上に向けた高規格幹線道路と観光地、観光地相互間を結ぶ道路の整備	第3 1.(一) (景観に配慮した道路整備の推進)、(道を舞台にした美しい国土景観の形成)、(三) (高速道路の整備等)、(地域内の道路の整備等)。(地域内の道路の整備等)。(道路における案内表示の充実)に反映
	都道府県		地域における「交流人口」の拡大に大きな役割を果たす道路整備等地域へのアクセスの改善を、整備速度を落とすことなく推進。 「第二名神高速道路の事業促進」「中国横断自動車道姫路鳥取線の事業促進」「北近畿豊岡自動車道の事業促進及び早期事業化」「大阪湾岸道路西伸部の早期事業化」・・・	
	市町村	-	地域ぐるみで観光天塩国を築けるよう地道に取り組んで国や道の施策を有効に活用していきたい。特に札幌や首都圏からの距離があり、交通手段は車でパーソナルの旅行が多く、その対応として道路の整備を充実して欲いいと存じます。	
	市町村		自然環境に配慮した末永〈持続可能で優良な観光地を築〈ために、道の駅等における情報案内施設等の整備を推進されますよう要望いたします。	第3 1.(三) (地域内の道路の整 等)に反映
	市町村	_	観光地の魅力の発信手段として、インターネットを初め通信機器を利用しての普及が進んでいます。より簡便に情報が得られるような死せ区の推進を。	 第3 1.(三) (地域内の道路の整 等)に反映
	市町村		根室管内の空の玄関口「根室中標津空港」一箇所であり、便数も少なく、また、根室中標津空港~根室間の道々等の道路整備も充分とはいえません。近年、レンタカー等を利用しての小グループでの旅行形態も増えており、積雪の無い地方からの来訪者にとっても安全な道路環境は必要であるため、交通施設の整備は必要であります。	等)に反映
	都道府県		観光道路の計画的な整備と多言語対応型の交通案内標識の整備	第3 1.(三) (地域内の道路の整(等) 3.(一) (公共交通事業者等による報提供促進措置の促進)、 4.(三) (道路における案内表示の充実)に反映
	市町村		直轄道の駅での物販等の弾力的運用	第3 1.(三) (地域内の道路の整 等)に反映 個別の制度の具体的内容は、政府の 施策に関する中長期的な計画に記載 するには馴染まない。

項	提出者 大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	市町村	環境整備に係る道路建設等の補助制度の創設。計画中の高規格道路等に併せての補助事業の併用を望む。	個別の制度の具体的内容は、政府の施策に関する中長期的な計画に記載するには馴染まない。
	個人	観光とは、その資源であるものが人工的・歴史的・文化的・自然・人間的などその如何を問わず人の往来を伴う以上派生的に経済上の影響を及ぼすという意味において重要な産業である。従って観光資源を有効かつ経済効率を高めるべく利用し地域振興向上につなげるためには、その資源の本質をよく見極め来訪者にいかに適切に対応できるかを地域住民・資源関係者等が熟知し正しい情報を発信することが大切。観光資源へのアクセス道路等の整備は最低の必要条件である。ちなみに南島原市南有馬町には、世界に冠する歴史的遺産として島原の乱発祥の地「島原城」という遺産を有す。今、県市を中心に本遺跡を世界遺産候補地として認めてもらった。類い希なる歴史的遺産の保存も含めて、文化的・歴史的・地政的など総合的にその観光資源としての他へ発信する強力なアビール出来る統一的課題付けがあったが良い。その中で地域関係者の意思統一を図りその価値を広く広報し来訪者に対しての関心度と満足を与えるべく対策が急務と思う。	等)に反映
	個人	地方における道路改良、サインなどの整備を積極的に行うことを盛り込んでほしい。	第3 1.(三) (地域内の道路の整備等)、 3.(一) (公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進)、 4.(三) (道路における案内表示の充実)に反映
	個人	・高速交通道路網の整備促進 九州では、西回り及び東回り自動車道の整備促進が必要。	第3 1.(三) (高速道路の整備等) に反映
	個人	道路交通の整備としては、東九州自動車道の早期実現ではないでしょうか。宮崎から大分へは、長時間かかり、団体客の誘致にも問題が多いのではないでしょうか。高速道路の整備が必要不可欠であると思います。	第3 1.(三) (高速道路の整備等) に反映
	市町村	北海道横断自動車道(小樽・黒松内間)の整備促進と国道における、観光案内標識の整備充実	第3 1.(三) (高速道路の整備等)、 4.(三) (道路における案内表示の 充実)に反映
	都道府県 鉄道利用促進に向けた施策推 進	全国高速交通体系と本道の発展基盤の確立のため、重要な基幹施設である北海道新幹線(新青森·札幌間)の建設促進を図っていただきたい。	第3 1.(三) (幹線鉄道の整備)に 反映
	都道府県	・観光地への交通機関であるローカル線の存続に対して、国の支援制度を整備すること 国の規制緩和により、ローカル線の廃線が続いており、団塊の世代の大量退職に伴う観光需要の増加が見込まれるところから、観光地へのアクセスでもあり、観光資源としても活用できるローカル線を存続する必要があるため。	第3 1.(三) (地域公共交通の活性化・再生)に反映
	都道府県	列車運行本数の増便、運行区間の延伸、在来線の鉄道基盤整備に対する支援措置。	第3 1.(三) (地域公共交通の活性化・再生)、(鉄道等の整備)に反映
	政令市	航空便に合わせた主要新幹線駅への列車ダイヤの編成に関する要望	第3 1.(三) (鉄道等の整備)に反映
	市町村	北海道新幹線が、札幌まで延伸されることにより、そのルートとなる当後志管内は、東京都心及び東京以北の交通アクセスがさらに充実し、移動時間が1~2時間短縮されることから広域観光で新たな交流が期待でき、その核となる停車駅の倶知安町を拠点として、歴史と観光資源に恵まれた周辺地域との連携で観光振興を推進するためにも、北海道新幹線の早期着工と、沿線を繋ぐ高速道路網の整備が必要です。また、ニセコ周辺でアジア圏及びオーストラリアなどから外国人観光客が増加しており、北海道及び当後志管内が新たな広域国際観光ルートの構築がなされ、観光立国推進基本計画に寄与するものと思われる。	
	市町村	北海道新幹線(新函館・札幌間)の早期延伸の実現	第3 1.(三) (幹線鉄道の整備)に 反映

	項 提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	都道府県		外国人を含む旅行者が快適に、スムーズに移動するためには、事前の情報提供や案内の統一、さらに連続した案内表示が必要である。しかし、目的地までの移動経路は、多様な事業者や行政機関が管理しているため、統一・連続的な案内が図られていないのが現状である。 そのため、旅行者のより円滑な移動を支援するために、多様な管理者の連携を強化し、利用者の視点に立った一体的な整備・充実を促進する施策が必要であり、基本計画の中で強く打ち出してほしい。	よる情報提供促進措置の促進)、第4 1. 多様な関係者の適切な役割
	都道府県		観光旅行者の来訪に必要な交通施設の総合的な整備のため以下の施策を盛り込むべき 那覇空港及び国際空港の拡張整備 沖縄本島中・北部及び宮古地域における港湾の整備 バス・モノレール・その他交通機関を含めた総合的な交通体系の整備	第3 1.(三) (旅客ターミナルの整備)、 (地域公共交通の活性化・再生)に反映
	市町村		広域観光行政を推進するためのインフラ整備	第3 1.(三)全体に反映
	政令市		観光立国を進めていく上では、ハード・ソフト面の両立した取組が重要である。特に、鉄道・道路などの交通機関の充実、外国語対応の案内表記の充実、オープンカフェなど、まちの賑わいを創出するための道路使用の弾力化など、滞在環境整備に関するハード・ソフト面の整備については、国の事業としても他の部門も含めて積極的に推進いただき、地方自治体や民間事業者が事業を推進しやすい環境づくりを念頭に重点施策として盛り込んでいただきたい。	再生の活用)、(三)観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な
	市町村		公共交通であるバス路線が、事業者の経営上の問題で休廃止されてきている。しかし、観光を推進する地域において、公共交通の整備は重要であることから、地方鉄道路線、バス路線等の公共交通の重要性を明確化し、公共交通の再整備と財政的な措置を明記してほしい。	第3 1.(三) (地域公共交通の活性 化·再生)に反映
	市町村		本町のような過疎地域では高齢化、過疎化による公共交通手段の廃止、削減への見直しを迫られている。 しかし、地域の活性化や観光施策に町の生き残りをかけ、取り組もうとするうえでは、公共交通手段の確保 は重要であると考える。本町のような地域における公共交通手段の確保に対する施策の拡充、支援を求め ます。	
	市町村		陸、海の交通機関を含む、総合的な交通体系の整備を検討して欲しい。	第3 1.(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備 に反映
	市町村		来訪する外国人への交通手段(公共交通機関・タクシー・レンタカー等)の整備	第3 1.(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備 に反映
	個人		利便性向上にタクシー等を含む「交通機関の整備」も盛り込むべき。	第3 1.(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備 に反映
	個人		・道の駅の外国人ユニバーサルデザイン化	第3 1.(三) (地域内の道路の整備等)、 3.(一) (自動車による観光のための 環境整備)に反映
	個人		東京都においては、団体用の大型バスの駐車場が極端に不足しております。特に交通の結接点といえる主要駅から、バスに乗り換える場所が足りず不便を生じております。現在進行中の東京駅の再開発にしても、バス専用の駐車スペースは構想に入っておらず、JRにもその認識がない様です。総合的な交通移動の視点からお考え頂きたいと存じます。	第3 1.(三) (地域内の道路の整備等)、 4.(三) (駐車場案内システムの整備)に反映。なお、個別の助成制度の 具体的な内容は、政府の施策に関する中長期的な計画に記載するには馴染まない。

項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	個人			第3 1.(三) (地域内の道路の整備等)、 4.(三) (駐車場案内システムの整備)に反映。なお、個別の助成制度の 具体的な内容は、政府の施策に関する 中長期的な計画に記載するには馴染まない。
	政令市	広域観光推進のための交通施 設の総合的整備	特に海外からの観光旅行者を広域観光ルートへ円滑に誘導するための、広域ブロックの拠点となる空港や港湾施設の整備充実が必要である。	第3 1.(三) (国際拠点空港の整備 等)、(旅客ターミナルの整備)に反映
	都道府県		高速交通網等の整備促進による広域観光の推進	第3 1.(三) (空港の整備)、(幹線 鉄道の整備)、(高速道路の整備等)に 反映
	都道府県		国内の遠距離移動や海外からの誘客には、高速移動手段としての「航空ネットワーク」の充実が不可欠であり、再拡張事業により羽田空港の発着枠拡大が行われる際に「地方路線新設のための政策的な発着枠」を創設するほか、関西3空港の連携の強化。	
	市町村		交通の利便性を向上することにより、旭山動物園のほか、富良野・トマム・サホロというリゾート地に囲まれている絶好の環境を活かすため、交通施設の充実を要望。	第3 1.(三) (高速道路の整備等)、 (地域公共交通の活性化・再生)、 (地域内の道路の整備等)、 3.(一) (自動車による観光のための 環境整備)に反映
	市町村		観光ルートを指定し、観光地だけではなく通過地の交通施設も整備されるようにしてほしい。	第3 1.(一) (広域連携による観光振興の促進)、(三) (地域内の道路の整備等)に反映
	都道府県	二次交通の充実	二次交通の充実強化	第3 1.(三) (空港·港湾へのアクセ ス向上)に反映
	都道府県		公共交通手段の少ない本県では、二次交通の確保や整備が観光客を誘致する重要なポイントとなっていることから、二次交通としての役割を担うタクシーや路線パス、コミュニティバスなど民間事業者や自治体等の取組を支援するための施策を盛り込んでいただきたい。	
	市町村		北海道、特に道東は道路の凍結等の理由により、冬期間は観光客が減少する傾向にあります。観光客には 冬の北海道は魅力的な観光地となりますが、移動手段が困難という現状から観光地や空港間を周遊するバス事業等に対し支援策を盛り込んでいただきたいと思います。	第3 1.(三) (地域公共交通の活性 化·再生)に反映
	都道府県		過疎化や高齢化、少子化など我が国に共通する社会問題は、地方においてより顕著であり、地方行政においても厳いい行財政運営の中、効率的な行政サービスの提供に努力しているところ。 そのような状況下において、地域経済の活性化に向け官民一体となった取り組みは不可欠であり、観光分野に関する行政の果たすべき役割も大き(なりつつある。 地域の観光振興については、観光キャンペーンや期間限定イベントなど様々な取り組みを行っているところであるが、その際、地域に着地した観光客の二次交通手段の確保が大きなネックとなり、観光客に対して十分な地域の観光ポテンシャルを提供する機会を逸する要因ともなっている。 こうした背景から、来訪者のためのいわゆる観光周遊パスなどの運行について、地域のイベント時等の一定の期間については自治体等の公的機関による運行への特例、配慮など、道路運送法等関係法令の一部緩和を検討願いたい。	再生の活用)、(三) (地域公共交通の活性化・再生)に反映
	市町村		主要交通体系である空港や新幹線の整備はされるが、以降のバスや列車の交通2次アクセスは悪〈なる一方。ローカル線などの存続のため高い補助率の整備事業を推進していただきたい。	第3 1.(三) (地域公共交通の活性 化·再生)に反映
	業界団体		主要駅や空港等多くの内外の観光客が乗降するターミナルにおいて、バスの発着場や駐車場の整備等、訪日外国人の受入体制整備を早急に進めるべきである。	第3 1.(三) (鉄道等の整備)に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		個人		訪日外国人観光客にとってわかり易い空港 = 市内間のアクセス、シティターミナル、駅の整備等	第3 1.(三) (空港·港湾へのアクセス向上)に反映
		市町村		離島航路に旅行業者が積極的に参入できる体制をつくる必要がある。	本意見は、国民的な議論が尽〈された 段階とは言えないため、現時点で基本 計画に記載することは困難である。
		都道府県	港湾整備の促進	姫路港、家島港における旅客船ターミナルのパリアフリー化等、人、もの等の交流が安全、快適かつ効率的に行える魅力ある港湾づくりの推進。	第3 1.(三) (旅客ターミナルの整備)、(航路の整備)に反映
		個人		交通の要所である那覇港に、外国よりのクルーズ船整備促進を図り、あわせて沖縄の観光資源である「海」と人が集まる拠点都市「那覇」にウォーターフロントの整備(緑化も含む)と支援の検討を願いたい。特に那覇港湾管理組合等と共に連携し那覇港埠頭を周辺離島航路専用に、泊港湾埠頭をレジャー船乗り場に整理し、那覇新港埠頭を貨物専用とする等の用途変更整理を行い、各利用客に対応した海辺の活用とウォーターフロント整備、浦添埠頭を自由貿易地域に指定し国際貿易港湾として整備を検討願いたい。	の整備の推進)、(自然環境にやさしく 美しいみなとへの変革)、(三) (旅客
					なお、個別具体的な社会資本整備事業の実施は、観光だけではなくより広範な観点から検討されるべき課題であり、基本計画に記載するには馴染まない。
		個人		若狭ビーチ地区の外国クルーズ船専用バースの建設に際し、一部を常設の観光用遊覧船乗り場にすることの促進を検討願いたい。特に空港からの沈埋トンネル工事により、海岸の景観が著しく損なわれたとされていることから那覇港湾のウォーターフロント(緑化も含む)の整備促進とも併せた検討を願いたい。	
		個人		平成18年の県内入域各数は過去最高を更新しながら、外国クルーズ船の減少により外国人来訪者が減少した現状を踏まえ、貨物埠頭に接岸する形から、魅力ある受入れバース設備の整備と共に、外国語ガイド・障害者対応ガイドの人材育成支援、寄港の際の両替体制を検討願いたい。クルーズ船の要望が高い、港湾に昼食を取れる施設(通常時は民間活用で運営形態等)を検討願いたい。	
		個人		魅力あるクルーズ船バース設備を行う際、津波等の自然災害時に備えた防災施設整備の設置を検討願いたい。施設は公的な施設として建設され、運営を民間に委託運営されることが望ましい。	個別具体的な社会資本整備事業の実施は、観光だけではなくより広範な観点から検討されるべき課題であり、基本計画に記載するには馴染まない。
		都道府県	その他	道路、空港などの交通基盤の整備・充実のみならず、観光産業の一員としての交通事業者における、地域の観光振興に協働する責務の確立についても盛り込まれたい。 航空、鉄道、パスなどにおいて、路線の採算性ばかりを追求し、一方的な撤退により観光地の誘客に甚大な影響を与える例が絶たない。観光地の魅力不足が、採算を満たす需要を生み出せず撤退を招く、との見方もあるが、観光地の魅力へ安易に便乗する交通事業者も散見されるのが実態である。交通が観光地の魅力向上に与える影響は大きく、交通事業者が地域と一体となって魅力づくりに貢献すれば、撤退は不要になるケースが多いものと考えられ、また、功を奏さずに万が一撤退する場合においても、一方的との批判を受けることは無いものと思われる。	
		都道府県		交通施設等のインフラ整備にあたっては、観光の視点から、地域の個性が発揮されるよう努めるとともに地域の意見を十分反映するための方策を盛り込んでいただきたい。	インフラ整備のあり方は、観光だけでは なくより広範な観点から検討されるべき 課題であり、基本計画に記載するには 馴染まない。

		項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
			都道府県		施設整備が計画的に進められるように必要な財源を確保するための方策を盛り込んでいただきたい。	社会資本整備の財源のあり方は、観光だけではなくより広範な観点から検討されるべき課題であり、基本計画に記載するには馴染まない。
			市町村		国内航空運賃の値下げをお願いしたい。国内の交通費が海外に行くよりも高い場合もあります。外国人が日本のことを知りたくて日本にやってくるなら、日本人はもっと日本のことを知る必要があると思います。	国内航空運賃に関しては、観光だけではなくより広範な観点から検討されるべき課題であり、基本計画に記載するには馴染まない。
			市町村		観光資源への観光客のアクセスに必要な道路網の整備、またトイレなどの公共施設の整備について財政的 措置を講じてほしい。	第3 1.(三) (高速道路の整備等)、 第3 1.(一) 宿泊施設、食事施設、 案内施設その他の旅行に関連する施 設及び公共施設の整備 に反映
			市町村		駐車場から徒歩で、また、自転車での周遊を促進するためのルートやレンタサイクル等の移動交通の充実 旧市街地の街並みにもなじむ自転車タクシー等、新たな移動手段の導入の検討 旅行者の安全を確保すべく、観光地付近の駐車場の整備促進と補助制度の確立	については、第3 1.(二)(自転車の活用)、(快適な散策ネットワークの整備)に反映については、全国的な取り組みと言えるほどには、普及しておらず、現時点で基本計画に記載することは困難である。 については、第3 1.(二)(美しい風景の撮影スポットの近傍の駐車場に関する情報提供)、(三)(地域内の道路の整備等)、4 (三)(駐車場案内システムの整備)に反映
			個人		・離島航空路の利便性向上 特に、航空料金の低廉化のための施策が必要 個人旅行を意識した観光交通インフラの整備が必要	国内航空運賃に関しては、観光だけではなくより広範な観点から検討されるべき課題であり、基本計画に記載するには馴染まない。 第3 1.(三)全体に反映
			八回1			第3 1.(三)室体に反映
			個人		観光地における一般車両用の駐車場について、数量・設置場所・料金等の改善が必要。	第3 1.(三) (地域内の道路の整備等)、4.(三) (駐車場案内システムの整備)に反映
第 2	第1節 観光産 業の国際競争力 の強化	1 観光事業者相互の有機 的な連携の推進	都道府県	地方自治体やさまざまな取組み 主体の取組みへの国の支援と 連携	・地方自治体や地域あるいは観光事業者が取組む以下の事項に対する支援を明記願いたい。観光事業に係る関係者のネットワーク	第4 1. 多様な関係者の適切な役割 分担と連携・協力の強化 に反映
観光産業の国際競争力			政令市		札幌市では、旅行商品を企画する造成担当者や地域の観光素材を仕入れる仕入担当者など、旅行代理店とのネットワークを構築し、札幌の新しい地域資源を組み込んだ旅行商品造成について働きかけておりますが、旅行代理店では「札幌」という地域ではなく「北海道」というとらえ方で旅行商品が作成されております。地域観光マーケティング促進事業においては、地域毎に「地域観光マーケティング戦略シート」を提出することとされておりますが、地域毎に地域資源を旅行会社に提案することを支援するだけでなく、地域資源を地域の枠を超えて組み合わせ旅行会社に提案することを支援する方が実効性が高いと考えられますので、複数の地域資源を地域の枠を超えてコーディネートする機能を各地方運輸局が担うことについて特段のご配慮を願いたい。	

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
の強化及び観光の		政令市		ニューツーリズムに代表される近年の旅行形態においては、NPOや市民レベルにおいても受け入れ組織としての重要な役割を果たしている。また、外客誘致や受入れでは、IT・通信関連企業だけでなく、さまざまな大企業、国際企業などの役割も既に大きくなっている。このため、従来の観光協会に加え、様々な主体を活かす視点が必要である。また、外客側に立った旅行の安定と向上を目的とした組織を設置するなど、外客の意見を施策へ反映する取組も必要である。	第3 2.(一)(地域独自の魅力を生か した旅行商品の創出)に反映
振興に		市町村		・官民を問わず観光産業関係者による情報交換会の設定 ・地域観光関係情報の集約	第4 1. 多様な関係者の適切な役割 分担と連携・協力の強化 に反映
寄与する人		個人		経団連、商工会議所など、経済界との協調が不可欠では。どう連絡会、窓口を作るかも検討課題。	第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 に反映
人材の育成		業界団体	決済方法の改善及びクレジット	FITを受け入れる場合、宿泊料金を海外エージェントから送金してもらう際の銀行送金手数料が高く現実的でないことから、海外エージェントのクレジットカードからの引落ができるよう制度の創設をお願いしたい(米国の「Be My Card制度」:息子が親のカードを利用できる制度。ビジネスにおいても活用されている。)。	海外エージェントのクレジットカードから の引落を可能とすることについては、国 の施策として実施することの適否を含 め、今後検討する。
		業界団体		海外旅行会社に対するコミッション支払方法(カード決裁等)の簡素化に取り組むことを明記する。	コミッション支払い方法の簡素化につい ては、国の施策として実施することの適 否を含め、今後検討する。
		業界団体		不泊を防止し部屋を確実に提供する制度)の推進を図る必要がある。また、この制度の国内での適用を図ることにより予約トラブルを防止する措置を講じられたい。(カード会社はメリットがないため消極的である。)	
	2 観光旅行者の需要の高度化及び旅行形態の多様化に対応したサービスの提供の確保	政令市	業	札幌市では、旅行商品を企画する造成担当者や地域の観光素材を仕入れる仕入担当者など、旅行代理店とのネットワークを構築し、札幌の新しい地域資源を組み込んだ旅行商品造成について働きかけておりますが、旅行代理店では「札幌」という地域ではなく「北海道」というとらえ方で旅行商品が作成されております。地域観光マーケティング促進事業においては、地域毎に「地域観光マーケティング戦略シート」を提出することとされておりますが、地域毎に地域資源を旅行会社に提案することを支援するだけでなく、地域資源を地域の枠を超えて組み合わせ旅行会社に提案することを支援する方が実効性が高いと考えられますので、複数の地域資源を地域の枠を超えてコーディネートする機能を各地方運輸局が担うことについて特段のご電を願いたい。	
		都道府県	旅行者の多様なニーズへの対 応のための人材養成と情報発信	訪れる人の視点に立って、広域的な連携を継続して支援する、専門的知識・技術を有するコーディネーターの配置が有効。(再掲)	第3 1.(一) (観光地域づくり人材の 発掘と活用)に反映
		都道府県		ニーズの個別化・多様化にも対応した効果的な情報発信の推進、また、ITを活用した情報発信を目指した取組を推進する施策を盛り込まれたい。ターゲット別のニーズに応える情報発信の展開[考えられる取組]・ターゲットを明確にした展開団塊の世代 学習観光、ウォーキング女性 万葉集、古代ロマン、町家体験修学旅行生 フィールド散策・サイクリング、体験メニューファミリー 遊び場・お出かけスポット、体験メニュー・・情報発信ポイントの拡大・映像を通した情報発信活動(フィルムコミッション)	第3 1.(二) (日本映画・映像の振 興及び情報発信)、 3.(一) (国際放送による情報発信の 強化)に反映
		業界団体	旅行形態の多様化に対応した観 光促進	「囲い込みから街並みと連携へ」の転換	第3 1.(一) (宿泊産業における新たなサービスの提供)に反映

項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	業界団体		ホテル等のソフトとハード双方の接点を創り出してゆくことの重要性	第3 1.(一) (ホテル·旅館の整備) に反映
3 観光産業に対する優遇 支援措置の導入	都道府県	交通事業者、旅行業者、宿泊業者に対する優遇税制措置等の 導入の検討	欲しい。(観光は21世紀のリーディング産業といわれているが、現実は、宿泊施設を中心とした国内観光地の疲弊が顕著であり、旅行業界の経営も苦境に陥っているといわれている。これには、旅行業界の特に宿泊施設を中心とした小規模、家業的な産業構造から近代的な経営体の産業への転換が必要である。) 具体的には、 ・宿泊施設の法人設立要件の緩和 ・観光施設整備に係る固定資産税等の時限軽減措置 ・旅行費用にかかる各種公租の特例 等の検討	ビス、地域資源の活用への支援)及び (二) (中小企業による地域資源の活用支援)に反映。 用支援)に反映。 具体的な支援措置に関しては、宿泊第 だけではなくより広範な観点から検討されるべき課題であり、基本計画に記載 するには馴染まない。
	都道府県		外国人観光旅客が円滑に公共交通機関を利用できる環境整備の一環として、これまで「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光振興に関する法律」に基づく「公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン(H18.3国土交通省)」により、全ての公共交通事業者等に対して、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国人観光旅客が円滑に公共交通機関を利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置を講ずるよう努力義務が課せられている。基本法が目指す、観光立国推進の為には、ガイドラインに定める各種施策が円滑に実行されることが有効な手段であると考えるが、地方の公共交通事業者はいずれも経営状況は極めて厳しい状況であること、また、ガイドラインの規程が努力義務であることから、政策として定着しにくい状況である。今後、基本計画策定の際には、ガイドラインに則り公共交通事業者が行う施設整備については、基本法第14条に則り、当面の間、補助等の支援措置を講じていただくよう配慮願いたい。	化・再生)に反映
	市町村		観光産業に従事する雇用者に対する国からの補助金の拡充	本意見は、国民的な議論が尽くされた 段階とは言えないため、現時点で基本 計画に記載することは困難である。
	業界団体		旅館業における土地・建物については固定資産税及び不動産取得税の負担軽減措置を講じられたい。 ・国際観光ホテル整備法による登録旅館・ホテルに対する固定資産税及び不動産取得税の軽減措置の完全実施を図るため、それに係る地方自治体に対する財源補填を図られたい。 ・地球温暖化問題に対処するため、旅館・ホテルにおける省エネ対策機器の整備促進に対する支援措置を講じられたい。 ・訪日外国人旅行者に対しては、国内における宿泊に関する消費税を免除されたい。	第3 1.(一) (ホテル·旅館の整備) に反映
	業界団体		インパウンド促進のための公的支援として、事業者への優遇税制支援等の導入等を早急に行っていただきたい。	第3 1.(一) (ホテル·旅館の整備 に反映
	業界団体			積極的な先行投資、研究開発への支援については、第3 1 (一) (観光集客サービス、地域資源の活用への5援)及び(二) (中小企業による地域資源の活用支援)に反映。その他の支援については、旅行業だけではなくより広範な観点から検討される、さ課題であり、基本計画に記載するには馴染まない。
	業界団体		「観光産業の活性化」のために「観光産業」に関わる税制措置あるいは金融支援、規制緩和等を積極的に行うことを明記する。 雇用創出産業である宿泊業に対する外形標準課税・事務所税等の税制上の優遇措置を確立するよう明記する。 日本伝統のひとつでもある「旅館のおもてなし」「食文化」等を守るために、観光関係中小企業(旅館、料亭、飲食店など)に対する金融支援策を明記する。	地域資源の活用への支援)及び(二)

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		個人		ホテル・旅館が事業を推進するための融資支援策を確立してほしい。第3種旅行業者の事業範囲を拡大してほしい。観光に係る国の予算を増やしてほしい。	第3 1.(一) (地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出)、 (ホテル・旅館の整備)に反映。その他の事項については、個別の制度の具体的な内容が政府の施策に関する中長期的な計画に記載するには馴染まない。
		個人		那覇空港における「航空関係租税など軽減措置」の継続を検討願いたい。沖縄への観光経済への影響は計り知れないものがあり、燃料税、着陸料、航行援助施設利用料の軽減継続を検討願いたい。	税制措置については、個別の制度の具体的な内容が政府の施策に関する中長期的な計画に記載するには馴染まない。
		都道府県	産業振興にかかる各種制度改 正及び支援	アニメ関連産業振興に係る各種制度の改正 ・海賊版対策の確立 著作権保護が十分でない国々へアニメーション作品を販売すると、模倣ビデオ・玩具類が作られることがある。それらの模倣品は、当該国だけでなく、他国へも輸出され、深刻な権利侵害を発生させるケースが多発している。 日本の知的財産であるアニメーションの国際的なビジネス展開を推進するために、知的財産戦略本部で取りまとめられた模倣品・海賊版対策の着実な実施を推進すること。	
		都道府県		観光産業の国際競争力の強化のため以下の施策を盛り込むべき 地域ブランド品開発と情報発信に対する支援 国指定伝統工芸品の拡充	第3 1.(一) (国際競争力の高い魅力ある観光地の創出)、(二) (伝統文化の保存・活用)、(三) (地域内の道路の整備等)、3.(一) (日本食・日本食材等の海外への情報発信)、4.(二) (地域プランドの振興)に反映
		政令市		川崎市では、企業施設の見学等を中心とした産業観光を進めております。しかし、企業の中には、見学者の受入は進めたいものの企業の合理化等による人員削減等が進められていること、また、見学者用の施設の整備についての経費の負担等がある。基本的には、各企業が負担すべき経費とは考えられるが、産業観光促進に向け、なんらかの優遇策について検討をお願いいたします。また、それらにより制度的な位置づけが与えられることにより、各企業内における産業観光についての位置づけもより明確になるものと期待される。	
第2節 観光の 振興に寄与する 人材の育成	1 観光地及び観光産業の 国際競争力の強化に資す る高等教育の充実	都道府県	観光学部学科等の新設・誘致	高等教育機関における観光関連教育機能の強化及び地域コーディネーターの養成の強化を推進すること。 国立大学への観光関連学部や研究科の設置を進めること。 国際観光の振興や地域の文化・歴史に対する知識の普及等に資する高等教育機関の調査・研究及び委託事業予算の確保を図ること。 高等教育機関による観光関連事業従事者等社会人教育の取組を促進する施策を講じること。	第3 1.(一) (観光地域づくり人材の 発掘と活用)、 2.(二) (観光関係学会や観光関係 高等教育機関の充実)、 (観光マネジ メントの強化)に反映
		都道府県		観光産業における人材育成のため、観光関係高等教育機関として観光大学院大学の誘致を要望している。	第3 2.(二) (観光関係学会や観光 関係高等教育機関の充実)に反映
		業界団体		「観光産業の人材育成」のために短期的には、大学における観光学部・学科新設の促進を図り、長期的には、特来の「観光産業を担う人材育成」のために小中学校に「観光の授業」を設置することを明記すべきである。また、この小中学校における「観光の授業」の設置が「おもてなしの心を育てる」「観光マナーの向上を図る」ことにも繋がることもあわせて併記すべきである。	

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		経済団体		大学の観光学部、経営学部等の充実を図り、地域の総合ブロデューサー的人材や観光分野におけるマーケティングに精通した高度人材等を育成すべく、必要な措置を講じるべきである。	第3 2.(二) (観光関係学会や観光 関係高等教育機関の充実)、 (観光 マネジメントの強化)に反映
			各教育機関・教育現場における 観光に係る人材育成	大学等の高度な人材育成機関のから観光ボランティアとして活動している方への研修機関まで幅広い人材 育成方針	第3 2.(二) (観光関係学会や観光 関係高等教育機関の充実)、 観光 事業に従事する者の知識及び能力の 向上、 4.(二) (ボランティアガイドの育成) に反映
	_	業界団体		大学教育等における観光地域づくりの専門家等の人材の育成を支援する。	第3 2.(二) (観光関係学会や観光 関係高等教育機関の充実)、 (観光 マネジメントの強化)に反映
		都道府県		中等教育現場における国内外の観光客に対するホスピタリティの意識改革の実施	第3 2.(二) (学校における地域固有の文化、歴史等に関する教育の充実)、(伝統文化の保存・活用)に反映
		業界団体		観光関係教育機関における旅館業の経営・マネジメントに関する講座開設を促進されたい。	第3 2.(二) (観光マネジメントの強化)に反映
		業界団体		観光振興に取り組んでいる地域において、その中心となって計画の策定、調整、事業の実施等に当たる人材その他観光による地域の活性化のため必要な人材を育成するため、専門家をアドバイザーとして派遣し研修等を行う。	第3 2.(二) (観光カリスマ塾の開催)に反映
		個人		国土交通省、文部科学省との連携による人材育成交流(学生のスキルアップのため観光等の現場へ派遣 システムの構築等)についても検討して欲しい。	第3 2.(二) (インターンシップの活用)
	-	個人		今後観光振興を図る上で旅行業界に働く若手を中心にツーリズム型発想への切り替えと定着が極めて大切と感じます。 設立10年を迎えた九州ツーリズム大学を含め、今後各地で展開される同種のツーリズム大学にもっと参加してもらうことで人材育成を急ぐ必要があると痛感しています。業界には従来型観光の講師はたくさんいますがツーリズム型講師はほとんど育っていない現状です。今回の基本法施行に伴い、ツーリズム大学への参画を促し、今後カリキュラムを通年型に拡張するなど施策が必要です。	第3 2.(二) (観光マネジメントの強化)に反映
	光事業に従事する者 識及び能力の向上		観光分野における人材育成方 針の明確化	大学等の高度な人材育成機関のから観光ボランティアとして活動している方への研修機関まで幅広い人材 育成方針	第3 2.(二) 観光地及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育機関の充実、 観光事業に従事する者の知識及び能力の向上、4.(二) (ボランティアガイドの育成) に反映
		都道府県		新に観光立国推進基本法に盛り込まれた「魅力ある観光地の形成」や「観光人材の育成」等については、本県においても観光施策推進上の重要施策として位置づけ、観光が産業として持続的な発展が可能となるよう施策の展開を図っているところであり、基本計画に盛り込むべき重要な要素であると考える。	
		個人		どのような資質の人材が観光産業に求められるのかを明確にしてほしい	第3 2.(二) 観光の振興に寄与する 人材の育成 に反映
		業界団体		観光立国の実現のためには優秀な人材の確保・育成が必要であるが、旅行業界のみならず、産官学連携による、観光産業と観光政策に関し研究を行う人材の育成策を講じてもらいたい。	第3 2.(二) 観光地及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育機関の充実 に反映

項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
*		講築と連携	ツーリズムにかかる人材、例えば旅行業のスペシャリスト、ツアーコンダクター、観光ガイド、ホテルや旅館 の従業員などの養成について、政府や地方公共団体において総合的なプログラムを構築し、その充実を 図っていただきたい。	人材養成の総合的なブログラム構築に ついては、国の施策として実施すること の適否を含め、今後検討する。
新	経済団体		「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」(国土交通省)、「集客交流経営人材事業運営委員会」(経産省)、「サービス・イノベーション人材育成推進プログラム」(文部科学省)等、観光分野を対象に人材育成に向けた取組がなされてきたが、今後、これらの取組を連携させつつ、人材の育成に向け予算、ノウハウ等を集中的に投入すべきである。 民間企業は、インターンの受入、実務研修、大学への講師派遣や講座開設等の面で人材育成に貢献し得る。	地及び観光産業の国際競争力の強化
有		まちづくりの中心となる地域コー ディネーターの育成	高等教育機関における観光関連教育機能の強化及び地域コーディネーターの養成の強化を推進すること。 体験型観光であるグリーンツーリズム、ブルーツーリズムを推進する際に、地域コーディネーターの確保 を図ること。	
省	都道府県		人材の養成 例えば、様々な分野で豊富な知識と経験をもつ団塊の世代などを地域に呼び込み、まちづくりの中心となる人材を確保し、育成していく施策。 [考えられる取組] ・観光開発アドバイザー制度(リタイアした団塊世代の経験と知恵を活用)	第3 1.(一) (観光地域づくり人材の 発掘と活用)に反映
	市町村		・各行事・祭事を支える担い手の育成 ・持続するまちづくりにより、高い志を持つまちづくりリーダーの育成 ・定期的なリーダー研修と養成講座等の開催 ・市民主導による企画型観光を創り出す人材育成のシステムづくり	第3 1.(一) (観光地域づくり人材の発掘と活用)に反映
 	業界団体		観光立国を進める上で、コーディネーター役が官・民ともに必要。どのような主体にその役割を担わせるのか明らかにしていく(育成していく)ことが必要。	第3 1.(一) (観光地域づくり人材の 発掘と活用)に反映
有	材		観光客の満足度の向上のため、広域連携による観光地の魅力づくり、観光に取り組む人材の育成を図る各地域の取組みに対する支援について盛り込んでいただきたい。	第3 2.(二) 観光事業に従事する 者の知識及び能力の向上 に反映
有	都道府県		観光ボランティア等への支援は、地方公共団体においても行っているところであるが、人材育成の更なる強化のため、国の幅広い支援が必要であるため。 グリーンツーリズム育成スクールが、(財)都市農山漁村交流活性化機構にて実施されているが、個人負担が高額であることから、資格取得が困難なケースも多く国の支援が必要であるため。	第3 2.(二) /4.(二) (ボラン ティアガイドの育成)に反映
有	都道府県		競争力のある観光サービス業の創出に向けた、旅館、ホテル、民宿、農家民宿等の担い手となる人材育成のための措置、また、観光サービスに関する大学等が地域と連携し人材育成等をする際の支援の充実。	第3 2.(二) (観光関係学会や観光 関係高等教育機関の充実)、 (観光 マネジメントの強化)に反映
· 有	都道府県		観光振興に寄与する人材の育成のため以下の施策を盛り込むべき マネージメント能力等の高度な専門知識を有する人材の育成に対する支援 多様な観光メニューに対応するガイド、インストラクター等の育成に対する支援 外国人観光客に対応する通訳案内士の育成に対する支援	第3 2.(二) (観光マネジメントの強化)、 2.(二) /4.(二) (ボランティアガイドの育成)、 3.(一) (通訳案内士制度の充実)、 4.(五) /、(六) (エコツーリズムの推進)に反映

項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	市町村		観光振興及び地域雇用促進を図るため、人材の育成に係る国からの助成制度の創設を要望。	第3 2.(二) 観光事業に従事する 者の知識及び能力の向上 に反映
	市町村		根室市は外国人バードウォッチャーの来訪が増えつつありますが、これら外国人に限らず来訪する観光客への接遇や語学力等の総合的な「ホスピタリティー」、すなわち「おもてなし」の向上が必要であります。このため、観光業に携わる方々を対象とした、ホスピタリティー向上のための講座や講演会、また研修会などが必要であります。これら講座等の開催事業に対する補助制度などの充実を要望します。	化)、(ボランティアガイドの育成)に反
	市町村		人材育成は急務であるが、協会等の財務体力を勘案し3~5年程度の制度創設を望む。セミナーや研修について補助対象としてほしい。	個別の制度については、今後、実施の 可否も含めて検討する。
	業界団体		我が国独自である旅館のおもてなしの伝統と文化を今後とも継承・維持していくための旅館従業員の人材 育成に対する助成制度及び、旅館・ホテルの後継者難に対処するため、税制優遇等による後継者育成支援 措置を講じられたい。	
	業界団体	観光事業従事者のレベルアップ のための施策の推進	外国人客を受け入れる飲食店に勤務する調理師及び接客関係者に対し、公的ライセンスの発行。	公的ライセンスの発行については、国 の施策として実施することの適否を含 め、今後検討する。
	業界団体		現行の国家資格である総合旅行業務取扱管理者も当資格制度が導入されて以来、更新制度が無いが、今後の新たな旅行需要や消費者の志向等に素早く対応するためにも、また有資格者の更なるレベルアップのためにも更新制度を早期に導入の検討をお願いしたい。	
	業界団体		旅行の質を高めるためにも、また顧客の満足を更に高めるためにもツアーコンダクターの役割は大変重要であるが、優秀なツアーコンダクターを安定的に確保し雇用するためにも、またモチベーションの向上のためにも表彰制度がぜひ必要である。この実現に向けて官民共同で早い段階で検討を行ってもらいたい。	
	市町村		多言語化に対し対応できる人材養成機関の整備を検討して欲しい。	第3 2.(二) (観光マネジメントの強化)に反映
	個人		外国人受入のための人材育成(案内カウンターに外国語で案内できる人材が必要。食文化の違い等を把握し、受入に役立てるため講習会を開催)	第3 2.(二) (観光マネジメントの強化)に反映
	都道府県	観光ボランティアガイドの育成	1 趣旨 観光客を温かく迎えるホスピタリティ(もてなしの心)醸成のため、地域の観光ボランティアガイドの活動を促進するための施策を展開していただきたい。 2 理由 現在、全国各地で活躍している観光ボランティアガイドは、約1200団体、約3万人といわれており、県単位の広域的な観光ボランティアガイド連絡組織も全国で20道府県で構成されている。 観光立国のスローガン「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を地域で先頭に立って実践しているのが、まさにこの観光ボランティアガイドであり、観光客に対するおもてなしの質の高まりを支えるため、今後ますます活躍の機会が大きく広がると期待されている。 今後、団塊の世代の地域社会への貢献なども踏まえ、地域で活動する観光ボランティアガイドの活動を支えるための施策を展開していただきたい。	第3 3.(一) (ボランティアガイド等の普及・促進)、 4.(二) (ボランティアガイドの育成) に反映
	市町村		・市民による自然や景観、歴史や文化をPRするツアーやコース等の企画 ・歴史・文化、暮らしの文化の語り部である観光ボランティアガイドが活躍できる場の充実 ・市民と観光ボランティアガイド等が相互に学習できるシステムづくり	第3 4.(二) (ボランティアガイドの 育成)に反映

項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	業界団体		各地域において急速に増加している観光ボランティアガイドについて、その育成、活動の充実を図るため、相互の情報交換、知識の習得等のための機会を設けるとともに、観光旅行者に対する情報提供を行う。 (事業) ・「地域紹介・観光ボランティアガイド全国大会」 ・観光ボランティアガイド組織に関する情報提供(資料、WEBサイトでの検索)	第3 4.(二) (ボランティアガイドの 育成)に反映
	都道府県	広範な人材の育成	観光カリスマ以外に、観光振興に寄与する人材のデータベース化や人材育成のための研究会・講習会、情報交換会の開催。	第3 4.(二) (ボランティアガイドの 育成)に反映
	市町村		・観光振興の具体的な推進役として、地域の観光協会にコーディネーターなどの人材育成に力を入れてほしい。 ・伝統芸能の育成についても、観光資源として保存継承していく人材の育成を盛り込んでほしい。	第3 1.(一) (観光地域づくり人材 発掘と活用)、(二) (伝統文化の保存・活用) 4.(二) (ボランティアガイドの育成 に反映
	個人		地域ごとの観光マスター試験を普及させ、PR活動に報酬を出すことも検討すべき。全国的な地理検定も普及させるべき。	第3 2.(二) (観光カリスマ塾の開催)に反映。 なお、個別具体的な制度の内容は、正府の施策に関する中長期的な計画に記載するには馴染まない。
3 地域の固有の文化、歴 史等に関する知識の普及 の促進	都道府県	郷土愛の醸成	自分が住む地域に誇りと郷土愛を持つことは「もてなしの心」の原点であり、自分の住む地域の自然、歴史、 伝統文化に関心を持ち、積極的に関わっていくことが魅力ある地域づくりや交流を促進する。大都市に勤務 している多くの団塊の世代が地元に戻る機会をとらえ、地域の誇りや価値観の再構築を促進する施策。 [考えられる取組] ・観光開発アドバイザー制度(リタイアした団塊世代による「まちづくり」) ・郷土の歴史等の学習機会の確保と伝承者の育成	第3 2.(二) (観光カリスマ塾の開催)、(学校における地域固有の文化、歴史等に関する教育の充実)に反映
	市町村	義務教育中の知識の蓄積	地域の観光人材の基礎となる人材を確保するため、義務教育中に地域観光資源の知識の蓄積を行う必要	第3 2.(二) (学校における地域 有の文化、歴史等に関する教育の充 実)、 4.(一) (子供たち向けの教材の普 及)に反映
	市町村		・小中学校単位での郷土史学習等による次世代への歴史・文化の伝承	第3 1.(二) (伝統文化の保存・活用)、 2.(二) (学校における地域固有の 文化、歴史等に関する教育の充実)、 4.(一) (子供たち向けの教材の普 及)に反映
	業界団体		学校教育における観光への配慮	第3 2.(二) (学校における地域 有の文化、歴史等に関する教育の充 実)、 4.(一) (子供たち向けの教材の普 及)に反映
	個人	子どもに対する教育	旅先で出会う人すべてが観光に寄与する人材となりうる。「観光立国」を目指すのであれば、子供から教育 (ホスピタリティ)が重要と考える。	第3 2.(二) (学校における地域 有の文化、歴史等に関する教育の充 実)、 4.(一) (子供たち向けの教材の普 及)に反映
4.その他	個人	観光立国の教育	観光立国の教育を加えてはどうか	第3 4.(一) 各項目に反映

		項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
			個人		人材の育成に寄与する研修をさまざまな分野で幅広〈公募によって実施してはどうか。	第3 2.(二)全体に反映
第3 国際観光の	観光旅客の来訪 の促進	1 我が国の伝統、文化等を生かした海外における観 光宣伝活動の重点的かつ 効果的な実施	政令市	VJC事業の推進にあたっての重 点事項	VJC地方連携事業の拡大	第3 3.(一) (我が国の観光魅力の 海外発信等)、(地域の魅力の海外発 信等)、(大使・総領事公邸等を活用し た観光プロモーション等の実施)、(駐 日各国大使等による我が国の魅力の 発信)、(地域レベルの国際交流・国際 協力の推進)に反映
振興			都道府県		ビジット・ジャパン・キャンペーンの効果などにより、東アジア地域からの観光客が順調に推移しており、同キャンペーンとの連動により一層の観光客数の増加が期待される。 このため、主体的に外国人観光客の誘致に取り組む地域が十分活用できるよう同事業のさらなる拡充について検討願いたい。	第3 3.(一) (我が国の観光魅力の 海外発信等)、(地域の魅力の海外発 信等)、(大使・総領事公邸等を活用し た観光プロモーション等の実施)、(駐 日各国大使等による我が国の魅力の 発信)、(地域レベルの国際交流・国際 協力の推進)に反映
			都道府県		東京に集中しがちな外国人観光客を地方に誘導するような施策の展開(特に、東アジアからの観光客が東京に集中する傾向あり) 日本人に対する東京での地方観光情報発信の充実(農林水産業や文化·文化財情報を含む)	第3 3.(一) (地域の魅力の海外発信等)、(日本食・日本食材等の海外への情報発信)に反映
			政令市		外国人観光客の誘致推進については、羽田空港再拡張・国際化を控え、羽田空港に就航する国際旅客便の「6000キロ圏であるASEAN諸国を含む東アジア主要都市をカバーする真の国際化」実現や神奈川口構想の実現を前提に、首都圏を中心とした積極的な外国人観光客の誘致に向けた連携や支援策等を重点施策として盛り込んでいただきたい。	第3 3.(一) 外国人観光旅行者来訪の促進 に反映
			政令市		「和の文化」の象徴ともいえる京都をはじめとする「歴史都市」を、外国人観光客誘致の重点地域として位置付け、ビジット・ジャパン・キャンペーン等の誘致活動を行っていただきたい。	第3 1.(二) (文化観光の推進)、 (和のコンテンツの情報発信及びネット ワーク化) 3.(一) (我が国の観光魅力の海外 発信等)、(地域の魅力の海外発信等) に反映
			個人		「地方に積極的に外国人を受入れるための施策」が必要。 外国人は、京都・奈良・東京等に多く訪れ日本のイメージを作っていくようで、地方の小さな観光地には訪れることがない。 地方に積極的に呼び込むことが必要である。	第3 3.(一) (地域の魅力の海外発
			市町村		今回の基本計画では、「私たちが誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会を実現します。」「各地域で、創意工夫を生かした主体的な取り組みを推進します。」となっていることから、現在、VJCのようなに政府が力を入れ外国観光客の誘致を行っていますが、広域での連携が条件となっており、広域ではなくても町の農業・商業・観光関係者と共に、狭い地域になりますが共に魅力作りや観光客を温かく迎える、戦略的に誘致の行動に出ることのできる支援対策が出来るよう考慮願いたい。	第3 1. (地域の魅力の海外発信等)に反映
			経済団体		・現在VJC実施本部が推進している国別のプロモーション活動を基本計画の一部として明確に位置づけるべきである。 ・VJC実施本部とJNTOは、それぞれの長所を活かす形で連携を強化し、国際観光プロモーションの効率的な展開を図るべきである。 ・我が国の対外的なブランドイメージを確立するとともに、企業広告を活用したPR等、民間との連携によるプロモーション活動を推進すべきである。	第3 1.(一) (地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出)、 3.(一) 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信 に反映

項 提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
都道府県	基本計画における重点的な取り 組み事項	海外からの教育旅行·企業研修旅行の誘致促進 海外における我が国スキー観光の認知度向上	第3 1.(二) (豪雪地帯における観 光振興)、 3.(二) (訪日教育旅行の促進)に反映
都道府県		国による空港等での観光案内所の設置・運営(ICの活用は目的地までの誘導に効果的であるが、最初の案内はおもてなしの心をダイレクトに伝えることができる有人案内所が望ましい) ・現在のJNTOの活動は海外でのPRに偏重 ・都道府県が運営する観光案内所では当該府県以外の情報提供は困難 ・成田、関空、中部などの主要国際空港に全国レベルの案内所が必要 ・訪日後の外国人観光客への情報提供方法の検討	第3 1.(三) (旅客ターミナルの整備)、 4.(二) (観光地における案内表示の整備等情報提供の充実)に反映
都道府県		平成15年4月から具現化したVJCによる外国人観光客の来訪促進に関する諸施策が実施され、特にゴールデンルートをメインとした誘客促進策が展開されてきたが、今後は、外国航空路線を持つ地方都市への誘客の促進策を基本計画に明記するなど、一層地方へのご配慮をお願いしたい。なお、外国人観光客の来訪の促進にあたっては、単に運輸局を単位として事業を実施するのではなく、来訪促進地域を念頭に置いた事業実施等にもご配慮願いたい。	振興の促進)、 3 (一) (地域の魅力の海外発信等
都道府県		外国人観光旅客の来訪の促進のため以下の施策を盛り込むべき 在外日本人のネットワークの活用 インターネット等を活用した情報発信のための外国語コンテンツの充実 クルーズ観光の拡充に対する支援	第3 1.(三) (航路の整備) 3.(一) (地域の魅力の海外発信 等)、(日本文化に関する情報の総合発信)に反映
市町村		国際競争力の強化を図るためには、事前に「どの箇所が、どういった範囲で」地域の魅力があるのか、外国人観光客の視点から評価していただく必要がある。そうでなければ、従来から外国人観光客とは無縁だった地域にとって、突然の外国人の訪問が驚異となり、ひいては外国人観光客に地域の悪しきイメージを植え付けてしまう原因になりかねない。自治体単位では、なかなか実施できない外国人観光客の視点から観光地の優先順位を決定し、それをベースにしながら重点的に自治体の対応を図ることができれば望ましい。	海外発信等)に反映
市町村		VJC事業への在外公館の積極的な連携	第3 3.(一) (国を挙げた日本ブランドの海外発信の促進)、(大使・総領事公邸等を活用した観光プロモーション等の実施)に反映
業界団体		計画には、海外マーケットに関する分析と国内受入体制の状況に関する分析に基づき、アジア諸国との国際的競争関係を十分意識した戦略的な施策を盛り込む。	第3 3.(一) 外国人観光旅行者来記の促進 に反映
個人		日本文化の発信、日本のマナーの情報発信	第3 3(一)全体、第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 に反映
個人		日本のマナーの情報発信	第3 3(一)全体、第4 1.多様な関係 者の適切な役割分担と連携・協力の強 化 に反映
都道府県	東アジア地域を中心としたVJC 事業の展開	地域プランドを観光資源として、東アジア諸国を中心に観光情報とともに情報発信し、イメージの形成、外客誘致へ連動させることが有効。	第3 3.(一) 我が国の観光魅力の 重点的かつ効果的な発信 に反映
都道府県		外客目標達成のため、日中韓台の観光客拡大を図る事業展開を	第3 3.(二) (日中韓三国間の観光 交流と協力の強化)に反映

項 提出很		具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
都道府 (再掲		九州においては、平成17年4月に官民一体となって九州観光推進機構を設立し、国内大都市圏及び東アジアをターゲットとして九州への観光客誘致を行っています。特に、海外からの観光客の誘致にあたっては、県という狭いエリアではなく、このように九州一体となって広域で連携して取り組むことが重要と考えています。先進的に取り組んでいる九州観光推進機構においては、東アジアからの観光客誘致を積極的に展開し着実に成果が表れています。また、経済発展のめざましい東アジアからの観光客誘致は、国の目標値である外国人観光客1,000万人を達成する為にも、今後とも最重点地域として取り組むべき地域と考えます。このため、観光立国推進基本計画の策定にあたっては、東アジアからの観光客誘致に資する施策を盛り込むとともに、県境を越えた広域連携を推進することが必要と考えます。さらに、近年の団体旅行から個人旅行へという旅行スタイルの変化に合わせ、地域の特色を活かした産業観光など、旅行者の趣向の多様化に対応する新たな観光資源を開発・活用することも重要な視点であり、こうした内容にも言及する必要があると考えます。	
市町村	र्ग	外国人観光客が離島や山間部における観光地の情報を、本土·都市部と同様に得るための、高速通信網の整備とデータベースの整備。	第3 3.(一) (国際放送による情報 発信の強化)に反映
業界団	体	ビジット・ジャパン・キャンペーンの目標達成に向けて引き続き強力な施策を講じていく。 (事業) ・ITF等海外観光展への参加・調整事業 ・「トラベルマート」春・秋の実施 ・台湾との観光交流促進事業(地方公共団体等の情報発信、観光宣伝の台湾事務所による支援等)等	第3 3.(一) (我が国の観光魅力の 海外発信等)に反映
業界団			なく広範な地域に対する情報発信の観点から検討されるべき課題であり、基本計画に記載するには馴染まない。
都道府	県 海外への情報発信量の拡大と 質の向上		第3 3.(一) (地域の魅力の海外発信等)に反映
都道府	県		第3 1.(二) /4.(二) (日本映画・映像の振興及び情報発信)、 3.(一) (国際放送による情報発信の強化)、 4.(六) (歴史・文化・風土を生かしたまちづくり支援)に反映
都道府	県	海外に向けた沖縄の独自性(独特の自然、文化、歴史等)に関する情報発信	第3 3.(一) (地域の魅力の海外発 信等)に反映
政令市	त		第3 3.(一) (地域の魅力の海外発信等)、(日本文化に関する情報の総合発信)、(国立公園等における外国人観光旅行者に向けた情報提供)に反映
市町村	प	広域観光の推進(ビジット・ジャパン・キャンペーン活用)	第3 3.(一) (地域の魅力の海外発信等)に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		市町村		観光旅行情報の集約及び提供の強化 *国際的な観光誘客市場における本国の地位は、依然低調であるが、国による観光情報の抽出・集約と併せて、かかる市場への積極的な情報提供により、国際的な競争力を保持することができる。	第3 3.(一) 我が国の観光魅力の 重点的かつ効果的な発信 に反映
		業界団体		宣伝の展開を図られたい。	第3 3.(一) (我が国の観光魅力の 海外発信等)、(地域の魅力の海外発 信等)、(日本食・日本食材等の海外へ の情報発信)に反映
		個人		日本(沖縄)の平均物価や生活習慣等を知らせる 外国人の日本全体のイメージ(京都・富士山)と沖縄とは違うことを紹介する。沖縄の文化や歴史など 日本(沖縄)に在住している各国の外国人に協力してもらい、母国に日本(沖縄)の情報を発信してもらう 各国語で案内ができる全都道府県を紹介したホームページを作成し、そこから各国の外国人に協力して もらい、母国に日本(沖縄)の情報を発信してもらう 各国語で案内ができる全都道府県を紹介したホームページを作成し、そこから各観光協会へリンクし情報 が閲覧できるようにする 沖縄の場合、世界ウチナーンチュ大会がある、いろんな国に住む沖縄出身の人たちが国内向け沖縄情報 の発信、また沖縄からの情報を受信するネットワークをつくる	
		個人	その他		第3 3.(一) (我が国の観光魅力の 海外発信等)、(地域の魅力の海外発 信等)、(日本食・日本食材等の海外へ の情報発信)に反映
		個人			第3 3.(一) (我が国の観光魅力の 海外発信等)(地域の魅力の海外発 信等)、(日本食・日本食材等の海外へ の情報発信)に反映
	② 国内における交通、宿 白その他の旅行に要する 費用に関する情報の提供	都道府県	共通乗車船券の導入支援	テーマルート(広域観光ルート)を訪れる外国人旅行者の利便性を向上させる、JRや私鉄等の交通機関等で共通利用できる周遊券の開発に向けた交通事業者・観光事業者間の連携づくりへの支援が必要。	第3 3.(一) (ICカード・乗車船券の 導入・共通化支援)に反映
白	3 国際会議その他の国際 的な規模で開催される行事 の誘致の促進	政令市	MICE、国際会議、イベント等の 誘致	MICE誘致を通じた交流の拡大など、取組の高度化	第3 3.(一) (国際会議等の誘致・ 開催)に反映
		都道府県		国際会議の誘致	第3 3.(一) (国際会議等の誘致・ 開催)に反映
		都道府県		国際会議等各種コンベンションの誘致推進 スポーツ、音楽等世界大会の誘致 空手を活用した国際的な観光・交流促進のための支援	第3 3.(一) (国際会議等の誘致・ 開催)に反映
		市町村		北海道の東に位置する根室市には、ラムサール条約登録湿地となった「春国岱・風蓮湖」を有し、この野鳥の宝庫は近年、バードウォッチングが盛んなイギリスをはじめ外国人バードウォッチャーから注目を集めており、国内外で開催されるバードフェア等での誘致やPRにより外国からの観光客の増加を図ることが国際競争力を高めるうえで重要であると考えており、これらPR事業に対する補助制度などの充実を要望いたします。	第3 3.(一) (国際会議等の誘致・ 開催)に反映
		市町村			第3 3.(一) (地域の魅力の海外発信等)、(二) (姉妹·友好都市提携の活用)、 (訪日教育旅行の促進) に反映

項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)		(案)への反映状況
	市町村		空手という文化遺産は高い国際競争力を持つ観光資源であり、空手を通した国際観光の振興には、定期セミナー開催と空手大会を開催する組織、実施する施設(研修所・大会会場等)の整備、世界各国との国際相互交流事業の継続が必要である。		(国際会議等の誘致・
	経済団体		国際会議・コンベンションの誘致に一層取組むべきである。	第3 3.(一) 開催)に反映	(国際会議等の誘致・
	業界団体		日本で開催する国際会議·展示会の設定に積極的に取り組むとともに官民一体となって、国際会議誘致の専門家育成に取り組むことを明記する。	第3 3.(一) 開催)に反映	(国際会議等の誘致・
	個人		国際会議は、各分野に分かれており、多岐にわたる企業、分野への働きかけが必要。	第3 3.(一) 開催)に反映	(国際会議等の誘致・
	個人		MICEの戦略、施策を全体的、有機的に推進する実施主体が日本には存在しない。JNTO、JCCB、展示協議会、JETRO、施設協会等を横断的に結びつける仕組みづくりを考えてもらいたい。	第3 3.(一) 開催)に反映	(国際会議等の誘致・
	個人		国際会議の積極的誘致優遇策	第3 3.(一) 開催)に反映	(国際会議等の誘致・
	都道府県	地方における国際会議開催誘 致	国際機関が集結している兵庫県での国際会議の開催、国際会議の誘致に関する総合的な取組の強化。 - 第9回世界華商大会の本邦開催 - 2008年主要国首脳会議(サミット)の関西開催	第3 3.(一) 開催)に反映	(国際会議等の誘致・
	都道府県		1 趣旨:大都市での開催が集中する国際会議について、地方での開催を推進するための施策を展開していただきたい。 2 理由: 我が国で開催される国際会議(2,859件:2006年JNTO調べ)については、東京をはじめとする10大都市で全体の80%(2,281件)が開催されおり、残りの20%を地方都市で分け合っている状況にある。(本県は0.2%) 国際会議の開催は、地域経済の活性化に寄与するばかりでなく、地方における国際化の推進や観光・サービス業界のレベルアップ、地域のイメージアップ にも貢献するなど様々な効果が期待できるところである。 ついては、大都市に集中する国際会議について、地方開催を推進するための施策を展開していただきたい。	開催)に反映	(国際会議等の誘致・
	個人		・コンベンションの誘致は必要だが、日本は旅程の経費がかさみ他国に比べ、コンベンション費用のほか、ア	第3 3.(一) 開催)に反映	(国際会議等の誘致・
	政令市	国際会議、MICEの誘致促進と 支援及と税制措置の検討	日本のコンベンション誘致をより一層進めるため、国の施策として積極的な誘致及び支援策を充実させるとともに、地方自治体との連携や支援策についても、これまで以上に充実させることを重点施策として盛り込んでいただきたい。	第3 3.(一) 開催)に反映	(国際会議等の誘致・
	都道府県		国際コンベンション情報データベース化 地方におけるPCO支援産業の育成	第3 3.(一) 開催)に反映	(国際会議等の誘致・
	業界団体		国内・海外における会議・イベント・インセンティブ・コンベンションいわゆるMICE市場の強化については、その普及、啓蒙と専門家養成の環境整備に対する支援ができるようにお願いしたい。 また、今後とも更なるMICE需要の拡大のため、現在、交際接待費課税となっている招待旅行等については経費としての税制措置を図っていただきたい。	開催)に反映	(国際会議等の誘致・

項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状	.況
4 外国人観光旅客の受入 れの体制の確保	政令市	CIQ体制の整備·拡充	空港及び港湾におけるCIQ体制の整備・拡充	第3 1.(三) (旅客ターミナル 備)、 3.(一) (出入国手続の迅速化	_
	都道府県		北海道の優れた観光資源を活かし、国内外からの来道観光客の増加を図るため、外国人観光客の誘致促	化)に反映	
	都 連桁宗		進と受入環境の整備促進に向けた取組強化が必要である。 関税法、出入国管理法等の関係法令により、指定されていない空港への国際線チャーター便の乗り入れに	備)、 3.(一) (出入国手続の迅速化化)に反映	
	都道府県		訪日観光客のビザ取得の利便性向上、CIQの体制強化	第3 1.(三) (旅客ターミナル 備)、	
			今後、訪日外国人観光客は急速に増加することが見込まれ、引き続き円滑かつ万全な出入国審査など、空港での受入体制を充実する必要があることから、一部CIQ業務を国と地方自治体が協働で行うなど、解決策の検討を行うこと。 当県は、外国人観光客の誘致拡大に積極的に取り組んでいるが、近年、チャーター便の増加などから、連休などチャーター便の集中する時期や定期便との輻輳時において、CIQに不測の時間を要するとの旅行社	3.(一) (出入国手続の迅速化化)に反映	七·円滑
			や観光客からの苦情・意見があるため、円滑な出入国審査など受入体制の構築が課題となっている。		
	政令市		CIQ(税関・出入国管理・検疫)の迅速化等の改善が必要である。	第3 1.(三) (旅客ターミナル 備)、 3.(一) (出入国手続の迅速化	
	都道府県		 出入国手続きの簡素化	化)に反映 第3 1.(三) (旅客ターミナル	
				備)、 3.(一) (出入国手続の迅速化 化)に反映	七·円滑
	都道府県		入域審査の迅速化・簡素化	第3 1.(三) (旅客ターミナル 備)、 3.(一) (出入国手続の迅速化化)に反映	
	市町村		る。成田空港の国内線充実または羽田空港の国際線化が必要。 海外からの入国が東京中心であることは自明のことであるが、地方での魅力、情報が外国へ発信される環境が整ってきていることから、地方空港の国際線化により直接外国人観光客を呼ぶことが出来る。	第3 3.(一) (航空自由化(アオープンスカイ)による戦略的な 空ネットワークの構築)、(羽田空 更なる国際化、大都市圏国際空 時間化)に反映、成田空港と羽田 の役割分担のあり方については だけではなくより広範な観点から れるべき課題であり、基本計画に するには馴染まない。	:国際航 空港の 2港の24 田空港 L、観光 6検討さ
	業界団体		主要空港はもとよりと〈に地方空港におけるC!Qの充実と通関時間の短縮に向けて積極的に取り組むことを明記する。	第3 1.(三) (旅客ターミナル 備)、 3.(一) (出入国手続の迅速化 化)に反映	
	個人		・地方港湾・空港でのCIQ体制の整備	第3 1.(三) (旅客ターミナル 備)、 3.(一) (出入国手続の迅速化化)に反映	

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		都道府県	観光客誘致の観点からの査証 の免除	日本を訪れる外国人旅行者は、日本人海外旅行者の3分の1に過ぎない。これに対し、都は、千客万来の世界都市・東京の実現を目指して、「東京都観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を増加させるための具体的な施策を展開している。外国人旅行者数のより一層の拡大を図るため、観光目的で来訪する旅行者に対しては、一定要件(出入国管理及び難民認定法別表第一に掲げる「短期滞在」の場合、往復予約済航空券を所持している場合等)の下での査証の免除を行うこと。 アニメ関連産業振興に係る各種制度の改正・査証(就労)発給要件の緩和アニメーションを海外のクリエーターたちと共同制作する場合、国内のスタジオで長期にわたる制作期間が必要になる。国際的に優れた作品製作を進めるために、アニメーションのクリエーターには、出入国管理法における就労可能な在留資格を認めるようにすること。	意見の内容については、治安等の観点 も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。
		政令市		ビザ制度の改正などによる来日しやすい環境整備	意見の内容については、治安等の観点 も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。
		都道府県		観光査証不要国、地域の拡大	意見の内容については、治安等の観点 も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。
		市町村		外国人の訪日を促進するためのビザ(査証)等、入国管理の緩和	意見の内容については、治安等の観点 も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。
		業界団体		訪日旅行ビザの一層の改善を促進する。	意見の内容については、治安等の観点 も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。
		業界団体		二国間観光交流事業の推進、活性化にあたっては、交流事業を核とした双方向の国際交流に視点をあてた取組を行うべきである。そのために、二国間の交流にあたっては、今後も積極的に推進していく教育旅行の分野においてはビザ相互免除についても検討していただきたい。	
		業界団体		今後とも急増が予想される訪日外国人旅行においては、二国間の観光協議等の場で、双方が納得のいく方向で段階的に査証の免除等を検討をお願いしたい。	意見の内容については、治安等の観点 も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。
		経済団体		外国人観光客の来訪を促進すべく、規制緩和ならびに制度上の運用改善を推進すべきである(IT化の推進も含めた出入国手続の簡素化、ビザ発給の要件緩和等)。	第3 3.(一) (査証発給手続の簡素 化・円滑化)、(出入国手続の迅速化・ 円滑化)に反映
		個人		観光客の来訪促進としてビザ免除国の拡大(観光目的15日間)や、観光マルチビザの拡大を要望する。	意見の内容については、治安等の観点 も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。
			中国国民の訪日観光旅行に対 するビザ発給の拡大等	中国国民の訪日観光旅行に対するビザ発給の拡大 ア 発給公館の拡大(瀋陽総領事館、大連出張駐在官事務所) イ 5人以下の小グループに対するビザの発給	意見の内容については、治安等の観点 も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。
		都道府県		中国国民の訪日団体観光査証の発給対象地域が全土に拡大されたが、中国人観光客のさらなる増加のためには、査証発給の利便性の向上が必要である。 このため、中国国内における査証発給機関の拡充について検討いただきたい。	意見の内容については、治安等の観点 も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		都道府県		中国黒龍江省ハルビン市の複数の旅行社が、訪日団体観光ビザの発給申請を直接行えるようにしていただきたいので、日本との航空路線を有するなど、日本との交流の実績が顕著な中国の地方都市の旅行社が、速やかにビザ申請権者となることができるような措置を講じること。当県は、中国黒龍江省と友好県省の関係にあり、平成10年に日本と黒龍江省との間で唯一の航空路線(新潟・ハルビン線)の開設を実現し、その拡大に努めてきた。現在、この特色ある定期路線を活用して、ハルビン市からの団体観光客の誘致に取り組んでいるが、ハルビン市においてビザ発給申請ができる旅行社がないため、中国の地方都市の旅行社は主導的に旅行商品を企画・販売することが困難な状況にあり、誘客拡大を図る上で障害となっている。	意見の内容については、治安等の観点 も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。
		都道府県		所得や海外渡航実績等一定の条件を満たす中国人に数年間有効なマルチビザを発給し、個人での訪日観光を可能とする。	意見の内容については、治安等の観点 も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。
		都道府県		海外渡航回数に応じて、審査に要する書類の軽減や審査基準の緩和を行う。また、団体観光査証の申請に係る人数基準を緩和する。(例:3人以上の旅行団の査証申請を認める。)	意見の内容については、治安等の観点 も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。
		都道府県		国が掲げる「2010年までに訪日外国人旅行者数1000万人」の目標達成のためには、他国との競争の中で 訪日旅行の競争力をさらに強化することが不可欠。すでに、団体観光ビザ発給エリアが中国全土に拡大されているが、今後さらに訪日を希望する観光客の観光ビザ取得の利便性を向上させるよう、下記の点について要望するとともに、基本計画の中でも打ち出されたい。 訪日旅行希望者にとって支障がないよう、引き続き円滑かつさ迅速な発給に努められたい。 団体観光ビザ発給を中国のすべての総領事館や駐在官事務所で取り扱うとともに、広東総領事館での管轄エリアの「商務ビザと同様のエリア」まで拡大されたい。 再来日者であることなどの一定条件の下、リピーター客獲得のための「家族単位での訪日ツアー」や訪日旅行中に不法滞在の発生する恐れがない者に対する「訪日個人旅行」などについて、柔軟なビザ発給を実現されたい。	手続の簡素化・円滑化)に反映 、 について:意見の内容については、治安等の観点も勘案しつつ、今後、 関係省庁において調整してまいりた
		都道府県		訪日団体観光査証発給事務の在瀋陽総領事館での実施。	措置済み
		都道府県		中国人訪日観光客増加を図るため、短期滞在査証の発給要件の緩和等について、次のとおり提案します。 1 観光を目的に訪日する中国人に対して、現在は団体観光短期滞在査証のみが発行されているが、 短期滞在数次査証を発給し、個人で訪日観光が可能とする。 2 中国人団体観光短期滞在査証の発給取扱機関の拡大及び査証審査手続きの期間の短縮を図る。 3 査証発給申請を取り扱うことができる旅行社の地域の拡大を図る。	意見の内容については、治安等の観点 も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。
		都道府県		1 趣旨 海外からの観光客の増加を図るため、入国規制の緩和及び利便性の向上を図っていただきたい。 2 理由 東アジア等からの訪日観光客へのビザ発給に係る要件の緩和が進められているが、なお、外国人に 対する訪日旅行ビザ制度が、海外からの旅行者を増大させるに当たっての大きな障害となっていることを踏まえ、良好な公安、治安の維持に配慮しながらも、この手続きにかかる負担をできる限り軽減する方向で検 討を進めていただきたい。 特に、今後大幅な観光客の増加が期待される中国については、平成17年7月、団体観光短期滞在査証の発給地域が中国全土に拡大され、査証発給取扱機関も、在中国日本大使館、在上海日本総領事館及び在広州総領事館に加え在重慶総領事館に拡大されたが、さらに取扱総領事館の拡大等に努めていただきたい。 さらには現在、団体観光短期滞在査証しか発行されていないが、今後は、個人での訪日も可能となるように配慮いただくなど、訪日旅行の利便性向上を図り、海外観光客の増加につながる対策をお願いしたい。	入国規制の緩和:意見の内容については、治安等の観点も勘案しつつ、今後、関係省庁において調整してまいりたい。利便性の向上については、第33.(一)(査証発給手続の簡素化・円滑化)に反映
		都道府県		客が訪日しやすい環境づくりを進めることを盛り込むべきである。 ・地方圏への外国人観光客の増加を図るため、地方におけるCIQ体制の充実について盛り込むべきであ	第3 1.(三) (旅客ターミナルの整備)、 3.(一) (査証発給手続の簡素化・円滑化)、(出入国手続の迅速化・円滑化)に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		政令市		中国から日本への観光が容易に行えるように、保証金制度の緩和や個人旅行の解禁、ビザの緩和の推進が必要である。	意見の内容については、治安等の観点 も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。
		業界団体		中華人民共和国等に対する個人ビザ解禁に向け、積極的に取り組むことを明記する。	意見の内容については、今後、関係省 庁において調整してまいりたい。
		個人		中国全土対象に、短期査証免除を段階的に実施。	意見の内容については、治安等の観点 も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。
			備等の検討	・台湾人観光客に対する国内での運転免許の制限緩和 台湾からは年間27万人の来道観光客があるが、個人やグループで周遊する自由度の高い旅行に対する ニーズが高まっている。台湾人観光客は日本の運転免許を取得しない限り我が国では運転できないことか ら、運転免許の制限緩和がぜひとも必要である。国においては、現在、この制限緩和に向けた手続きが進 められていると聞いており、早急な対応をお願いしたい。	措置済み
		都道府県		・観光分野における外国人労働者の在留資格要件の緩和 外国人観光旅客の来訪を促進するにあたっては、来訪者の利便性を向上させることが必要であり、特に母 国語が通じることは重要な要素であると考える。この点、海外の観光地と比較して、我が国の状況は遅れて いると言わざるを得ず、抜本的な改善には、一層の国のオープン化が必要と考える。 インバウンド観光の促進に向けて、外国からの来訪者に対して十分な対応ができるよう、観光分野における 外国人労働者の在留資格要件の緩和など労働市場の開放も視野においた外国人流入規制の緩和につい て検討を進めていただきたい。	意見の内容については、今後、関係省庁において調整してまいりたい。
		市町村		より効果的に海外誘致を行うため、対象国の旅行業有識者を日本に招へいし、観光協会等に籍を置きながら、自らの知識と販売経路を活用し、旅行企画や観光プロモーションを行えるよう、人件費の助成制度をはじめ、招へいに係る査証の取得等、入国手続きに関する特例についての施策を検討願いたい。	個別の助成制度の具体的な内容は、 政府の施策に関する中長期的な計画 に記載するには馴染まない。
		業界団体		現在の社会状況に即して法制度の見直しを行うこと。 〈例〉 ・コンベンション法における国際会議等の開催の円滑化を図るための措置のあり方 ・外客誘致法における国際観光テーマ地区のあり方 ・通訳案内士法における試験事務の代行のあり方	第4 3.施策の推進状況の点検と計画 の見直し に反映
		業界団体		品質の向上を目的とした訪日外国人旅行取扱業者の登録制度の導入や、プリクリアランス等入国管理面での円滑化措置、インパウンド促進のための公的支援として、事業者への優遇税制支援等の導入等を早急に行っていただきたい。	
		個人		外国人観光客誘致倍増のための渡航経費(具体的には欧米と比較して高い日本の航空運賃等に対し、航空機の発着料、燃料代等に対し税制面等の優遇措置を行うなど)、宿泊経費の主要国との比較による補助政策等ソフト面の整備を行う必要がある。	税制優遇策については、国民的な議論が尽くされた段階とはいえないため、現時点で基本計画に記載することは困難である。また、個別の助成制度の具体的な内容は、政府の施策に関する中長期的な計画に記載するには馴染まない。
		都道府県	通訳案内士の充実	通訳案内士については、報酬基準の制定や留学生の在留期限の延長による活用策の拡大など、活動しやすい環境づくりに努め、制度が有効に機能するよう配慮すること。	意見の内容については、今後、関係省 庁において調整してまいりたい。
		政令市		・通訳案内士制度の改善が必要である。 国家試験の通訳案内士資格試験が平成18年度から各都道府県独自で地域限定の試験を実施できるようになったが、中国などからの観光客は九州など広域を回遊するツアーを行っており、観光客の行動に合わせて県域を越えたエリアで活動できるような制度が必要である。	意見の内容については、今後、関係省 庁において調整してまいりたい。

項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	個人			第3 3.(一) (実)に反映	(通訳案内士制度の充
	個人		日本の国土は狭隘であり、外国人観光客は、全国に係る大体の案内をガイドに期待する場面も想定されるため、国内全域に係る一定水準の知識を持った国際ガイドを育成し、主要都市に配置できるような制度を創設する。		通訳案内士制度の充
	個人			第3 3.(一) (実)に反映	通訳案内士制度の充
	個人		・地域限定通訳案内士試験については、複数都道府県で合同試験が実施できることになっているが、合同 試験の場合であっても、都道府県ごとに問題を作成し、個別に試験を行うことになっている。 ・都道府県ごとの試験ではなく、例えば「九州」という形で試験が実施できるように改めていただきたい。 ・また、試験実施機関を緩和し、例えば「九州観光推進機構」を加えていただきたい。	意見の内容につ 庁において調整	いては、今後、関係省 してまいりたい。
	個人			第3 3.(一) (実)に反映	通訳案内士制度の充
	都道府県		・外国人の旅行実態にあった地域限定通訳案内士試験の実施 各都道府県単位ではな〈、広域圏ごとの試験が実施できるよう改正(現在の制度では、府県合同で実施しても個別に地理歴史等の試験をしなければならない) 活動機会が不十分な全国通訳案内士の活用		いては、今後、関係省 してまいりたい。
		ための受入れ体制の整備促進	世界的なクレジットカード等の普及に伴い、海外旅行者の多くは、多額の現金を携帯しないようになってきている。 今後、外国人旅行者数の拡大を図るためには、クレジットカード等の利用の拡大とその利便性を向上させる環境整備が必要である。 1 クレジットカードの取扱の普及促進 支払手段として、外国人旅行者の利用が見込まれる中小規模の飲食店、ホテル・旅館、鉄道、タクシーなどを中心に、クレジットカードの利用が一層進むよう、普及促進を強く業界団体等へ働きかけること。 2 海外発行カードに対応した自動現金引出機の普及促進 海外発行のクレジットカードやキャッシュカードでキャッシングや現金引出が可能な自動現金引出機の普及促進を強く業界団体等に働きかけること。	施することの適さ	は、国の施策として実 5を含め、引き続き、検
	都道府県			の普及・促進)、(ための環境整備	(ボランティアガイド等 自動車による観光の)、 ンティアガイドの育成)

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		都道府県		訪れた外国人観光客が、地域の人と積極的に交流をし、「来てよかった」「もう一度行きたい」といわれる地域の環境整備を促進する施策。 [考えられる取組] ・観光案内表示の対応言語の拡大(英語 + 韓・中) ・外国語対応観光ボランティアの充実 ・コンベンションの推進、活用 ・観光案内所等の機能充実(飲食店・宿泊施設情報) ・外国人受入施設(宿泊施設、飲食店等)の拡充 ・外国人特有のニーズへの対応(インターネットカフェ、大型コインロッカー)	第3 2.(二) (観光マネジメントの強化)、 3.(一) (公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進)、(国際会議等の誘致・開催)、(ボランティアガイド等の普及・促進)、(博物館・美術館等における外国人への対応の促進)、(国立公園等における外国人観光旅行者に向けた情報提供)、(ボランティアガイドの育者に向けた情報提供)、(重強光地における案内表示の整備等情報提供の充実)、(ホテル・旅館の整備)、(三) (道路における案内表示の充実)に反映
		都道府県		外国人観光客の誘客には、その情報ニーズを把握した上で情報発信をすることが重要であり、IT技術等最 先端の情報技術の整備支援体制の充実を図ること。	第3 3.(一) (国立公園等における 外国人観光旅行者に向けた情報提供) 4.(二) (観光地における案内表示 の整備等情報提供の充実)に反映
		市町村		国定公園に指定されている天売・焼尻島において、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成の取り組み等について、外国人観光旅客に対応する看板製作、ガイド等人材育成についての関係団体の情報提供を要望します。	第3 3.(一) (国立公園等における 外国人観光旅行者に向けた情報提供) 4.(二) (観光地における案内表示 の整備等情報提供の充実)に反映
		政令市		コンベンション施設の整備、外国人観光旅客受け入れ環境の整備充実(多言語表記の充実等)など高質な受入れ体制の整備促進に関する国を挙げた更なる取組の強化が必要である。	第3 1.(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備 に反映
		市町村		海外発行カードによるATM機対応の改善(来訪外国人が普段使用しているキャッシュカード等を使っての現金引き出しが、銀行系の機器ではほとんど対応できない。(2007年6月からはコンビニのセブン・イレブンのセブン銀行が対応可能となる見込の情報有り)郵便局が対応可能な状況にある。)	本意見については、国の施策として実施することの適否を含め、引き続き、検討する。
		市町村		観光振興に寄与する人材の確保、とりわけ外国人観光客に対する接客が可能な人材を確保・育成をすることは、田舎になればなるほど極めて困難なものとなる。特に、言語(英語・韓国語・北京語・広東語等)については、全くと言っていいほど対応することができていない状況にある。この問題については、接客をする人材のほか、ホームページやパンフレット等の対応も含まれている。このような問題点を解消するには、エリア別に「外国語センター」的なものが設置されることが必要と考えられるが、各自治体において独自に設置することは現状の予算では極めて困難で、先述のとおり地域内で外国語に関するスキルを有した人材を確保することも極めて困難。したがって、都心部のみならず地方にも「外国語センター」的なものが設置され、日常の案内やサービスの提供のほか、必要に応じた研修等の開催なども実施されることが望ましい。	の普及・促進)、(自動車による観光のための環境整備)、(博物館・美術館等における外国人への対応の促進)に反
		市町村		の外国語対応が必要。自動販売機の多言語対応機械の導入などを積極的に進めていただきたい。 ・外国では、金銭の決済はカード決済が主流でありますが、日本国内ではまだまだ現金が主流。両替所の 増設及び両替機関の営業時間延長が必要。また、観光事業者や飲食店など個人商店等でのカード導入に 対する支援があれば、導入可能かと思われる。また、カード会社の手数料が外国に比べ高いので手数料の 低廉化が導入促進につながる。 ・外国人観光客が増加することにより、言葉を始めとして様々なトラブルが発生することが予想される。特	

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		市町村		引下を図ることや、各地域で発行している観光パンフレットの外国語版の作成などにより、この地域を訪れる 国内外からの観光旅行の容易化を図るうえで必要であります。	第3 3.(一) (航空自由化(アジア・オープンスカイ)による戦略的な国際航空ネットワークの構築)、(博物館、美術館等における外国人への対応の促進)、(国立公園等における外国人観光旅行者に向けた情報提供)に反映。な、航空運賃の引き下げについては、より広範な観点から検討されるべき課題であり、基本計画に記載するには馴染まない。
		業界団体		訪日外国人の受入促進を図るための最大のネックは言語問題であり、旅館・ホテル等における言語トラブルに対処するための支援システムとして「無料通訳センター」を国が設置し運営されたい。	第3 3.(一) (ボランティアガイド等 の普及・促進)に反映
		業界団体		外客の受入対策として外国人観光案内所(TIC)の充実及び「外国人向け宿泊予約センター」の設置を図られたい。	第3 2.(二) (観光マネジメントの強化)、 4.(二) (観光地における案内表示の整備等情報提供の充実)に反映
		業界団体		外国人旅行者の利便増進のための医療を含むアシスタンスサービス体制の整備を政府主導で推進してもらいたい。	第3 3.(一) (ボランティアガイド等の普及・促進)、 4.(四) (外国人観光客等の災害被害軽減)に反映
		市町村			第3 3.(一) (公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進)に反映
		市町村		各都道府県単位で外国人を対象とした観光案内所を設置し、地域内の各種パンフレット等の情報を提供	第3 2.(二) (観光マネジメントの強化)、 4.(二) (観光地における案内表示の整備等情報提供の充実)に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		業界団体		外国人観光旅客、特にFITの増加に対応した受入体制の強化を図り、リピーターの拡大を目指す。 増大する外国人観光客の受入に対して受入体制の整備が追いつかないことによる問題が生じないよう、 「特定の地域、特定の時期への集中を避ける。」などの対策を行う。 言語障壁の問題については、国・地方自治体・民間が一体となった運動を起こし、抜本的な改善対策を行う。 う。 リピーターを対象とした新しいタイプの観光(リゾート型観光、体験型観光など)を開発し、旅行の質を高める。 このほかに、国際的水準と比較して日本において外国人旅行者が個人旅行をしにくい要因として指摘さ	については、第3 4.(一) 観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和に反映については、第3 3.(一) (観光マネジメントの強化)に反映については、第3 3.(一) 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信、4.(二) 我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の強化、我が国又は地域の特色を生か
		業界団体		外国人案内表示の充実、案内体制の整備など外国人受け入れ体制の充実に積極的に取り組むことを明記する。 観光案内所の整備 観光客に対する観光・医療等の通訳アシスタントサービスの充実、電話を通した通訳案内システムの整備 外国人観光客に対する安全情報伝達ルートの確保 主要駅等への両替所設置 バス発着場の確保、観光地における駐車場の確保 駅・空港等のパリアフリー化の推進 観光地等のトイレ整備推進	第3 1.(一) (地域のまちづくりへの支援)、(二) (美しい風景の撮影スポットの近傍の駐車場に関する情報提供)、(三) (旅客ターミナルの整備)、(地域内の道路の整備等)、2.(二) (観光マネジメントの強化)、3.(一) (ボランティアガイド等の普及・促進)、4.(二) (観光地における案内表示の整備等情報提供の充実)、(三) (公共施設等のパリアフリー化)、(駐車場案内システムの整備)、(四) (外国人観光旅行者等の災害被害軽減)、(六) (国立・国定公園の保護と利用の推進)に反映
		個人		観光案内の複数言語化(英·韓·中)が必要。観光地側の受入(ボランティア)の実現のためにも休暇の取得が必要。訪日外国人に地域の人とふれあい、日本文化を体験してもらうことが必要。	第3 3.(一) 、、、4.(一) 、(二) に反映
		個人		主要交通機関における外国語標記の割合を増やしてほしい	第3 3.(一) (公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進)に反映
		個人		町中の案内板の複数言語化とホテル・旅館の従業員の語学力アップと音声付翻訳機の設置が必要。	第3 3.(一) 、4.(二) に反映
		個人		「世界のブランドショッピング」である免税店、DFS制度促進のため中華人民共和国の金融カード(デビットカード)等の利用促進を検討願いたい。	本意見については、国の施策として実施することの適否を含め、引き続き、検討する。
		個人		交通体制の整備は地域毎の取り組みのみならず、国策として重要な施策になると感じています。特に、外国人が国内に入ってからの統一的な料金システム、案内システムなどを普及させて、効率的な移動を可能にして欲しいです。イタリア国鉄の料金システム、販売システム、インターネット情報提供などは大いに参考になると思います。	宿泊その他の観光旅行に要する費用
		個人		クレジットカードの問題は、まだまだ、海外から来られる旅行者にとって不自由な状態であります。クレジットカードを現金化する場所が非常に限られている(郵便局や一部のカード会社の機械のみ)。休日の両替も同じ。病院でのクレジットカードの利用等、日本人と外国人の利用方法の差を埋めるべきであると思う。	

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		都道府県	その他		措置済み 第3 3.(一) (独立行政法人国際観 光振興機構の活動の充実) に反映
		都道府県		国際観光の振興にあたっては、国・都道府県・市町村・民間事業者の適正な役割分担のもと、国においては 環境づくりに積極的に取り組むこと。また、外客誘致事業については、多様な魅力を総合的に発信していく ため、幅広い民間事業者が積極的に参画できるような体制づくりに努めること。	
		業界団体		・インバウンド取扱事業者登録制の導入の検討 インバウンド事業者登録制度の導入・罰則の導入など国内の観光産業にメリットが実感できる仕組みづくりに積極的に取り組むことを明記する。	第3 4.(一) (旅行業務に関する取引の公正の維持等) に反映
5 ₹	その他	都道府県	海外における広報宣伝体制につ いて		第3 3.(一) (大使·総領事公邸等 を活用した観光プロモーション等の実 施)に反映
		都道府県		旅客の来訪の促進に必要な業務を行う組織として独立行政法人 国際観光振興機構(JNTO)が設置されているが、現地の旅行業者等との情報交換及び分析といった旅行市場のマーケティング活動を強化し、各国・地域の最新情報を日本国内の地方自治体、宿泊施設、観光施設などの旅行業界関係者にタイムリーに提	第3 3.(一) (海外拠点における情報発信の強化)、(独立行政法人国際観光振興機構の活動の充実) 4.(七)(訪日外国人旅行者に関する統計の充実)に反映
		業界団体		政府観光局たるJNTOの位置づけを明確にし、その機能を強化する。 国内外において日本のインバウンド事業の代表(顔)として位置づける。 十分な事業予算を確保しインバウンド事業の中核的組織として機能させる。 海外拠点の強化を図り、海外市場の情報収集、海外事業者とのネットワーク、海外で行われる国の事業のマネジメントを行わせるとともに地方自治体事業との連携を図らせる。 JNTOの海外市場調査、訪日外客実態調査機能を充実し、海外における事業の立案・実施能力を更に高める。	については、第3 3.(一) (独立行政法人国際観光振興機構の活動の充実) に反映、については、個別事業主体の予算、施策の具体的内容は、政府の施策に関する中長期的な計画に記載するには馴染まない。については、第3 3.(一) (国を挙げた日本ブランドの海外発信の促進)、(海外拠点における情報発信の強化)に反映
		業界団体		国のインパウンド推進体制の整備・明確化を図ることを明記する。 政府観光局としてのJNTOの位置付けを明確にし、恒久的かつ効率的なインパウンド推進体制を確立する。(JNTO・VJC実施本部事務局等の統合・整理など) JNTO海外事務所とJETRO、JICA、国際交流基金等の海外事務所が連携し、より効率的・効果的な訪日誘致活動を展開する。	充実) に反映。なお、個別の制度の具
5 国際相 1 夕 充の促進 進	小国政府との協力の推	業界団体	アウトバウンド促進のため二国 間協議の活用		に反映 第3 3.(一) (査証発給手続の簡素

項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
2 我が国と外国との間に おける地域間の交流の促 進	都道府県	地域間交流の促進	姉妹都市等を活用した相互交流の促進のための支援 	第3 3.(二) (姉妹·友好都市提携の活用)に反映
	市町村			第3 3.(二) (姉妹·友好都市提携の活用)に反映。個別の助成制度の具体的な内容は、政府の施策に関する中長期的な計画に記載するには馴染まない。
	市町村		各自治体が盟約等している「有効交流促進都市」の取り組みに対する支援措置の充実	第3 3.(二) (姉妹·友好都市提携の活用)に反映。
	業界団体		双方向の国際交流促進のため、国として強力な施策を講じるとともに、民間レベル、地方レベルでも積極的に取組みが行われるよう促す。(含 青少年交流の促進)	第3 3.(一) (地域レベルの国際交流・国際協力の推進)、(二) (姉妹・友好都市提携の活用)、 (訪日教育旅行の促進)、(海外の青少年との交流促進)に反映
	業界団体		姉妹都市交流の促進については市民レベルでの国際交流・草の根交流の定着を図り、また、継続性のある活発な姉妹都市交流の推進を図るべきである。 併せて、海外教育旅行も姉妹都市・姉妹校との交流を基盤としたものになるよう地方自治体も含めて検討をお願いしたい。	の活用)、 (訪日教育旅行の促進)に
3 青少年による国際交流 の促進	政令市	青少年国際交流の取り組みの 推進	教育旅行(修学旅行)推進への支援拡大	第3 3.(二) (訪日教育旅行の促進)に反映
	都道府県		青少年交流の拡大(修学旅行等)	第3 3.(二) (訪日教育旅行の促進)、(海外の青少年との交流促進)に 反映
	都道府県		東アジアからの若年層の訪日を一層促進する訪日教育旅行の受入拡大に向け、関係施策の方向性を一致させた強力な取組の推進、地域の取組を支援する体制の整備。	進)、(海外の青少年との交流促進)に 反映
	都道府県		留学生は地域の対外イメージの向上に大き〈貢献する。近年着実に増加している留学生に対応するため、 奨学金の拡充や留学生住宅の充実等の各種支援施策の充実。	第3 3.(二) (海外の青少年との交流促進)に反映
	市町村		世界各国との学校教育を通じた交流の充実	第3 3.(二) 青少年による国際交流の促進 に反映
	業界団体		双方向の国際交流促進のため、国として強力な施策を講じるとともに、民間レベル、地方レベルでも積極的に取組みが行われるよう促す。(含 青少年交流の促進)	第3 3.(二) 国際相互交流の推進 に反映
	業界団体		教育旅行は青少年の教育にとってまた地域間交流にとっても重要な効果をあげることを認識し、教育制度の中で明確にブログラム化するなど積極的に推進していただきたい。 今後もますます増加すると思われる青少年海外教育旅行の促進のためには、海外教育旅行に課せられている各種規制の緩和や撤廃が求められる。特に公立高校の海外教育旅行の旅費や旅行日数等の規制の撤廃や、中国・韓国の修学旅行運賃の撤廃等を検討していただきたい。また、修学旅行生の空港施設使用料の無料化等も検討されるべきである。	第3 3.(二) (訪日教育旅行の促進)に反映
	業界団体		二国間の交流にあたっては、今後も積極的に推進していく教育旅行の分野においてはビザ相互免除についても検討していただきたい。	意見の内容については、治安等の観, も勘案しつつ、今後、関係省庁におい て調整してまいりたい。

		項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
			個人		訪日観光の担い手を育成する目的から在外教育機関での、日本観光教育を行い、終了後日本の観光事業等での就労の機会を与える。	第3 3.(二) 青少年による国際交流の促進 に反映
		4 その他	業界団体	民間レベルでの交流の促進と支 援	食を通じて相互理解と国際親善を増進する為に海外の業界団体との交流の緊密化(姉妹提携を含む)に関 しての支援。	第3 3.(一) (日本食・日本食材等の海外への情報発信)に反映
			業界団体		双方向の国際交流促進のため、国として強力な施策を講じるとともに、民間レベル、地方レベルでも積極的に取組みが行われるよう促す。(含 青少年交流の促進)	第3 3.(二) 国際相互交流の推進 に反映
			業界団体	国民および外国人の旅行促進	・平成版出国率向上のため「平成版海外旅行推進計画」の策定・実施2001年以降、海外への出国者数は依然として低迷状態にあり、昨年2006年度の出国者数も17.4百万人台と伸び悩んだ。この状況を打開するためには、各国別に訪問者数を増加する方策や年齢階層別・需要層別に分析し出国者数を伸ばすことも重要であるが、地方における出国率をいかに高めるかが今後の大きな課題である。 政府として地方自治体も含め、1987年の「海外旅行倍増計画(テン・ミリオン計画)」に倣い出国者の増大方	4.(一) (休暇の取得の促進)、 (
					策について検討していただきたい。 ・地方における出国率を向上させるための旅券保持率の向上策 国民の海外渡航意欲の増進を図るために「パスポート取得キャンペーン」を全国的に展開し、海外渡航者 の飛躍的拡大・増大に向け、ともに取り組んでいただきたい。なかでも地方における旅券の保持率の増大を	については、国の施策として実施する との適否も含め、今後検討する。
					検討いただきたい。 そのためには若年層や団塊世代等の方々のバスポート取得費の軽減及び発給窓口の増設等、取得の容易化を図るとともに、海外旅行に参加しやすい税制上の措置や、長期連続休暇が取れる社会的な仕組みづくりに向け政府・地方自治体の協力・支援をお願いしたい。 また、旅券は個人を特定するための写真IDとして位置づけることも有効である。	
			業界団体		パスポート取得手数料の値下げ(旅券申請箇所の増配置を含む)、修学旅行や家族旅行の税金控除、外国 人旅行者への消費税免除等に取り組むことを明記する。	個別の制度の具体的な内容は、政府 の施策に関する中長期的な計画に記 載するには馴染まない。
4 行 田 親 光 旅	1節 観光旅 の容易化及び 滑化	1 休暇の取得の促進	都道府県	国民休暇制度の見直しと法制化	休暇取得の促進が新たな消費と雇用を直接、間接的な生み出すことから、国民の観光行動を促進する制度 の法定化が必要。	本意見は、国民的な議論が尽くされた 段階とは言えないため、現時点で基本計画に記載することは困難である。
行の促進			都道府県		長期休暇を取りやすい制度の導入の方策を示していただきたい。	第3 4.(一) (休暇の取得の促進) (休暇取得の分散化)に反映
のための環			業界団体		観光立国の推進に向けてゆとりある社会を実現するため、国民の長期休暇の取得を促進するために各種 施策を講じることを内容とした、いわゆるフランスに見られる「バカンス法」を制定されたい。	本意見は、国民的な議論が尽くされた 段階とは言えないため、現時点で基本 計画に記載することは困難である。
^場 境の整備			都道府県	長期休暇取得の容易化に向け た取り組みの推進	北海道では、日帰り、1泊2日中心の短期滞在型観光から体験型観光を取り入れた中・長期滞在型観光を目指している。しかし日本で休暇事情を考えるとき、現実としては、ゴールデンウイーク、盆休み、正月など国民全体が休むときにのみの中期の休暇しか取れない状況で、欧米風のパカンス的な休暇にはほど遠いものがある。そのような中、「観光立法推進基本法」第19条の「国は、観光旅行の容易化及び円滑化を図るため、休暇に関する制度の改善その他休暇の取得の促進、観光旅行の需要の特定の時期への集中の緩和、・・(中略)・・、観光の意義に対する国民の理解の増進等に必要な施策を講ずるものとする。」と明記されている。是非この機会に、スローガンを掲げるだけではなく、国家公務員自らが率先して長期休暇取得に取り組むなど都道府県、市町村など地方公共団体へも長期休暇制度を普及していっていただきたい。	本意見は、国民的な議論が尽くされた 段階とは言えないため、現時点で基本 計画に記載することは困難である。

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		業界団体		政府の主導により毎年8月の1ヶ月をサマー休暇月間として設定し、国会を始めとした官公庁等の公的機関が率先して長期休暇を取得し易い環境を創り出す施策を講じられたい。	本意見は、国民的な議論が尽くされた 段階とは言えないため、現時点で基本 計画に記載することは困難である。
		業界団体		休暇取得の促進、連続休暇の奨励	第3 4.(一) (休暇の取得の促進)、 (休暇取得の分散化)に反映
		業界団体		休暇の取得促進は、観光振興にとって即効性のある施策であり、是非進めて頂きたい。	第3 4.(一) (休暇の取得の促進)、 (休暇取得の分散化)に反映
		都道府県		・ 日常生活を離れて他の地域を訪れ、その地域の景観や食、人々との交流などを楽しむことは、日頃の疲れが癒され、心にゆとりや活力を生むことにつながることから、労働力の再生産が期待できるものである。 ・ そのためにも労働者がゆとり休暇を取得しやすい環境づくりを国が率先して進めるべきであり、労働者の休暇取得日数の増加を目標値に加えてほしい。	第3 4.(一) (休暇の取得の促進)、 (休暇取得の分散化)に反映
		業界団体		「観光の活性化」のみならず「豊かな国民生活」を実現するために省庁横断型の休暇改革に積極的に取り組むことを明記すべきである。	第3 4.(一) (休暇の取得の促進)、 (休暇取得の分散化)に反映
				「観光週間」「環境月間」「空の日」「旅券の日」などツーリズム関係の記念日・記念週間等が個別に行われているが、これを統合して新たな休日(「観光の日」など)の設定等に取り組むべきである。 「年次有給休暇取得の促進」「二学期制の導入促進」などに取組むことを明記する。	
		都道府県		ボランティア活動が、「交流人口」の拡大や地域間交流の充実の上で肝要であり、ボランティア休暇・休職制度などの積極的な導入のための必要な措置。	本意見は、国民的な議論が尽くされた 段階とは言えないため、現時点で基本 計画に記載することは困難である。
	2 観光旅行の需要の特定 の時季への集中の緩和	都道府県	旅行需要の特定時季への集中 緩和のための取り組みの推進	特定の曜日(土・日)や時期(ゴールデンウィーク、学校の夏休み等)に集中せず、国民のゆとりと経済性のある観光活動のための社会生活制度の改善方針	第3 4.(一) (休暇取得の分散化) に反映
		市町村		休暇が特定の時季に集中せず平準化に休みが取得できるような仕組みや環境整備について、官民一体となって取り組んでいただきたい。	第3 4.(一) (休暇取得の分散化) に反映
		業界団体		国内観光地における特定時季における過度な集中を緩和するため、ドイツの例にある、都道府県が学校休暇を跛行的に実施する等の方策を講じられたい。	第3 4.(一) (休暇取得の分散化) に反映
	3 観光に係る消費者の利益の擁護	都道府県	国内旅行の移動経費、料金の低 減化について	国内旅行の移動経費(JR、航空、高速道)の低減化の方策を示していただきたい。	第3 1.(三) (高速道路の整備等) 3.(一) (ICカード·乗車船券の導入・ 共通化支援)に反映
		都道府県		観光立国推進基本法の成立にあたり付帯決議として「交通機関・高速道路などの交通施設における弾力的な料金体系の導入等により、旅行に関する費用の低廉化の促進に努めること」の決議がなされている。現在、本州四国連絡同目の観光バス(特大車)の割高な通行料金が、旅行エージェントが本県ツアーを企画する上での障害の一因となっている。本州四国連絡道路の観光バス(特大車)の路線バス並みへの通行料金への減免を行うことは法案の付帯決議の主旨に沿うものと考えるので、本州四国連絡道路等の観光バス通行料金の路線バス料金並みへの減額を盛り込んでいただきたい。	第3 1.(三) (高速道路の整備等) に反映
		個人		・特定の時期等において「国内運賃の低減」を行い旅行者への便宜の供与を要望します。	個別具体的な事業の実施は、政府の 施策の総合的な計画に記載するには 馴染まない。
		業界団体	国内旅行に対する税制優遇措 置	全ての国民が国内旅行を行い易い環境を整備するため、国内旅行費用に係る所得控除等の税制優遇策を 講じられたい。	税制優遇策については、国民的な議論 が尽くされた段階とはいえないため、現 時点で基本計画に記載することは困難 である。

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		個人	旅館業の保護	旅行AGTも従前通り、安い方へ安易に変更し、キャンセルも平気で行い、キャンセル料も支払わない。この様な不安定な旅行AGTとの取引は交流振興のさまたげになる。	第3 4.(一) (旅行業務に関する取引の公正の維持等)に反映
	4 観光の意義に対する国 民の理解の増進	業界団体	観光の意義に対する国民の理 解の増進	観光立国推進基本法の成立を機に、マスコミ等にも働きかけ、「観光振興」を一大ムーブメントにするよう努めるべき。基本法関係の報道が余り無いのは、不思議。	第3 4.(一) 観光の意義に対する 国民の理解の増進 に反映
		市町村		外国人と触れ合う機会が増える国民一人一人が日本の歴史を説明できるスキルがあるか疑問であり、文部科学省と連携し、義務教育課程において我が国の歴史の変遷をきっちりと理解させるようにしてほしい(特に対中、対韓、対米)。	第3 4.(一) 観光の意義に対する 国民の理解の増進 に反映
		市町村		人材育成には、自国の観光の魅力を知る必要がある。その礎は学童時代からの教育によるところが多く、 愛国心をより強める効果も期待できる。教科書から「日本三景」の文字が削除されて久しく、日本三景を知らない者も少なくない。自国に誇りを持てる教育が今必要であると考える。	第3 4.(一) 観光の意義に対する 国民の理解の増進 に反映
		業界団体		青少年の健全育成を図るためにも家族旅行を促進することが重要であり、予め決められた手続きを踏んで行われる生徒・児童の家族旅行に対しては社会科の「課外授業」として認める等の特別措置を講じる制度を創設されたい。	
		業界団体	旅行需要創出のためのPR	一般消費者に各地域の観光魅力に関する最新の情報を提供し、旅行の促進に向けて直接かつ強力にアピールするために、都道府県等の地域、旅行事業者、交通機関、観光施設、宿泊施設等が参加して行う観光総合見本市「旅フェア」を開催する。	個別具体的な事業の実施は、政府の 施策の総合的な計画に記載するには 馴染まない。
		個人		外国人との習慣、制度、考え方の違いなどによる地域住民とのトラブルが発生している。来訪の促進を図ることは大事であると思慮するが、このトラブルが地域住民だけに留まらず、国内客との摩擦に発展し風評被害が発生することが大いに考えられるので、それに対する事項も盛り込むべきである。	
		業界団体		各地域、旅行事業者、交通機関等が行っている観光キャンペーンに関する情報をインターネットにより総合的かつ簡便に検索できる形で消費者に提供するサイトを整備し、観光旅行の促進を図る。また、このサイトにより各地域のニューツーリズム関連旅行商品に関する情報を観光事業者等に広〈提供する。	について、固別具体的な事業の実施は、政府の施策の総合的な計画に記載するには馴染まない。 について、第3 4.(五) (ニューツーリズム創出・流通の促進)に反映
第2節 観光旅 行者に対する接 遇の向上	1 接遇に関する教育の機 会の提供	都道府県	観光関係事業従事者に対する 接遇研修の実施について	観光地における地域を挙げたおもてなしが、観光客に感動を与えることで、再訪意欲が喚起され、リピーターを創出すると考えられる。 ついては、接客技能の向上だけでなく、観光ボランティアガイド活動等に取り組む住民が活躍できる環境づくりの推進や、観光産業におけるサービスを通じたホスピタリティの向上も盛り込まれたい。(第2節-2と関連づけ)	第3 4.(二) (ボランティアガイドの 育成)に反映
		都道府県		心と心の交流を通じ、来訪者が何度も訪れた〈なる観光地づ〈りを推進する施策を盛り込まれたい。 あたたかい迎え入れ 観光関係者はもとより、住民一人ひとりが、「もてなし」の重要性を認識し、訪れる人々にあたたか〈接する 態度を育む取組を推進する施策。また、地域の見どころや魅力をわかりやす〈紹介する観光ボランティア(ガ イド)や語り部の活動を支援し、交流を促進する施策。 [考えられる取組] ・観光産業従事者などを対象にした「もてなしの心」講習会の実施	
		都道府県		観光旅行者に対する接遇の向上のため観光従事者に対する研修等に関する施策を盛り込むべき	第3 2.(二) (観光マネジメントの強化)、 4.(二) (ボランティアガイドの育成) に反映
		都道府県		タクシーの「おもてなし」向上に必要な措置、及び、現在、東京、大阪に限られているタクシーの業務適正化 特別措置法の対象地域の全国拡大。	第3 2.(二) (観光マネジメントの強化)、 4.(二) (ボランティアガイドの育成) に反映

項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	市町村		案内人養成のための講師にかかる経費補助	第3 2.(二) (観光マネジメントの強化)、 4.(二) (ボランティアガイドの育成)
	市町村		セミナーや研修について補助対象となるよう望む。	に反映 第3 2.(二) (観光マネジメントの強 化)、
	個人		地域の観光マスター的存在が増えている現在、外国人対応もそうした制度を取り入れていくとおもしろい。額	4.(二) (ボランティアガイドの育成) に反映
			光通訳ガイドがあるが、ハードルが高い割には収入に結びつかないため、数が少ない。外国人の受入れ体	
	政令市		おもてなしの心、ホスピタリティー推進事業の支援拡大	第3 2.(二) (観光マネジメントの強化)、 4.(二) (ボランティアガイドの育成) に反映
	業界団体	「おもてなし」等に関する教育の機会の提供	「観光産業の人材育成」のために短期的には、大学における観光学部・学科新設の促進を図り、長期的には、将来の「観光産業を担う人材育成」のために小中学校に「観光の授業」を設置することを明記すべきである。また、この小中学校における「観光の授業」の設置が「おもてなしの心を育てる」「観光マナーの向上を図る」ことにも繋がることもあわせて併記すべきである。	における地域固有の文化、歴史等に関する教育の充実)、(伝統文化の保存・活用) 4.(一) (子供たち向けの教材の普
	都道府県		ハンセン病元患者の宿泊が拒否されたという人権侵害事件や外国人の入浴拒否事件があったことから、接 遇に関する機会の提供だけではなく、人権教育の機会の提供を図ること。	及)に反映 人権教育については、観光だけではな 〈より広範な観点から検討されるべき課 題であり、基本計画に記載するには馴 染まない
	市町村		教育の機会について、地方自治体間で格差が生じる恐れがある。 講師の人材の派遣や翻訳出版物等に係る翻訳文の低廉な斡旋等の細かな支援を要望。	第3 2.(一) /3.(一) (観光マネジメントの強化)、 4.(二) (ボランティアガイドの育成) に反映
	個人		地域の人々のもてなしは、大切な要素である。また、地域の人々との交わりも観光には必要。	第3 4.(二) (ボランティアガイドの 育成)に反映
2 観光地の受入環境 備	の整 都道府県	標識案内板等の多言語表示等 の整備	観光案内板の計画的な整備と多言語対応化	第3 4.(二) (観光地における案内 表示の整備等情報提供の充実)に反映
	市町村		観光地におけるサイン整備は老朽化を見越した継続的な取組みが必要であり、老朽化したものを再整備する補助制度が望まれる。	第3 4.(二) (観光地における案内 表示の整備等情報提供の充実)に反映
	市町村		外国人観光客向けの案内マップ作成及び案内看板設置に対する助成金の交付	第3 4.(二) (観光地における案内 表示の整備等情報提供の充実)に反映
	市町村		多言語表示等について、作成費に対する助成のみならず、翻訳者の紹介や例文の提示などソフト対応を望む。	第3 4.(二)観光旅行者に対する接遇 の向上 に反映
	個人		道路標識、観光案内版等への韓国、中国語の併記	第3 4.(二) (観光地における案内 表示の整備等情報提供の充実)、(三) (道路における案内表示の充実)に 反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		個人		交通案内版について、統一された英語表記や洗練されたデザインにし、見やすい外国人専用看板を作るなどの工夫も必要であると考える。	第3 4.(三) (道路における案内表示の充実)に反映
		個人		・「観光地における案内の充実」を盛り込むべき。	第3 3.(一) 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れ体制の確保等、4.(二) 旅行に関連する施設の整備に反映
		個人		·外国語の交通標記。(FITの増加とレンタカー需要への対応)	第3 4.(三) (道路における案内表示の充実)に反映
		個人		英語・中国語・韓国語の案内板設置、ホームページ等の開設	第3 3.(一) (博物館・美術館等における外国人への対応の促進)、(国立公園等における外国人観光旅行者に向けた情報提供) 4.(二) (観光地における案内表示の整備等情報提供の充実)、(六) (国立・国定公園の保護と利用の推進)に反映
		市町村		主要交通機関における外国語の標記の早期実施(国道、道道、JR等)	第3 4.(二) 旅行に関連する施設の 整備 に反映
		市町村		・駅やインターチェンジ、広域道路から市内への案内サインの整備 ・英語等、外国語表示のある案内サインの整備 ・外国人来訪者向けの英語等、外国語表示のパンフレットや案内板の設置 ・案内サインと併せた、見やすいシンボルツリーやモニュメント等による、まちのランドマークの整備	第3 3.(一) (博物館、美術館等における外国人への対応の促進)、(国立公園等における外国人観光旅行者に向けた情報提供)、4.(二) (観光地における案内表示の整備等情報提供の充実)、(三) (道路における案内表示の充実)に反映
		市町村		観光客のための案内標示板等の設置の推進	第3 4.(二) 旅行に関連する施設 の整備 に反映
		市町村		広域的な観光パンフレットの作成、外国語の看板の整備、観光トイレの整備等、総合的かつ計画的に、また、自然景観の保全と観光客の誘致の緩和を考えた整備が必要。国費の負担もお願いします。	第3 1.(一) (広域連携による観光振興の促進)、 4.(二) (観光地における案内表示の整備等情報提供の充実)、(三) (道路における案内表示の充実)、(六) (国立・国定公園の保護と利用の推進)に反映 なお、国費負担の具体的内容は、政府の施策に関する中長期的な計画に記載するには、馴染まない。
		市町村		・公衆トイレや休憩所などの観光客を受入れるための環境整備 ・大型バスなどが駐車できる駐車場の整備	第3 1.(二) (快適な散策ネットワークの整備)、(三) (地域内の道路の整備等)、 4.(六) (国立・国定公園の保護と利用の推進)に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	3 食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化	業界団体	飲食施設の認証制度の創設及 び連携	内外の利用者に対応する為に飲食店を類別し、観光レストランとして公的に認証制度を創設し、公的案内書の作成。 イ・ジャパン・トラディショナル・レストラン(日本の食文化の伝統を保持するレストラン) ロ・ホスピタリティ・レストラン(接待を主とするレストラン) ハ・ツースリスト・レストラン(安価で手軽に利用可能なレストラン) ニ・ローカル・レストラン(地域で推奨する郷土色豊かな料理を提供するレストラン) ホ・ホーム・カントリー・レストラン(外国人が経営するレストランで日本を訪れた外国人が母国の料理を賞味するとともに邦人も利用することにより当該国の食文化に対する認識を深める) 日本の食文化に対する認識と正しい情報を伝える為に農林水産省の推進「海外日本食優良店認証制度」と	施策として実施することの適否を含め、 今後検討する。
			小規模飲食施設の広報·宣伝活 動に対する支援	の連携。 飲食業は個々の事業所の規模が小さいため、広報・宣伝活動の公的支援。	の海外への情報発信)に反映 中小企業の広告宣伝費用に対する支援については、飲食業だけではなくより 広範な観点から検討されるべき課題であり、基本計画に記載するには馴染まない
	4 我が国又は地域の特色 を生かした魅力ある商品の 開発	都道府県	地域の特色を生かした魅力ある 商品の開発及び支援	食やみやげものに関する情報を適切に発信し、様々なニーズや要望を持つ消費者と個性的な商品との出会いを創出し、「自分だけのお気に入りをきっとみつけられる」地域イメージや定番的商品をつくり出す必要がある。 食の充実 地元素材を活用し、地域が一体となり、また競い合いながら、地元の食を開発する施策 [考えられる施策] ・地元食材を活かせる料理人の育成 みやげものの充実 地域が一体となり、また競い合いながら、みやげものを開発する施策 [考えられる施策] ・修学旅行、子供連れ、職場・近所への土産等のターゲットを意識した商品開発 ・地域外(インターネット、有名百貨店、大都市の拠点)での販売ルートの開拓	
		市町村	全国で統一したサイン様式の指定	外国人向けサインについて、全国で統一したサイン様式を指定してほしい	第3 3.(一) (公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進)、4.(二) (観光地における案内表示の整備等情報提供の充実)に反映
		業界団体	魅力ある商品開発のための取り 組み対する支援	宿泊施設における泊食分離、地産地消等の推進による接遇向上を図るための地域コミュニティーの活動に対する支援施策を講じられたい。	第3 1.(一) (宿泊産業における新たなサービスの提供)、 たなサービスの提供)、 2.(一)(宿泊産業の国際競争力の強化)に反映
	5 . その他	個人	観光旅行者のマナー向上	観光旅行者に対する接遇の向上に加えて、観光旅行者のマナー向上	第4 1.多様な関係者の適切な役割が担と連携・協力の強化 に反映
第3節 観決 行者の利便 進	光旅 の増 人その他特に配慮を要す る観光旅行者が円滑に利 用できる旅行関連施設及 び公共施設の整備及びこ れらの利便性の向上	都道府県	外国人観光客のための表示等 の多言語化の推進	標識の多言語化の推進	第3 1.(三) (地域内の道路の整備等) 3.(一) (公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進)、 4.(三) (道路における案内表示の充実)に反映

1	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		都道府県	スながる内田	案内所、案内表示等の多言語化の推進方針	第3 3.(一) (博物館·美術館等に
		印旦的朱			おける外国人への対応の促進) 4.(二) (皇室関連施設の魅力の発信)、(三) (道路における案内表示の充実)に反映
		都道府県		外国人旅行客が安心して全国を旅行できるよう、「i」案内所の普及に不可欠な多言語通訳をサポートするセンター支援機能の整備、「i」案内所の指定要件緩和並びに困った時に気軽に相談できるワンストップ相談システムの整備、ネットワーク化が必要。	第3 3.(一) (ボランティアガイド等の普及・促進)、 4.(二) (観光地における案内表示の整備等情報提供の充実)に反映
		都道府県		外国人旅行者ついては、国内旅行者数が伸び悩む中、絶対数こそ少ないものの、近年伸びてきている。京都のついでに寄るというパターンがほとんどだが、受け入れ体制の整備が必要だと考えている。そのためにも多言語表示、翻訳経費などの支援も盛り込んで欲しい。	
		都道府県			第3 3.(一) (国立公園等における
				こと 公園の標識や案内板は、外国語併記が十分ではないことから、外国語併記の標識等の整備が必要である が、現行制度では国の助成がないため。	外国人観光旅行者に向けた情報提供) に反映
		都道府県		道路標識、公共交通機関等における外国語表記、案内の徹底	第3 3.(一) (公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進)、 4.(三) (道路における案内表示の充実)に反映
		市町村		国道沿いの道路・観光看板などを中国語などの多言語表記にしてほしい。	第3 4.(三) (道路における案内表示の充実)に反映
		市町村		外国旅行者向けの都道府県景観マップや標識等の整備	第3 3.(一) (国立公園等における 外国人観光旅行者に向けた情報提 供)、 4.(二) 旅行に関連する施設の整 備 に反映
		市町村		外国人客向きの多言語による情報提供など一定水準の対応を国としてやってほしい。	第3 3.(一) 外国人観光旅行者来訪の促進、 4.(二) 旅行に関連する施設の整 備 に反映
		市町村		外国人観光客へのインフォメーション、案内看板等への英語表記はもとより、近年急増している中国、韓国からの観光客に対応する言語表記の整備。	第3 3.(一) 外国人観光旅行者来訪の促進、4.(二) 旅行に関連する施設の整備 に反映
		都道府県 (再掲)		外国人観光旅客が円滑に公共交通機関を利用できる環境整備の一環として、これまで「外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光振興に関する法律」に基づく「公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン(H18.3国土交通省)」により、全ての公共交通事業者等に対して、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国人観光旅客が円滑に公共交通機関を利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置を講ずるよう努力義務が課せられている。基本法が目指す、観光立国推進の為には、ガイドラインに定める各種施策が円滑に実行されることが有効な手段であると考えるが、地方の公共交通事業者はいずれも経営状況は極めて厳しい状況であること、また、ガイドラインの規程が努力義務であることから、政策として定着しにくい状況である。今後、基本計画策定の際には、ガイドラインに則り公共交通事業者が行う施設整備については、基本法第14条に則り、当面の間、補助等の支援措置を講じていただくよう配慮願いたい。	

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		都道府県		観光著名地点における観光関連施設等の計画的な整備と多言語対応化	第3 3.(一) (公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進)、 (博物館・美術館等における外国人への対応の促進)、 4.(三) (道路における案内表示の充実)に反映
		経済団体			第3 3.(一) (公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進)、(博物館・美術館等における外国人への対応の促進) 4.(三) (道路における案内表示の充実)、 4.(二) (皇室関連施設の魅力の発信)に反映
		業界団体		世界遺産に登録された地域においては、日·英·中(簡·繁体字別)・韓国語の4カ国語による案内表示板の整備を図られたい。	第3 3.(一) (国立公園等における 外国人観光旅行者に向けた情報提供) に反映
		業界団体		目的地に簡略な方法で容易に到達する為の国際標準の表示・標識のインフラのシステムとそのデザインの 質を高めることが重要であり、その必要性を省みることが喫緊の課題	第3 4.(三) (ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進)に反映
		業界団体		世界に誇る日本の交番システムに本格的インターナショナルインフォメーションセンターの機能(IT技術を利用した多数の外国語による様々な情報とサービスの提供を行う)を持たせる。	個別具体的な事業の実施は、政府の 施策の総合的な計画に記載するには 馴染まない。
		個人			第3 4.(三) (道路における案内表示の充実)に反映
				交通機関、観光施設、宿泊施設におけるバリアフリー対応を推進するために、新たに取り組む施設等への税制優遇等支援策の充実(ハートビル法の利用円滑化誘導基準条件の緩和等)が必要。	第3 4.(三) (公共施設等のパリアフリー化)に反映
		都道府県		障害者や高齢者など誰でもが安心して外出・旅行ができるよう、福祉のまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を広く浸透させ、移動等に係るパリアフリー化を一層促進することが重要である。 旅客施設及び観光施設等のパリアフリー化を進めるに当たり、国においても積極的な普及啓発及びハード整備に係る財政措置の充実など、基本計画の中で位置づけられるよう希望する。 障害者などが外出する際に、利用施設や観光施設のパリアフリー化あるいは宿泊施設等のサポート体制の状況など、パリアフリーに関する情報が誰でにでも共有できるよう、情報提供に関するネットワークの構築にも取り組むことが必要である。	第3 4.(三) (公共施設等のパリアフリー化)、(ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進)、(運賃等の割引等)に反映
		都道府県		・観光旅行者の使用する施設において、ソフト・ハードの両面でのユニバーサルデザインの視点による環境整備に関する事項を盛り込むこと。 ユニバーサルデザインの理念を導入することは、観光の裾野の拡大につながると考える。また、ご承知のとおり国土交通省のユニバーサルデザイン政策大綱(平成17年7月策定)においても、ソフト・ハード両面での取組を推進する姿勢を明記されているため。	ンの考え方に基づ(観光の促進)に反

項	提出者 大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	都道府県	観光地での情報提供 初めて訪れた人が快適かつ円滑に観光地内を移動できるよう、道路や駅、観光地における情報提供の充 実を目指す施策。 [考えられる施策] ・観光森内拠点の整備 案内表示のピクトグラム化の推進 交通エコロジー・モビリティ財団が策定した標準案内用図記号ガイドラインの普及を一層推進させるととも に、ISO等の国際基準にするような取組を推進する施策を盛り込まれたい。 自律移動支援プロジェクトの推進 全国各地でユビキタス情報社会の実現を目指し、「自律移動支援プロジェクト」の推進が図られているとこ るであり、利用者の視点に立った観光情報の提供やリアルタイムな情報提供、外国人観光客や、障害者等 の移動困難者向けの案内機能の無拡充が求められている。今後は一層のインフラ整備が必要となっていく と考えられているため、国と地方が一体となった施策を盛り込まれたい。	第3 4.(二) (観光地における案内表示の整備等情報提供の充実)、(三) (ユニパーサルデザインの考え方に基づく観光の促進)に反映
	都道府県	交通施設のパリアフリー化支援の充実、交通施設・公共施設・建築物を連続的にパリアフリー化する場合の包括的な支援制度の創設、民間施設等におけるユニバーサル化の推進。	第3 4.(三) (公共施設等のバリアフリー化)、(ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進)に反映
	都道府県	交通安全施設等の計画的整備の推進と、地域が一体となり判りやすい案内標識等を整備する場合への総合的支援	第3 4.(三) (ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進)、(四) (公共交通機関の安全対策の推進) に反映
	都道府県	本県を訪れる観光客の半数近〈が自家用車を利用しており、わかりやすい観光地の案内標識を国道に設置することは、本県観光施設への観光客の誘客にもたいへん有効である。 このため、国道の改修等においても県内観光地の案内標識の設置を可能とするなど、弾力的な取扱が可能となるようお願いしたい。	示の充実)に反映
	政令市	ハード整備だけでな〈、これまで旅行に対して消極的にならざるを得なかった人たちが旅行しやす〈なるようなし〈みづ〈りなどソフト施策についても検討していただきたい。	第3 4.(三) (ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進)に反映
	市町村	·高齢者や障害者等が歩きやす〈、バスの乗降にも配慮した歩道の整備 ・歩行者と車が共存した、市民の生活の道として、また、観光客が歩きやすい安心・安全な道の整備 ・観光関連施設を含む公的施設等や周辺道路等のバリアフリー化の充実	第3 4.(三) (公共施設等のパリア フリー化)に反映
	業界団体	高齢者・障害者・外国人に優しい宿泊施設の整備に関する支援制度を充実されたい。	第3 4.(三) (公共施設等のパリアフリー化)に反映
	業界団体	観光地は全ての人達(肉体的なハンデキャップのある人や日本語が解らない外国人も含めて)に利用が可能で、優しくなければならない	第3 4.(三) (公共施設等のバリアフリー化)、(ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進)に反映
	都道府県 交通機関における利便性の拡 大	新たな利用料金の割引制度の創設などにより、バス利用による団体旅行の促進やオフシーズンの観光地への誘客を図るため。	第3 3.(一) (ICカード・乗車船券の 導入・共通化支援)に反映
	政令市	観光周遊バスの運行等、交通環境の整備に関する事項	第3 1.(三) (地域公共交通の活性化・再生)に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		都道府県		JRパスで新幹線のぞみが利用できるよう改善	個別具体的な事業の実施は、政府の 施策の総合的な計画に記載するには 馴染まない。
		都道府県	外国人旅行者に対するサポート の充実	外国人観光客が旅行中に病気になった場合、医療機関を紹介し、医療機関で自国語でのサポートを得られるシステムの構築をお願いします。	第3 3.(一) (ボランティアガイド等 の普及・促進)に反映
		都道府県		観光旅行者の利便の増進のため以下の施策を盛り込むべき 通貨の両替円滑化	第3 1.(三) (旅客ターミナルの整備)に反映
		個人		・アジア各国通貨の両替施設の整備。特に中国大陸、韓国に対する対応は急務	第3 1.(三) (旅客ターミナルの整備)に反映
		個人		両替の充実	第3 1.(三) (旅客ターミナルの整備)に反映
		都道府県	その他	·全国レベルの観光宣伝物の作成等 全国レベルの観光宣伝物の地方自治体や「i」案内所への無償提供	第3 3.(一) (我が国の観光魅力の 海外発信等)に反映
		個人		一般道路の速度規制の緩和	個別の制度の具体的内容は、政府の施策に関する中長期的な計画に記載 するには馴染まない。
		業界団体		・ボランティア活動を促進するため公休として公認 障害者等の旅行弱者の利便増進に資するボランティア活動の容易化のために、当該地域の企業及び教育 機関の従業員及び学生のこれらの参加については公休扱いにする等の促進制度を普及されたい。	本意見は、国民的な議論が尽くされた 段階とは言えないため、現時点で基本 計画に記載することは困難である。
	2 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供 た観光に関する情報の提供	都道府県	T技術を活用した国内外への観光旅行に関する情報提供の充実化	訪れる人の視点に立って、テーマルート(広域観光圏)単位でのホームページを作り、あらゆる資源情報を満載し、既存の各方面のホームページ等の情報発信ツールとネットワーク化することが必要。	第3 1.(一) (広域連携による観光振興の促進) 4.(二) (観光地における案内表示の整備等情報提供の充実)に反映
		都道府県		途上国でも閲覧可能な方式によるWebでの写真、ビデオの公開	第3 3.(一) (我が国の観光魅力の海外発信等)、(地域の魅力の海外発信等)に反映
		都道府県 (再掲)		外国人観光客の誘客には、その情報ニーズを把握した上で情報発信をすることが重要であり、IT技術等最 先端の情報技術の整備支援体制の充実を図ること。	第3 3.(一) (日本文化に関する情報の総合発信)に反映
		政令市		海外では、日本以上の情報化社会となっており、地方の外客誘致にもITの国際競争力が求めらている。このため、地方レベルも含めた情報発信力の向上、底上げが必要である。	第3 3.(一) (我が国の観光魅力の海外発信等)、(地域の魅力の海外発信等)に反映
		市町村		ITを活用した観光情報提供に関する取組の推進をお願いしたい。	第3 4.(三) 各項目に反映
		市町村		様々な形で観光情報が提供されているが、リアルタイムな情報を観光客が得られるような情報提供の環境整備も観光振興に繋がると考える。	第3 4.(三) 各項目に反映
		市町村		・観光情報ネットワークの構築(携帯電話やケーブルテレビ等による! Tガイドシステム)	第3 4.(三) 各項目に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		市町村		歴史・文化資源の再認識とデータベース化	第3 4.(三) (文化遺産オンライン構想の推進)に反映
		市町村		来訪する外国人への多言語による情報提供手段の整備(携帯端末とうによる交通·宿泊·食事等の情報の 提供)	第3 4.(三) 各項目に反映
		経済団体		IT技術を活用した情報提供ツールの開発・普及を促進すべきである。	第3 3.(一) (日本文化に関する情報の総合発信)に反映
		業界団体		ITを活用した戦略を盛り込む。 ・JNTOWEBを日本の国際観光ポータルサイトとして位置づけ、コンテンツの充実・高度化を図る。 ・特に、海外一般消費者に対する認知度向上のために、JNTOWEBの情報発信機能及びコミュニケーション機能を強化し、マーケティング上も有効に活用する。 ・一例として、訪日旅行に関心のある海外居住者に対しメールマガジンなどによる情報提供を行うと同時に、このデータベースを訪日市場のマーケティングに活用する。 ・事業関係者のe-learningツールとしても、JNTOWEBを活用する。 ・地方サイト、民間サイトとの連携も強化し、機能の多角化を図る。	第3 3.(一) (国を挙げた日本プランドの海外発信の促進)、(海外拠点における情報発信の強化)、(地域の魅力の海外発信等)に反映
		業界団体		一般消費者が全国の観光情報をインターネット等を通じて簡便かつ一元的に検索できるシステムを引き続き運用・整備し、観光旅行の促進を図る。また、このシステムを活用して、各地域のニューツーリズムに関する情報の提供、一般観光客を対象としたアンケート調査等を行う。また、都道府県等のホームページの構築に対する支援、観光情報の共同更新、データの提供等を行う。(事業)・「全国地域観光情報センター」事業(全国旅そうだん)・携帯電話、カーナビ等を利用した観光情報の提供事業	第3 3.(一) (自動車による観光の ための環境整備)、 4.(二) (観光地における案内表示 の整備等情報提供の充実)、(三) (道路における案内表示の充実)に反映
		業界団体		自動車旅行の需要喚起と快適で安全な自動車旅行環境の整備を推進するため、自動車旅行者に対する的確な情報の提供、自動車旅行に対応した旅行商品化等サービスの開発・提供、情報提供・発信のためのシステム・施設の整備等を推進する。 (事業(予定)) ・「自動車旅行推進機構」の設立と事業の実施	第3 1.(一) (道路空間の有効活用等の社会実験の実施)、3.(一) (自動車による観光のための環境整備)、4.(三) (道路における案内表示の充実)、(四) (道路交通の安全対策の推進)、(五) (ニューツーリズム創出・流通の促進)に反映
		個人		インターネットの普及により、消費者の旅行計画において、必ずしも旅行会社を通さなくても観光旅行に行ける時代となった。一方、旅行先決定のプロセスにおいても、「場所」よりも「何が出来るか」で旅行先を決定する傾向も出てきた。そういった背景の中、「地域いきいき観光まちづくり」のような各地域の旅行プランを一元的に管理し、消費者がワンストップで検索できるようなデータベースの構築が必要と考える。	第3 4.(三) 各項目に反映
		都道府県		外国人旅行客が安心して全国を旅行できるよう、「i」案内所の普及に不可欠な多言語通訳をサポートする センター支援機能の整備、「i」案内所の指定要件緩和並びに困った時に気軽に相談できるワンストップ相 談システムの整備、ネットワーク化が必要。	
	3 その他	都道府県	全国レベルの観光宣伝物の作 成等	著作権等をクリアーした写真、ビデオ(DVD)の作成と貸し出し FIT(個人旅行者)のための全国を網羅した代表的観光コースの紹介。全国版や地域エリア別の観光マップなどの作成 全国を網羅した代表的観光地の紹介冊子の作成	第3 3.(一) (我が国の観光魅力の 海外発信等)に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
行の安全の確保	1 国内外の観光地における事故、災害等の発生の 状況に関する情報の提供	都道府県	観光客等への防災情報伝達体制の整備	防災情報伝達体制、被害情報収集体制の整備 	第3 4.(四) 国内外の観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供 に反映
		都道府県		観光客が地震等の災害に遭った場合の支援システムの構築をお願いします。	第3 4.(四) 国内外の観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供に反映
		都道府県		震災などの非常時に、観光客、旅行客への避難や救護に関する情報の提供、安否確認などを迅速に行うため、国、地方自治体、地域の旅館組合や観光協会等の連携した体制の整備。	第3 4.(四) 国内外の観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供に反映
		都道府県		圏域を越えた大規模災害時における外国人を含む観光客等の安心、安全性の確保の整備や支援等の具体的施策が必要である。 最新で正確な情報提供・情報伝達体制の整備を図ること 広域的な連携が必要な輸送、移送体制の整備を図ること 迅速かつ的確な避難誘導等の整備を図ること	第3 4.(四) 国内外の観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供に反映
		業界団体		安心・安全の旅の推進のための積極的に旅の利便性と安全性を推進し、合わせて危機管理の環境整備を図るべきである。 ・官民による安全情報確認調査・視察団の機動的な派遣と安全情報の一層の確立 ・海外渡航者の危険情報連絡システムの研究 ・旅行会社を活用した海外安否確認システムの研究	第3 3.(二) (日本人の海外旅行の 促進) 4.(四) 国内外の観光地における 事故、災害等の発生の状況に関する情 報の提供 に反映
		市町村		観光客の安全·安心を確保するために、地域の特性に応じた補助、交付金等の財源措置を講じられるよう要望する。	第3 4.(四) 国内外の観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供 に反映
		個人			第3 4.(四) (外国人観光旅行者等の災害被害軽減)に反映
		業界団体		・観光地および観光施設における安全と安心の確保(自然災害発生時の情報連絡体制、避難誘導体制等の整備)とユニバーサルデザインの徹底が必要であることを明記する。 ・外国人観光客に対する安全情報伝達ルートの確保	第3 4.(三) (ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進)、(四) 国内外の観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供 に反映
	2 観光旅行における事故 の発生の防止等	都道府県	観光関係事業者等に対する地 震防災意識の普及啓発及び支 援	・観光連盟等への普及啓発 ・旅館・ホテル関係団体への普及啓発 ・観光施設等の管理者、経営者への普及啓発	第3 4.(四) (宿泊施設の防火安全 対策の推進)に反映
		業界団体		観光旅行者の安全を確保するため、旅館・ホテルに対する耐震構造化の促進を図るための税制・金融面での特別措置を講じられたい。	耐震構造化の促進は、旅館だけではな 〈より広範な観点から検討されるべき課 題であり、基本計画に記載するには馴 染まない。
		市町村		観光客の安全を確保する上で歩道整備や観光地として魅力ある地域には国道整備の促進が望まれる。	第3 4.(四) (道路交通の安全対策の推進)に反映
		都道府県	被災者への支援についての記 述要望	災害情報の発信や防災対策とともに、不運にも被災された観光客に対する支援についても付け加えられたい。 観光客のための備蓄や、宿泊施設等による被災観光客の受入、滞留観光客の帰還手段の確保など、支援のあり方について問題点を整理し支援策を講ずる必要性が認められる。	第3 4.(四) (外国人観光旅行者等の災害被害軽減)に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		都道府県	旅行者に対する安全対策 	観光旅行の安全の確保のためマリンレジャーをはじめとする体験型観光における安全対策の充実・強化に関する施策を盛り込むべき	第3 4.(四) (海上交通の安全対 の推進)に反映
		政令市		陸・海・空からのテロ対策及び観光客の安全対策	第3 4.(四) (テロ対策の推進) 映
		市町村		カントリーサイン(市町村標識)のように、市町村の境界などに「メロディーロード」を施工することにより、「地域PR」や「車両速度の抑制などの交通安全対策」に寄与できることから取り組みを検討してほしい。	第3 4.(四) (道路交通の安全: の推進)に反映
		市町村		当町における交通ネットワークは、国道335号とそれに接続する国道334号「知床横断道路」の2路線であります。斜里町ウトロに通じる国道334号は冬期間閉鎖されているものの、今年7月に世界自然遺産登録となった「知床」の2町を結ぶ重要な役割を果たし、その知床峠から望む北方領土や羅臼岳の景観のそばらしさから、今後益々、観光客が訪れることが予想されます。しかしながら、カーブも多く、しかも勾配もきつい峠の道路に加え、気象の変化が激しい峠において観光客の増加に伴う交通事故の危険性が懸念されるところであります。このため、気象を得ることにより交通事故を未然に防ぎ、人命の安全を確保するためにも国道334号「知床横断道路」における峠情報システムの設置が急務とされるところでありますので、特別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。	に反映。なお、個別具体的な社会 整備事業の実施については、政府 策に関する中長期的な計画に記載
		市町村		来訪者が安全に観光スポットを回遊できるような道路等のネットワーク整備	第3 4.(四) (道路の防災対策 反映
		個人		歩いて観光 車道を狭める	第3 4.(四) (道路の防災対策 反映
		業界団体		日本の風土は地球上でも稀なくらいに変化に富んだ、豊かな自然を特徴としているが、地震や津波や台風や多雪をはじめとした自然災害が多いのも特徴。定住地から離れて慣れない土地への観光という行為を考えると安全と安心を保証するのは観光の基本である。国際観光を考えるとテロや戦争への対策も必要。	第3 4.(四) 観光旅行の安全の に反映
第5節 新たな 観光旅行の分野 の開拓	1 多様な観光旅行の形態 の普及	都道府県	ニューツーリズム推進のための 総合的な施策の実施と取り組み に対する支援	本道への観光客の増加を図るためには、道内各地域がそれぞれの地域特性を活かした魅力ある観光地づくりを進め、本道観光の幅と奥行きを広げていくことが重要である。 そのためには、道内各地域の特性を生かした体験型観光やヘルスツーリズム、グリーンツーリズム、産業観光などニューツーリズムの創出などは重要であることから、地域が取り組むニューツーリズムの創出・流通に対する支援をお願いしたい。	の開拓 に反映
		都道府県		新たな観光旅行分野の開拓のため新たな観光ニーズに対するマーケティング活動に関する施策を盛り込むべき	第3 4.(五) 新たな観光旅行の開拓 に反映
		市町村		大型客船等での国内クルーズの促進、欧米を中心に、客船によるクルーズは、旅行アイテムの一つとして 定着している。また、近年、日本においても、クルーズに対する関心が高まりつつあることからフライ・アンド・ クルーズによる外国人観光客の誘致や日本一周クルーズなど島国である日本の特性を活かしてはと考え る。	3.(二) (白中韓三国間の観光
		業界団体		地域の取り組み等により芽生えつつあるニューツーリズムの普及、PR、旅行商品化の促進を図るため、「全国地域観光情報センター」による観光情報提供事業の活用、地域の観光キャンペーンや旅行商品に関する情報検索サイトの整備等を行う。	第3 4.(五) 新たな観光旅行の
		業界団体		ニューツーリズムと呼ばれている新しい取り組みがすすめられている。個性ある観光開発を模索する時には 参考にするとよい。	第3 4.(五) 新たな観光旅行の の開拓 に反映

項	提出者 大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	業界団体	従来のパック型の旅行から、社会のトレンドやそれに伴い多様化、個別化する旅行者ニーズとともに、これからはマスツーリズムの弱点を克服した新たな目的型、体験旅行型の新しい旅の形態を確立していく必要がある。 旅行業界としても生涯学習的な観点から、旅のあり方について研究していく必要もある。例えば、今後も飛躍的に拡大すると思われる「フライ&クルーズ」や、「フライ&ドライブ」そして「ロングステイ」等について推進を強化すべきである。特に団塊世代市場への働きかけは官民がともに早急に取組むべきである。	第3 4.(五) 新たな観光旅行の分野の開拓 に反映
	業界団体	国民のゆとりと安らぎを求める志向の高まりにより、ニーズが多様化、高度化しており、ニューツーリズム (エコツーリズム、産業観光、ヘルスツーリズムやグリーンツーリズム等)に関する商品需要の顕在化は新たな旅行需要の増大のみならず、地域の活性化、経済波及効果に大きな期待が出来るのでその普及・浸透をツーリズム全体で推進すべきである。そのためには商品ジャンル別の概念設定・定義づけを早急に図ってもらいたい。 特に地方においては、これから拡大・定着すると思われる「着地型旅行」に関しては地方運輸局、地方自治体当局は受け地において積極的に商品化と流通促進を図り、地域への観光客の拡大に努めるべきである。また、ニューツーリズム市場は国内旅行分野のみならず訪日旅行促進や海外旅行需要喚起への広がりを視野においた展開をすべきである。	5
	業界団体	海事局が新しい事業として取り組んでいる国内旅客船を活用した船旅振興と国内におけるクルーズ旅行の需要拡大について、更なる官民一体となった取組を引続き強力に取組んでいただきたい。新しいデスティネーションや観光素材の情報・動向を官民一体でより専門的に調査することとし、その結果に広く旅行業者へ開示をしていただきたい。	日第3 3.(二) (日本人の海外旅行の 促進)に反映
	個人	外国人観光旅客の来訪の促進において、交通アクセスは空路が主眼になりがちであるが、四方海に囲れた日本では、大勢が一度に来日する手段は海上交通が欠せない。今まで、時間、経費の面で富裕層と考えられている点に注視せざるを得なかったが、修学旅行等に着眼し、隣国からの訪日を目指す事も必要と思います。	4.(五) (船旅の魅力向上の推進)に
	都道府県 産業観光、グリーンツーリ エコツーリズム、ヘルスツ ム等体験型観光の推進		第3 1.(一) (観光·集客サービス、 地域資源の活用への支援)、(二) (産業観光の推進)に反映
	都道府県	地域の歴史や文化、暮らしを味わい、体験し、自らも主人公となるツーリズムを振興するため、多様な主体が連携し、一体的取組を行う場合の総合支援、ワンストップで関係省庁を横断する課題に対しアドバイスを 行う仕組の構築。	
	都道府県	新たなテーマ震災ツーリズム振興と「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」の積極的な活用 新長田地区の商店街に見られるような震災体験の情報発信と商業活性化をミックスした取組や「人と防災オ 来センター」を活用した「震災の経験と教訓」を学ぶことのできる「震災ツーリズム」の振興。	震災ツーリズムは、全国的な取組と言 えるほどには普及しておらず、現時点で基本計画に記載することは困難である。
	都道府県	海を地域の観光資源として活用し、漁村の活性化を図るため、釣りや遊漁船業をはじめとする体験観光型漁業の推進のための環境整備を図ること。	第3 1.(二) (海洋性レクリエーションの振興)、(マリンレジャーを活用した地域観光の振興) 3.(一) (農山漁村での外国人が快適に観光できる環境の整備)、4.(五) (グリーン・ツーリズムの推進)、(都市と農山漁村の共生・対流の推進)に反映

項		まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	市町村		カヌーについて、新たなモデルコースを体験してもらうモニターツアーや、農家民宿での農業や伝統工芸の体験などを地元関係団体と連携しながら行っている団体があり、そのほか外国人観光客を促進するため「日米カヌー交流サミット」を開催するなど活動を行っている。また、これにグリーンツーリズムなどを組み合わせて、地域の「食」と「文化」体験を加えることによって新たな観光分野を開拓できる可能性がある。	4.(五) (グリーン・ツーリズムの推進)、(都市と農山漁村の共生・対流の推進)に反映
	業界団体		ヘルスツーリズム、各種体験観光等の動きに対するガイドラインの作成や国民に対する情報提供等の支援 措置を講じられたい。	第3 4.(五) 新たな観光旅行の分野 の開拓 に反映
	業界団体		産業観光については、「全国産業観光推進協議会」において、地方公共団体、観光・交通関係団体、経済団体、各種企業等幅広い関係者が協力して取り組んでいるので、国としてこれを支援するとともにその活動の充実強化を図ることにより、産業観光の普及と振興を図る。また、産業関係遺産(群)の世界遺産登録を推進し、関連する産業観光の振興を図るとともに、文化財保護制度の従来の枠を広げる(対象分野、関連する複数施設等)ことにより、産業関係遺産が適切に保護されるようにする。 (事業) ・「全国産業観光フォーラム」、「産業観光ワークショップ」等の開催・各地の産業観光に関する情報の発信のための「産業観光ポータルサイト」の設置・「産業観光モデル事例集」の発行等による情報提供(今後の課題) ・産業観光に関係する省庁の連絡協議組織の設置等・地域の総合的コーディネート人材の育成支援・産業遺産等の保全・管理のための民間の経済的負担の軽減施策や支援措置・工場、倉庫等を観光の対象とするに当たって障害となる法規制の改善・産業遺産等が観光客の増大等により損なわれることなく、持続的な産業観光の発展が可能となるための新たなフレームづくり・地域が運営する産業・技術ミュージアム等への公的支援・産業観光資源のアーカイブ(記録)の充実とデータベースの整備・学校教育や修学旅行におけるものづくり現場の見学や産業観光の意義の徹底・産業観光地域づくりやリーダー人材の育成のための表彰制度の創設等・保存活用すべき産業遺産の緊急調査と「レッドブック」の作成	域資源の活用への支援)、(二) (産
	都道府県		グリーンツーリズムの重要性、及びこれに対して、国が積極的な各種支援策を講じていくことを明記願いたい。	第3 4.(五) (グリーン・ツーリズム の推進)に反映
	都道府県		新しい観光形態である産業観光、エコ・グリーンツーリズム等について、観光事業として成り立つビジネスモデルを構築するための支援について盛り込んでいただきたい。 (例)・ビジネスモデル構築のための調査・研究 ・中小企業者が保有する既存の施設を産業観光施設としてリニューアルする際の支援	第3 1.(二) (産業観光の推進)、 4.(五) (ニューツーリズム創出・流 通の促進)に反映
	都道府県		・環境学習・教育の推進 地域において専門知識を有し、企画・運営能力を持つコーディネーター等の人材の確保が喫緊の課題であり、人材養成への一層の支援。また、地方における拠点整備への支援。	第3 4.(五) (エコツーリズムの推進)に反映
	都道府県		交流プログラムの創出 地域に賑わいと経済効果をもたらす観光を通じた交流を促進する施策を盛り込まれたい。 [考えられる取組] ・グリーンツーリズム、エコツーリズム ・伝統芸能文化の活用 ・地域づくりサポート(農業体験、自然体験、町家体験)	第3 1.(二) (地域の伝統芸能等の活用)、 4.(五) (エコツーリズムの推進)、 (グリーン・ツーリズムの推進)に反映

項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
	都道府県		1 趣旨 体験型観光(グリーン・ツーリズムやエコツーリズム等)を促進するための施策を展開していただきたい。 2 理由 団体旅行から個人・小グループ旅行へ、周遊型から体験型へと、観光ニーズは変化・多様化している。特にグリーン・ツーリズムやエコツーリズム等の体験型観光への取り組みは全国的に増えてきており、本県においても約120の団体・個人が地域における活動を行っており次第にその数を増やしつつある。今後は、多様な体験メニューを増加させることに加え、観光客を迎える実践者の質と数の充実を図る必要がある。さらに、地域内の個々の体験メニューをトータルでコーディネートする人材や組織の整備も求められているところである。また、個々の体験メニューに関係する省庁も、農林水産省や環境省など多岐に亘っており地方自治体での調整に困惑するケースも見られるところである。体験型観光の振興のため、実践者の質の向上、他の省庁との連携も踏まえた施策を展開していただきたい。	第3 4.(五) (エコツーリズムの推進)、(グリーン・ツーリズムの推進)、 第3 1.(一) (観光地域づくり人材の 発掘と活用)に反映
	都道府県		都市空間博物館、産業空間博物館等の「空間博物館」を制度化、域内の固有の環境や景観、生活文化を保全、「交流人口」増加に活用。	「空間博物館」は、全国的な取組と言えるほどには普及しておらず、現時点で基本計画に記載することは困難である。
	都道府県		・リフレッシュメニューの創出 団塊の世代のニーズにあった魅力の創出及び情報発信を推進する施策 [考えられる施策] ・「健康」「学習」「癒し」をテーマにしたプログラムの創出	第3 4.(五) (ニューツーリズム創出・流通の促進)、 (ヘルスツーリズ ムの推進)に反映
	市町村		現在失われつつある田園風景や里山風景、里浦風景の保存	第3 4.(五) (グリーン・ツーリズム の推進)、(六) 観光地における環境 の保全 に反映
	市町村		·暮らしの文化を体験できる宿泊施設の充実 ・旧市街地の商家や料理旅館等の活用による、暮らしの作法等が体験できる、滞在型体験観光の充実 ・先人の偉業を顕彰する企画観光の定期的な開催 ・新たな文化の創造に貢献する人物に関する情報の発信	第3 4.(五) (文化観光の推進)に 反映
	市町村		自然環境などの資源を損なうことなく、自然を対象とする観光振興(エコーツーリズム)及び、良好な景観を保全しつつ、観光振興を促進することの必要性を盛り込むことを希望します。	第3 4.(五) (エコツーリズムの推 進)、(六) 観光地における環境の保 全 に反映
	市町村		松江市は、国際文化観光都市として観光を基幹産業として促えている。この度NYタイムズに明治時代の小説家小泉八雲(ラフカディオ・ハーン)と八雲ゆかりの深い松江市が特集された。観光施設の活用だけにとどまらず、各地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた観光地を創り上げていくため、人物に標準を定めた観光振興も積極的に図る必要がある。	
	市町村		沖縄で守られてきた伝統文化空手の継承普及発展により、世界5000万人の空手愛好家という明確なターゲットに対して、より魅力的な文化交流型の観光メニューを提示できれば、世界に二つと無い強い国際競争力を持つ観光地が形成できる。そのため空手の体験滞在型研修観光地としてのハード面の整備、伝統空手文化の継承という人材育成面での整備を検討してほしい。	用)、

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		業界団体		ヘルスツーリズムの振興 ヘルスツーリズムについては、その内容や推進方策等について(社)日本観光協会が中心となって学識経験者、地方公共団体、民間団体・関係企業等とともに調査・検討、周知・啓発活動を行っているが、今後、さらに広く関係者による情報交換や振興方策の協議の場を設けて推進するとともに、国としても支援する。(今後の課題)・先進事例の実態調査・シンポジウム等による啓発活動・各地域におけるヘルスツーリズムの適切な実施のための計画策定と地域整備・大学、研究機関等の連携による医科学的な実証データの蓄積と研究・地域コーディネーターやプロデューサー等の人材の育成・専門資格認定制度の創設・カ田者に適したツアー・プログラム、予約システム等の開発・協力する医師の確保、遠隔医療システムの研究・社会保険制度、福利厚生制度の見直し・上記の活動を適切に行うための実施主体の整備	第3 1.(一) (観光地域づくり人材の 発掘と活用)、 4.(五) (ニューツーリズム創出・流 通の促進)、 (ヘルスツーリズムの推 進)に反映
		業界団体		フラワーツーリズムの振興 フラワーツーリズムについては、「フラワーツーリズム推進協議会」において、地方公共団体、観 光・交通関係団体、花き・園芸関係団体、各種企業等幅広い関係者が協力して取り組んでいるの で、国としてこれを支援するとともにその活動の充実強化を図ることにより、フラワーツーリズムの 普及と振興を図る。 ・「「花の〈に日本運動」推進大会」の開催 ・「花の観光地づくり賞」 ・「花の観光地づくり支援事業」、「旅行商品造成支援事業」等	第3 4.(五) (ニューツーリズム創出・流通の促進)、(その他のニューツーリズムの推進)に反映
		業界団体		フィルムツーリズムの振興 ロケ地における観光の実態調査を行うとともに、ロケ地を観光資源として活用するに当たっての課題の検討及び推進方策の検討	第3 4.(五) (ニューツーリズム創出・流通の促進)、(その他のニューツーリズムの推進)に反映
		市町村		材育成も図るべき。	が快適に観光できる環境の整備)、4. (五) (グリーン・ツーリズムの推進)、 (都市と農山漁村の共生・対流の推進) に反映
		個人		優れた技術力を有する企業の退職者を観光案内のために再雇用し、産業観光の一端を担ってもらってはどうか。	第3 4.(五) (産業観光の推進)に 反映
		個人		地域立脚型、つくり手主導型のエコツーリズム推進	4.(五) (エコツーリズムの推進)に反映
		個人		・グリーンツーリズム農村観光をしっかりと位置づける。 ・農村生活に配慮した観光であって、地産地消、地域の食文化の重要性も考慮する。	第3 4.(五) (グリーン・ツーリズム の推進)に反映
び良好な景観の	1 観光旅行者による自然 体験活動を通じた環境の 保全に関する知識の普及 及び理解の増進	都道府県	まちなみの景観の整備	観光地における環境及び景観の保全について、屋外広告物の表示に関する国の基準を策定すること。 観光地における屋外広告物の適正な規制は、良好な景観の形成と維持に重要であるため。	第3 4.(六) (観光地における屋外 広告物に関する制度の充実)に反映

	項	提出者	 大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
IN-		都道府県		公共事業における景観への配慮 地方公共団体が実施する景観に配慮した公共事業や屋外広告物の規制・誘導施策などの景観施策に 対する支援 地域住民等が進める良好な景観保全活動への支援 良好な景観保全のための屋外広告物基準の策定	第3 1.(一) (街なみ環境の整備)、 4.(六) (観光地における屋外広告 物に関する制度の充実)に反映
		市町村		周囲に悪影響を及ぼす倒産した温泉宿地等のスラム化対策	廃業した旅館が放置される問題につい ては、今後、関係省庁において調整し てまいりたい。
		個人		街の景観、自然の景観確保の為には、ビル付帯の看板や野立看板の撤去を法制化すべき。 ビル、建物の外壁塗装の色彩を統一すべき。 ビルの高さを制限すべき。	第3 4.(六) 観光地における良好な景観の保全 に反映
		業界団体		観光地における風情ある町並みの保存及びそぞろ歩きのできる歩道の整備を促進するとともに、電線の地中化、看板·広告物の撤去を促進する措置を講じられたい。	第3 1.(一) (街なみ環境の整備)、 (無電柱化の推進)、(二) (快適な散 策ネットワークの整備)、 4.(三) (公共施設等のバリアフリー 化)、(六) (観光地における屋外広告 物に関する制度の充実)、(歴史・文化・ 風土を生かしたまちづくり支援)に反映
	:	業界団体		乱雑な看板と空を覆う電線・電柱と醜悪な建物の屋上の改善	第3 1.(一) (無電柱化の推進)、 4.(三) (公共施設等のバリアフリー 化)、(六) (観光地における屋外広告 物に関する制度の充実)、(歴史・文化・ 風土を生かしたまちづくり支援)に反映
	;		自然景観、自然環境、歴史·文 化遺産の保全	主要観光地(例: 温泉街)の魅力向上に向けた街並み整備と回遊性の向上 新たな観光拠点形成に向けた歴史·文化遺産の保全と観光資源としての活用 新たな観光拠点形成に向けた美しい景観の保全·創出と観光資源としての活用	第3 1.(一) (街なみ環境の整備)、 (二) 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発、(歴史的風土の保存による魅力ある国づくりの推進)、 4.(六) 観光地における良好な景観の保全 に反映
	*	都道府県		滋賀県は日本一の湖である琵琶湖をその中心にいただき、環境保全活動に熱心に取り組んでいる。滋賀県は、自然体験活動をとおした環境保全に関する知識の普及や理解の増進を図るには、最適のフィールドであると考えるので、基本計画の策定や、今後の国の施策展開にあたっては、こうした点についても留意いただきたい。	
	1	都道府県		「グリーンワーカー制度」により国立公園管理のグレードアップは着手されたが、国立公園以外において展開される自然環境の保全・復元等に対する支援制度の創設。	第3 4.(六) 観光地における環境 の保全 に反映
	;	都道府県		・瀬戸内海等閉鎖性海域の自然環境の保全、再生 地域に愛され、親しまれるなぎさづくり、環境学習のフィールド整備を含めた、総合的な瀬戸内海の自然環 境の保全・再生事業の推進。また、事業推進のための新法の制定。	第3 4.(六) (沿岸域の環境改善) に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		都道府県		る無電柱化のさらなる促進のための、総合的な支援措置の拡充。	第3 1.(一) (無電柱化の推進)、 4.(三) (公共施設等のバリアフリー 化)、(六) (歴史・文化・風土を生かし たまちづくり支援)に反映
		市町村		自然景勝型観光地におけるゴミ持ち帰り運動の実施及び啓発	第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 に反映
		市町村		国定公園内における維持管理経費の国費負担	国定公園維持の国費負担については、 観光だけではなくより広範な観点から 検討されるべき課題であり、基本計画 に記載するには馴染まない
		市町村		エコツーリズムやグリーンツーリズムへの注目の高まり、修学旅行等のメニューに環境教育を取り入れる傾向は顕著であり、環境や自然景観の保全と観光との結びつきが強まっております。また、国際観光の視点からも、自然環境、景観に配慮されていない観光サービスの提供は先進国である日本の観光にとっては、負の要素になりますので、この分野に関しましては、強力且つ早急に講ずべき施策と思われます。更に、この分野については、全国的な取り組みも必要ではありますが、自然環境等地域の特性を活かす必要がありますので、地域が主体的に取り組みを行えるような計画の策定を要望します。	第3 4.(六) 観光地における環境 の保全 に反映
		市町村		根室市には、ラムサール条約登録湿地の「春国岱・風蓮湖」をはじめとする根室十景と呼ばれる貴重な自然や景観があり、これらの観光資源として訪れる観光客にとって魅力的なところであります。これらの観光資源でもある自然や景観の保全の充実を図ることが重要であり、木道やトイレ等の施設の整備を図る補助制度の充実が望まれます。	に関する観光資源の保護、育成及び開
		市町村		羅臼湖歩道線につきましては、知床国立公園の特別保護地域及び特別地区にしてされており、羅臼湖方面の原生的自然環境を一般の国立公園利用者が体験できる羅臼町側の重要な利用拠点となっております。知床の世界自然遺産登録に伴い、国立公園利用者の原生的自然体験の志向が高まり、羅臼湖歩道線の入り込み者が増加しております。これまで、北海道におけて、3度にわたり木道の整備が実施されておりますが、未だ季節や天候により深い水溜まりのできる箇所があり、急勾配の箇所では、水溜まりや滑る斜面を避けて歩行する利用者によって歩道が拡幅され植生の踏みつけや裸地化が生じております。更に、近年では入り込み増加によるものと思われる外来植物の進入も顕在化しており、当歩道線沿いの貴重な植物群落を保持するため早急な対策が必要になっております。これらのことから歩道の未整備箇所や植生に影響を及ぼしている箇所の急勾配部分の階段工を含む木道の保管整備、及び当歩道線入口における外来植物対策について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。	に関する観光資源の保護、育成及び開発、 4.(六) 観光地における環境の保
		業界団体			第3 1.(一) (都市内の水路等の保全・再生)、(二) (地域の観光の拠点となる都市公園の整備の推進)、(都市における緑地の保全及び緑化の推進)、(大都市圏における自然環境保全)に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		業界団体		失われた豊かな水際の回復	第3 1.(一) (河川空間等の活用のための取組み)、(二) (自然環境にやさしく美いいみなとへの変革)、(観光資源としての河川環境の保全・創出及び活用)、(海辺の環境教育の推進)、4.(六) (沿岸域の環境改善)に反映
		業界団体		里づくりの基本となる農業構造の変化とそれに伴う農村景観の行方を明らかにしてゆくこと	第3 4.(五) (グリーン・ツーリズム の推進)、(都市と農山漁村の共生・対 流の推進)に反映
		業界団体		豊かな自然の象徴である森林の保全	第3 1.(二) (優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進)に反映
		業界団体		・京都議定書の考慮 地球環境・資源配慮と省エネルギー化は21世紀の先進国の在り方やそのなかでの企業や生活の在り方を 大きく左右するものになっている。観光領域もこの枠外ではありえない。	第3 4.(六) 観光地における環境 の保全 に反映
		市町村		観光地の形成は、自治体にとっても大きな産業に繋がっていくことはもちろんですが、反面、環境や景観に支障をきたすことも多いことから、自然や史跡の保全に向けた施策の充実を求めます。 観光施設や交通施設の充実施策と同じ、環境保全・景観保全施策の充実に期待したい。国或いは都道府県管理下にある、国立公園や自然公園の整備についても、一定程度の期生はやめを得ないと感じるが、景観や環境に配慮した整備すらできない状況もあります。自治体財政も厳しい中で、自前での整備に財源工面をしなければならず、結果として、不十分な状態のままでいるというのが実態。資源の有効活用を図り、変化する観光動向に対応していきたいが、できないという現実があります。	第3 4.(六) 観光地における環境 の保全 に反映
		市町村		・琵琶湖岸の生物との共生可能な水環境の保全、活用・自然環境学習と連動した地域の魅力を発見するプログラムの充実、開催・四季を通じた、美しい緑空間の保全と啓発・豊かな自然を活かした、エコウォーク・イベント等の開催・里山等を利用した体験型行事の開催・水郷等の風景の保全・風景づくり計画への取組み	第3 1.(二) (優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進)、4.(五) (グリーン・ツーリズムの推進)、(六) 観光地における環境の保全 に反映
		都道府県		・観光地における環境及び良好な景観の保全のため以下の施策を盛り込むべき 観光地における水環境保全のための下水道等の整備 海岸環境・海岸利用に配慮した海岸護岸の整備 電線共同溝事業の積極的推進 観光地等における美化・環境衛生対策等の推進	第3 1.(一) (無電柱化の推進) 第3 4.(六) (沿岸域の環境改善)、 (生活排水対策の推進)に反映
			宿泊施設の整備における環境 対策投資促進及び支援	観光地の美化を促進するため、旅館・ホテル等における景観を配慮した施設整備に対する金融・税制面での優遇制度を講じられたい。	景観を配慮した施設整備に対する金融・税制面での優遇制度については、 国の施策として実施することの適否を 含め、今後検討する。
		業界団体		宿泊施設オーナーの環境教育、省エネ技術指導を行い目標管理していくための我が国の一元化した認定組織機構の設置 省エネ技術の投資効果等の評価のための調査研究に対する認定組織の協力 環境対策投資促進のため低融資や補助金など公的な支援。	宿泊施設の環境対策に対する支援のあり方については、国の施策として実施することの適否を含め、今後検討する。

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		都道府県	全国各地域の景観資源の活用 と保全の推進	景観資源のデータバンクの構築、外国語表示マップ等の整備、景観資源を保全する耐震化への支援。	第3 4.(六) 観光地における良好な 景観の保全 に反映。 耐震化への支援については景観のみならず広範な観点から検討されるべき 課題であり、基本計画に記載するには 馴染まない。
		市町村	景観の保全	観光地における空港や主要道路及び周辺地域における環境及び景観の良好な保全について、国として積極的に推進されたい。	第3 4.(六) 観光地における良好 な景観の保全 に反映
		市町村		観光地内での景観を損ねる建造物に対する強制撤去が出来る体制づくり。個人の財産でも景観や周辺に 支障を及ぼすものであれば、市町村内での各種団体からなる協議会等で、合意がとれたものに限り強制撤 去等が出来る方策。 景観に配慮した土地利用や建築物の規制など、条例等で建築基準法や都市計画法を超える規制を掛ける ことが可能な制度導入。罰則規定も含む。	本意見は、国民的な議論が尽くされた 段階とは言えないため、現時点で基本 計画に記載することは困難である。
		市町村		環境保全対策及び良好な景観の保全の推進方策を盛り込んでいただきた〈ことを要望します。	第3 4.(六) 観光地における良好な景観の保全 に反映
		市町村		環境保全対策及び良好な景観の保全の推進方策を盛り込んでいただきた〈ことを要望します。	第3 4.(六) 観光地における良好な景観の保全 に反映
		業界団体		景観の良い場所については電柱地中化や移設などの対策で良い景観を保全するための具体的な対策を要望いたします。	第3 4.(六) 観光地における良好な景観の保全 に反映
		業界団体		開発と環境保全	第3 4.(六) 観光地における環境 の保全 に反映
		個人		景観の保全及びそれについての国民の意識改革	第3 4.(一) (国民全体の理解の増進)、(六) 観光地における環境の保全 に反映
		個人	中国からの黄砂	豊かな自然ときれいな星空の体感、体験ができな〈ならないよう、煙霧への対策が必要。	中国からの黄砂対策については、観光 のみならず広範な観点から検討される べき課題であり、基本計画に記載する には馴染まない。
第7節 観光に 関する統計の整 備	1 観光に関する統計の整 備	都道府県	全国統一基準による統計の整備	観光レクリェーション施設等の利用者統計について、宿泊施設利用者統計同様、全国統一基準による実施 方針	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
		都道府県		早期の基準統一(観光入込客数、観光消費額等)とデータベース構築は、国家レベル、各エリアレベルでの観光戦略の構築に必要不可欠な条件。	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
		都道府県		上で非常に大切である。早急に全国比較ができる観光統計を国が主体となって進めることを計画に盛り込んでいただきたい。	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
		都道府県		観光客入込数について、都道府県間で比較可能な統計基準の整備および国による統一的な調査実施について盛り込んでいただきたい。	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
		都道府県		外国人の入込、国内観光客の入込、日帰り、宿泊等、それぞれに統一的な基準を設けて細かく把握する必要がある。	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
		都道府県		・観光施策の基本となる精度の高い、統一的な観光統計の迅速な整備 指定統計化。マルチハビテーション、地域間交流等の地域間移動の数を把握できる制度や、国・地域別に 各都道府県を訪れる国際ツーリストの数を把握できる制度の整備。	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画	画(案)への反映状況
		都道府県		日帰り旅行者も含めた観光統計についても、都道府県単位で比較可能な観光客数、観光消費額、経済効果の調査手法を確立するとともに、国が主体となって調査を実施する施策を盛り込まれたい。	第3 4.(七) 備 に反映	観光に関する統計の整
		都道府県		観光立国に向けた目標数の設定や現状の把握には、宿泊観光客数をはじめ外国人旅行者数や各観光地における入込客数等の数値と観光客の動向の把握が必要であり、効果測定のためにはさらに観光消費額の把握も必要と考える。現在、国においては全国統一基準による宿泊統計の整備が進んでいるが、併せてその他入込客数等の把握についても、国による統一実施を行うか、若しくは、統一基準を示し(財源的配慮を含め)早急に観光統計の全国比較が行えるよう配慮願いたい。	第3 4.(七) 備 に反映	観光に関する統計の整
		政令市		観光立国の基礎的なデータとなる「入込観光客数」「訪日外国人客数」については、各自治体でとり方がまちまちであると思われます。(特に、外国人データは市町村レベルでは把握できていないと思われる。) そこで、カウントのし方に統一基準を設け、各自治体がそれに基づきデータをとることで、国においてもより 正確な観光データを構築できると思いますので、ご一考の程お願いします。	第3 4.(七) 備 に反映	観光に関する統計の整
		政令市		外客誘致を推進していく中で、各都市に訪れる外国人観光客の把握等の需要が高まっており、外国人観光客の統計のほか、全国共通の観光統計整備に関する施策については、重点施策として推進していただきた		観光に関する統計の整
		市町村		自治体間の比較や観光施策の検証に活用できるよう、観光統計について全国共通のモデル指標を構築していただきたい。	第3 4.(七) 備 に反映	観光に関する統計の整
		市町村		観光統計(特に入込客の把握)の統一手法を早めに提示してほしい。なお、導入に当たっては、国も予算措置をとり、実施方法まできちんと計画に盛り込むことを要望する。	第3 4.(七) 備 に反映	観光に関する統計の整
		政令市		国及び地域の観光政策の基礎となる全国統一的な観光統計の早急な整備が必要である。	備 に反映	観光に関する統計の整
		市町村		観光客の入り込みによる経済普及効果の測定は、振興を図る上で必要、現在いくつかの方法があるが測定の統一と簡便性についての施策を。	第3 4.(七) 備 に反映	観光に関する統計の整
		市町村		基本的な観光入り込み客数カウント方法の統一を要望	備 に反映	観光に関する統計の整
		市町村		観光統計基準の整備並びに地域間の比較や観光政策の立案に活用できるような観光統計の体系的な整備を国土交通省が中心となって進められることを要望する。	第3 4.(七) 備 に反映	観光に関する統計の整
		市町村		数値の算出方法を統一してほしい。	第3 4.(七) 備 に反映	観光に関する統計の整
		市町村		現在、国では「宿泊旅行統計調査」をはじめとして、統一的な基準により、観光統計の体系的な整備を進めようとされているところですが、具体的な観光施策を実施する地方自治体にとっても、宿泊者をはじめとする観光統計は必要不可欠なデータです。従って、今後、データの収集・分析等にあたり、地方自治体が管轄するエリアのデータについては、国と地方で生データを共有化できるシステム構築をお願いしたい。		観光に関する統計の整
		市町村		観光に関する統計の整備については、倉敷市においても、観光行政を推進していく上での課題に一つとなっている。倉敷市は、岡山県下統一の方法で統一資料を作成していますが、県外自治体と必ずしも同方式でないため、比較が困難であり、また、内容についても不明瞭な点があるように思われます。日本観光協会が指針を出しているようですが、「観光客」の定義づけと国内自治体の統計方法の統一について、計画の中で触れていく必要があるのではないかと考えます。	第3 4.(七) 備 に反映	観光に関する統計の整
		市町村		実観光客の把握方法の検討	第3 4.(七) 備 に反映	観光に関する統計の整
		経済団体		·各自治体が個別に実施している観光統計の基準の統一に向けた具体的な措置を明記すべきである。 ·民間事業者等は、観光統計の整備に向けた国・自治体の諸施策に協力する。	第3 4.(七) 備 に反映	観光に関する統計の整

項 提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
個人		各県、市町村の統計を「統一」したものと盛り込むべき。	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
個人		観光に関する各種指標については、自治体間で比較可能なものとするべき。	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
個人		観光に関する統計の整備について、大都市の場合、各駅周辺、百貨店・商店街、公園等の公共空間その他に来る人たちは多種多様であり、量的にも把握しきれず、また、観光目的で来ているのか、地元の人か、外国人の場合定住者か旅行者か、通勤通学の一時的滞在者か、等を見分けることができないため、「観光客の数」を算出することは事実上不可能です。そこで、観光客数を「統計上」はじき出すための根拠・算出式等を具体的に教示いただければ、と希望します。(例えば「母集団」をどうやって範囲確定することが可能なのか、など)	
個人		・「宿泊旅行統計調査」について、本年からの本格調査に当たっては、各県や市町村、観光関係者がさまざまな角度から分析できるように、市町村別など、きめ細かいデータの提供をお願いする。 ・また、今後の調査内容の検討に当たっては、地方の意見を取り入れてもらいたい。	 第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
		日本観光協会が指針を出していますが、各市町村の入込観光客統計は未だ同じライン上で行っていない現状です。入込観光客数統計は、より一定の指針に基づいて算出されるべきものだと思います。経済効果などの重要な統計なども含めて、足並みを揃えて国の統計として合算地が出て〈る指針を示して欲しいです。	
個人		入込観光客推計調査のより良い実施方法について。(祭などのイベントの場合、販売(売上個数)数からの 逆算による推計にとどまっているのが現状。)	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
都道府學	外国人旅行者に関する統計調 査方法について	外国人旅行者の流動実態について可能な限り全数に近い把握ができるような調査方法の導入 出国審査表とセットにした調査用紙の配付・回収、通年での調査実施、調査項目の簡略化等、訪問率が低いとされる県においても実態把握が可能となるような標本数の確保を前提とした調査法の導入。	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
都道府嶋		外国人観光客を対象とした動向調査及び統計の整備 外客誘致施策を効果的に展開するため、観光客の動向やニーズを迅速かつ的確に把握することが必要。平成19年1月から宿泊統計調査が本格実施されているが、観光政策の立案や評価、外国人観光客を対象とした民間事業者のマーケティング戦略のためにも、府県の枠を超えて広域的に周遊する傾向のある外国人観光客の動向を詳細かつ迅速に把握する統計の整備について、基本計画の中で強く打ち出されたい。	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
都道府場		外国人観光客の統計調査について、統計法の宿泊旅行統計調査とは別途の調査を行う場合は、大都市周辺だけで調査(例: JNTOの訪日外国人旅行調査は、大都市の主要空港のみで調査)するのではなく、地方の状況も判明する調査を行うこと。	
個人		外国人観光客の動向についてのレポート 時期:3ヶ月後までには 地域:九州レベルでもなかなか情報が入手出来ない	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
都道府身	めるにあたって、自治体が現に	宿泊旅行統計など観光統計整備の検討を進めるにあたっては、各都道府県が現に実施している観光入込客数調査の実情などについても考慮いただくとともに、その影響などについても配慮いただきたい。 平成22年を目途としている「全国観光統計基準」の見直しにあたっては、国と都道府県との役割分担を明確にするとともに、その内容について、できるだけ早い段階で情報提供をしていただきたい。 また、市町村及び宿泊施設等観光事業者の負担とならないよう、国と都道府県との一体的な調査となるよう配慮いただきたい。	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映

項提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
都道府県		観光振興のための企画立案や事業効果の測定には、基礎データとして、精度の高い全国規模の観光統計が整備されるこつが重要である。これまで、(社)日本観光協会及び国は、「全国観光統計基準」を提唱し、都道府県に対して当該基準の採用を求め、東京都もこれに応じてきたところである。この度、国は新たに平成18年度より宿泊旅行統計調査(仮称)を実施予定と聞いている。当該調査は、観光地点の観光客数が含まれていないことや、データの把握が都道府県単位に限られること等、観光統計として十分な内容となっていない。一層の観光立国の推進を図るため、国の責任において以下の措置を講ずること。1 国として、宿泊客だけでなく、日帰り客を含めた観光客全体を把握できる精度の高い観光統計基準を整備すること。2 宿泊旅行統計調査(仮称)の実施にあたっては、調査の単位を市区町村単位とするなど、都道府県における活用に配慮した調査とすること。3 都が現在実施している「全国観光統計基準」に基づく調査との重複や整合性を考慮し、調査先である宿泊、観光関連施設の協力を得やすいよう都の調査との連携を図ること。	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
政令市		統計の実施方法により変わって〈るが、自治体の人的、財政的負担が大き〈なることも予想されるため、その場合の関係団体への周知徹底等環境整備は国において主体的に実施されたい。	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
政令市	_	過去のデータとの比較が困難になる、また、できなくなることも考えられるため、統計手法については十分に吟味いただきたい。	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
都道府県 (再掲)		国内外の観光旅行の促進のための環境の整備についての具体的な目標を設定するに当たっては、観光統計の整備に努め、具体的施策立案に活用できるものとする。また、統計等の実施にあたっては、今後とも地方自治体や事業者に負担を求めないようにすること。	
市町村		全国統一的な基準・手法に基づく観光統計の構築を速やかに進めていただきたい。各自治体間のデータが比較可能となれば、より有効な施策の推進に大いに役立つ。	第3 4.(七) 観光に関する統計の整備 に反映
都道府県	従業員10人未満の小規模宿泊 施設の調査における取扱につい て	国において実施されている宿泊統計は従業員10人以上の宿泊施設を対象とされているが、従業員10人 未満の小規模な宿泊施設の多い本県のような地域の状況を勘案し、以下の(1)又は(2)の方策等について検 討をお願いしたい。 (1)従業員10人未満の宿泊施設を調査対象に含める または (2)従業員10人以上の宿泊施設の調査結果を基に従業員10人未満の宿泊施設を含めた全体の宿泊者 数の推計方法の確立	
都道府県		現在の宿泊統計調査は、従業員規模10人未満施設を対象外としており、平成22年にむけて、当該施設の取り扱い等について引き続き検討することとなっている。観光客の全体像を把握するためには、宿泊施設調査(全施設対象)及び観光施設入込客調査が不可欠であり、基本計画の立案・実施にあたっては総合的な観光統計の整備を図られたい。	
都道府県	その他	日本全体の観光振興の底上げのため、全国レベルの受入体制整備などに関する調査・研究を実施するシンクタンクの設置	全国レベルの観光調査の実施のため のシンクタンクの設置については、国の 施策として実施することの適否を含め、 今後、検討する。
業界団体		・統計調査にかかる経費負担の支援 旅館・ホテルが協力する宿泊統計への協力における経費負担への支援策を講じられたい。	宿泊施設の負担が重すぎないような調査のあり方について検討する。
市町村		現在、旅行者数については、宿泊の泊数をそのままカウントする方法が採用されるようですが、これでは宿泊を得意としない地域にとって、数字上では(訪日外国人)旅行者が存在しないという可能性も出てくる。交流あるいは滞留を得意とする地域については、従前どおり交流客数としてカウントすることにより成果等を評価する方策が必要であり、また評価していただきたいと思慮します。 ついては、宿泊以外の方法についても、カウントする仕組みを創設いただきたい。	備に反映
業界団体		今後の二国間の交流を更に拡大するにあたり、国としてのアウトバウンドに関する出国者内容の把握などを 初めとした正確なデータの統計や整備に基づ〈マーケティング機能を早期に整え、それぞれが抱えている問 題解決に向けた具体的な対策を講じてもらいたい。	

	-74	是出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
国及び地方公共団体の協力等	都迫		進体制について	国土交通省以外の各省庁が実施している観光関連施策も組み込み、国の総合的な計画にするとともに、それらの窓口の国土交通省への一本化についても検討いただきたい。また、国の政府予算(案)の公表に当たっては、観光の視点から省庁横断的に体系化し、マトリックス表示について検討いただきたい。	
	都道	道府県		観光地づくりに向けた農林・経産省・国交省間の分野・手法をこえた取組など、省庁横断的な支援制度の創設	第4 2.政府が一体となった施策の推 進 に反映
	都订	道府県		観光は商工業にとどまらず、農林水産業にまで及ぶ大変裾野の広い産業であることから、関係する省庁も 多岐にわたることが考えられる。そこで、本計画の推進にあたり、各省庁の役割の明確化を図るとともに、緊 密な連携のもと、政府が一体となった取組を実施されたい。また、観光立国に向けた各種総合的整備の連 携を強化するため、その総合調整役としての国土交通省の役割に大いに期待するものである。	第42.政府が一体となった施策の推進 に反映
	都迫	道府県		異なる省庁で、同じ観光資源を切り口とした同様の誘客施策を別個に行うことのないよう、総合的な調整を 図るための方策について検討すること。	第4 2.政府が一体となった施策の推進 に反映
	政	文 令市		産業、文化、交通、自然、休暇制度等観光に関わる様々な施策を計画に盛り込む際、国全体の計画としての総合的かつ統一的な視点で行っていただきたい。	全体に反映
	政	女令市 都		各省庁の観光関連政策を統括し、総合的かつ効果的に施策を実施するため、「観光庁」を設置していただきたい。	第4 2.政府が一体となった施策の推 進 に反映
	市	5町村		観光行政における国の窓口業務の一本化、情報の共有化	第4 2.政府が一体となった施策の推 進 に反映
	業界	界団体		国が観光立国の実現に関する施策を講ずるについて当たっては、関係省庁の横断的な施策を効率的に行うため観光庁を設置されたい。	第4 2.政府が一体となった施策の推 進 に反映
	業界	界団体		衆議院・参議院における決議・付帯決議にも記載されている「観光庁」を設置することを明記する。(可能であれば将来の観光省設置を視野に入れることを追加する。)	第42.政府が一体となった施策の推 進 に反映
	業界		連携	ツーリズムに関係する省庁(国土交通省、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)および地方自治体が縦割り行政の弊害を克服した密接な連携なもとに観光施策を講ずるべきである。	
	都近	道府県		事業の継続性・効率性を考えた場合に都道府県と連携して施策を進めていった方がよいと考える。ただし、 地方財政も厳しい状況であるので、財政的な措置について配慮いただきたい。 基本計画は、ハード・ソフト含めた取組になっていくものと考えられる。従来の観光セクション外の部門をまき こんで、円滑に連携していくためには、国内部の綿密な連絡調整や情報提供はもとより、関係する国・県・市 町村の部門との連絡も密にしていただきたい。	第4 1.多様な関係者の適切な役割分 担と連携・協力の強化 に反映
		道府県場			と協力の強化)、 4.(五) 新たな観光旅行の分野の開

		項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		,,	業界団体		全国的・広域的に効果が及ぶ観光振興事業、全国的なモデル事業等を実施するために都道府県	第3 1.(一) (広域連携による観光振興の促進)に反映
			業界団体			第3 1.(一) (広域連携による観光 振興の促進)に反映
			業界団体		都道府県においては、全国的な広域観光振興を推進するとともに観光道州制も視野に入れた広域的な連携協力をすべきである。	第3 1.(一) (広域連携による観光振興の促進)に反映 第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 に反映
			都道府県		・国の市町村に対する助成制度のあり方について 魅力ある観光地づくりは、地域づくりと表裏一体のものであり、地方公共団体の関わりが不可欠であると考える。昨今、直接市町村や事業者を対象とした助成制度が各省庁に創設されているが、県内における地域づくりには、当然県の関わりが不可欠であることから、県を間に入れた制度とするか、県と市町村の事業に制度改正すべきと考える。	第4 1.多様な関係者の適切な役割分 担と連携・協力の強化 に反映
			市町村		民間主導への移行には時間がかかる。キーパーソンの紹介や行政主導型への配慮など、現行制度の柔軟な活用を要望。	第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 に反映
			市町村		外国人観光客増加に伴う治安確保のため、新規警察署の設置など、警察力の強化もお願いしたい。	警察力の強化については、観光だけではなくより広範な観点から検討されるべき課題であり、基本計画に記載するには馴染まない
			市町村		国及び自治体、住民、事業者それぞれが何をすべきか明確化が必要	第4 1.多様な関係者の適切な役割分 担と連携・協力の強化 に反映
			都道府県		地域の観光地づくりの主体となる観光協会等に対する体制強化に向けた支援制度の創設	第3 2.(二) (観光マネジメントの強化)に反映
			個人		海外からの旅行者が万一トラブルに遭遇した場合、最寄りの交番、派出所に駆け込むことは現在でも日々起こっていることですが、アジア地域においても実施されている「ツーリストポリス」の設置についての奨励が必要です。多言語通訳システムも構築される昨今、街の繁華街にある交番にこのツーリズムポリスの看板とマークを掲げ、広域(たとえば九州の単位)で海外からの旅行者の安全・安心を地域が守り、支えていくことをアピールすることで勧誘活動に弾みをつける必要があると考えます。	はな〈より広範な観点から検討されるべき課題であり、基本計画に記載するに
その他	その他		都道府県		施策については、実効性を重視し、施策方向や理念を示すのみならず、具体の取組方法や実施主体・財政 措置等を示していただきたい。	個別の制度及び事業の具体的な内容は、政府の施策に関する中長期的な計画に記載するには馴染まない。
			都道府県		自分たちが住むまちの良さを知り、それを多くの人に知ってもらうことが、観光の原点であると思います。 法律の前文に掲げる「地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現」のため、 子供からお年寄りまで全ての地域住民が一体となった観光まちづくりの重要性を説き、住民のまちづくりへ の意識が高揚し、もてなしの心が醸成されるような記述を望みます。	第3 4.(一) (国民全体の理解の増 進)に反映
			市町村		地方の観光振興のテキストとなるように作成していただけるよう、強〈希望します。	全体に反映

-	出者 大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
都這	直府県	観光の推進が農山村の活性化に重要な役割を果たすことから、国が積極的に各種支援を講じていくことを 明記願いたい。	第3 3.(一) (農山漁村での外国人が快適に観光できる環境の整備)、 4.(五) (グリーン・ツーリズムの推進)、(都市と農山漁村の共生・対流の推進)に反映
都道	節原果	国土交通省が実施している日本風景街道、観光ルネサンス事業や関係省庁が取り組んでいる取組等を具体的に記載することにより、その実効性をより高める必要がある。	個別の助成制度の具体的な内容は、 政府の施策に関する中長期的な計画 に記載するには馴染まない。
市	町村	国内需要拡大にも力を入れた計画としてほしい。	第1 2 基本的な方針 に反映
市	町村	それぞれの観光地の特性に応じた観光政策の推進が可能な計画の策定を希望	 第1 2 基本的な方針 第4 4.地域単位の計画の策定 に反 映
但	斯人	全国どこの地域も観光で活性化することは無理である。海外からの客を集客するには、全国でも限定的に発展させるほうがよい。公共事業と同じように総花的では失敗すると思う。	第3 3.(一) (国際競争力の高い魅力ある観光地の創出) に反映
業界	P 団体	国内、インバウンド、アウトバウンドのそれぞれについて着実な発展を図るための施策を講ずる。	全体に反映
都這	道府県 自治体の施策の基本計画への 反映について	基本計画の策定にあたっては、観光事業者、観光関係団体、行政機関などオール北海道で設置した「北海道観光戦略会議」が策定した「北海道観光戦略」の推進について特段のご配慮をいただきたい。	第4 4.地域単位の計画の策定 に反映
都這	節府県	基本計画の策定にあたっては、北海道観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために平成13年10月に制定された「北海道観光の〈にづ〈リ条例」に基づき策定した「北海道観光の〈にづ〈リ行動計画」の推進について特段のご配慮をいただきたい。	第4 4.地域単位の計画の策定 に反映
都這	節府県		第4 4.地域単位の計画の策定 に反映
政	令市	現在、「北九州市観光振興プラン」(平成18年2月策定、計140施策)に基づき、総合的・計画的に観光振興施策を推進しているところである。特に本プランでは、産業観光の推進 北九州空港を活用した集客促進 観光産業の育成とおもてなしの充実 の3つを重点取組みに掲げ、早期に、重点的に取り組んでいくこととしている。これらの取り組みは、海外路線を有する新空港開港を弾みに、「モノづくりのまち」としての本市の特徴を最大限活かしながら、百万市民挙げて観光客を受け入れるための施策等を推進していくものである。そこで、観光立国推進基本計画の策定にあたっては、このような各地域の特徴を活かした施策が一層積極的に推進されるようお願いしたい。なお、同基本計画に基づき実施される各種観光関連施策について、地方交付税等の措置が講じられるよう併せてお願いしたい。	第4 4.地域単位の計画の策定 に反映
政	令市 個別の施策の基本計画への反映について	主要新幹線駅でのチェックカウンターの整備	個別具体的な事業の実施は、政府の施策の総合的な計画に記載するには 馴染まない。
政	令市	東アジアのニーズの把握	第3 4.(七) 観光に関する統計の整 備 に反映

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		都道府県		風評による観光産業経済への被害を軽減するための方針を策定	第3 4.(二) (観光地における案内 表示の整備等情報提供の充実)に反映
		政令市		観光地開発に伴う適切な法規制解除への検討していただきたい。	第3 1.(一) (構造改革特区、地域 再生の活用)に反映
		市町村		道路運送法の規制緩和	個別の制度の具体的内容は、政府の 施策に関する中長期的な計画に記載 するには馴染まない。
		都道府県		国家的な意義や国際観光促進の観点から、国においてもその円滑な開催に向け、特に協力が必要と認められるものについては、閣議了解等によって関係省庁の協力を確認するとともに、国際博覧会に準じた協力・支援を行うなど、国と地域が一体となった取組を進めることを可能とするような仕掛けを作っていただきたい。 「平城遷都1300年記念事業」を観光立国推進基本計画における戦略プロジェクトとして位置付けていただきたい。	
		都道府県		国内での修学旅行の推進 少子化の影響や海外も含めた旅行先の分散等により、国内への修学旅行者数は長期的に低迷し、また、	個別具体的な事業の実施は、政府の 施策の総合的な計画に記載するには 馴染まない。
		都道府県		公共交通機関や観光施設等における移動や情報のバリアフリー化(高齢社会・国際社会への対応)を促進するための施策を盛り込むべき	第3 4.(三) 高齢者、障害者、外 国人その他特に配慮を有する観光旅行 者が円滑に利用できる旅行関連施設及 び公共施設の整備及び利便性の向上 に反映
		個人		国際花博覧会の実現に向け計画化してほしい。	個別具体的な事業の実施は、政府の 施策の総合的な計画に記載するには 馴染まない。
		個人		現在外国人を雇用しているわけではないがインバウンドが増えれば、今後外国人の雇用はあり得る。外国 人雇用を円滑にするための法整備をお願いしたい。	個別の制度の具体的内容は、政府の 施策に関する中長期的な計画に記載 するには馴染まない。
		個人		観光振興の推進には、情報の提供が最も大事。そこで、国道、県道に設置してある道路標示板の裏側利用について、規制を外し、有効活用をしていただくよう協議願いたい。	個別の制度の具体的内容は、政府の 施策に関する中長期的な計画に記載 するには馴染まない。
		個人		単純労働の一部規制緩和	個別の制度の具体的内容は、政府の 施策に関する中長期的な計画に記載 するには馴染まない。
		業界団体		旅行業界としては総合旅行業務取扱管理者資格があるが、消費者の旅に対する考え方も変わり、旅行需要もますます多様化の傾向にある。また、旅行市場そのものが体験志向や効率志向等の旅行を求めるなど市場の二極化が進行している中で、政府、地域、業界が一体となって、あらたな資格制度を設けるなどの施策を講じていただきたい。	施することの適否を含め、引き続き検

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		業界団体		画旅行であっても企画料が取れなかったり、見積りにあたっては細かく宿泊・輸送費等の内訳明示を要求さ	個別具体的な手続きのあり方については、政府の施策の総合的な計画に記載するには馴染まない。
		業界団体		観光振興のためには、情報の質と量の充実が重要。良質かつ多量の観光情報をどのように流通させるか検討する必要がある。また、情報量に関する目標値を設定すべき。	第3 4.(七) 観光に関する統計の整 備 に反映
		都道府県	観光立国推進基本計画策定の 進め方について	今回の照会は、基本計画策定の全体像やスケジュールが示されない中での照会であるが、今後は、スケジュールや策定方法等を明確に示した上でさらに策定の段階ごとに情報提供を行うとともに、計画案のやわらかいうちから、意見を照会願いたい。	パプリックコメントで対応
		都道府県		など、その有効性を検証する効果的な評価を実施し、リーディングケースとして普及を促進させるような施策	個別具体的な事業の実施は、政府の 施策の総合的な計画に記載するには 馴染まない。
		都道府県		提出された意見等については、どのような意見があったのか、どのように計画に反映されたのか、どのような理由で反映されなかったのか、周知すること。	本資料の公表により実施する。
		市町村		地方公共団体が地域特性を活かした施策を実施できるよう、今後も詳細な情報を提供願いたい。このため、 今後も意見交換の場が必要。	パブリックコメントで対応
		業界団体		観光振興施策がパッケージとしてどのように機能するのかが分かりに〈い。体系図を作り、示す等して頂けないか。	全体に反映
		都道府県	個別の施策実施の際の留意事 項	地方と連携するVJC事業について、事実上海外の業者と直接契約ができない、相手側の要望に即応した事業が行えない、知名度認知度の向上のみを目的とする事業ができない等、地方から見て連携しづらい事務手続き上の一律の問題点を解消するための方策を検討すること。	
		都道府県		ターゲットや取組方法等が県ごとに異なっていることを充分に考慮し、一律の判断や基準で計画された国の事業を強要しないよう配慮すること。 国が行うべき事務(本省から国の地方事務所に対する指示依頼等を含む)について、協力依頼の名目で、安易に地方に事務的経費負担を強いることのないよう、特に留意すること。	第4 1.多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 に反映
		市町村			閣議決定するには馴染まないが、今後 の業務のあり方に反映させていくことと する
		業界団体	その他	ホテル等の観光関係宿泊施設の競争が始まっている。	閣議決定するには馴染まない
		業界団体		大規模複合開発は時代の流れ	閣議決定するには馴染まない
		業界団体		ホテルは多様な人間生活の極めて多くの側面を包含している建築である。 宿泊機能の他に宴会場やコンベンションホールをはじめとした宴集会機能、レストランやバー・ラウンジといった料飲機能、ショッピングアーケードや土産売り場といった物販機能、ブールやアスレチッククラブやテニスコートといったスポーツ機能、アパートメントホテルといった住居機能、ビジネスセンターといった形での業務機能等などに代表されるような夫々が異質の機能を併せ持った典型的な複合建築のひとつ	閣議決定するには馴染まない
		業界団体		 ホテルと旅館の業態ミックスがすすむのは当然のことであり、望ましいとも言える。来訪外国人のためのホテ ルと国内客のための旅館といった観念からの脱却はとっくに始まっている。	閣議決定するには馴染まない
		業界団体		開発手法の活用が設計の可能性を拡げる	閣議決定するには馴染まない
		業界団体		トータルライフサイクルとリノベーションがホテル経営を左右する	閣議決定するには馴染まない

	項	提出者	大まかな内容	具体的内容(基本的には提出された内容どおり)	基本計画(案)への反映状況
		個人			第3 3.(一) (ボランティアガイド等 の普及・促進)に反映
		個人		中心市街地活性化法に基づくまちづくりを進めています。その計画(観光産業)の中で、びわこの親水性を生かすことを念頭にオープンカフェの設置を計画しています。河川法の問題について検討ください。	第3 1.(一) (河川空間等の活用のための取組み)、(二) (観光資源としての河川環境の保全・創出及び活用) に反映